

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
帝塚山学院大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A. 地域連携	83
V. 特記事項	87
VI. 法令等の遵守状況一覧	88
VII. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	105



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 帝塚山学院大学の建学の精神・教育の基本理念

帝塚山学院大学の建学の精神及び教育の基本理念は以下のとおりである。

本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、「力の教育」、すなわち意志の力、情の力、知の力、躯幹の力を含む全人教育を以って有為な人材を社会に送り出すという帝塚山学院建学の精神を継承しながら、豊かな教養を身につけ自学自習の教育によって求知心を育み、社会に貢献し得る品性高い人材を育成することを目的とする（学則第2条より）

この建学の精神、教育の基本理念から「自学主義教育」を柱に据え、教員が学生の求知的態度を育成することを教育の本義としている。

### 2. 帝塚山学院大学の使命と目的

大学（学部）の使命・目的は、建学の精神を踏まえて、「豊かな教養を身につけ自学自習の教育によって求知心を育み、社会に貢献し得る品性高い人材を育成すること」である（学則第2条）。さらに、学則第5条において、学部・学科ごとの人材養成目的等をより具体的に示している。

大学院の使命・目的は、建学の精神を継承しながら、「広い視野に立って学術の理論及び応用を研究教授し、専攻分野における精深な学識と研究能力を養い、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を育成し、人類の文化の向上と幸福な社会の発展に貢献すること」である（大学院学則第2条）。さらに、大学院学則第6条において、専攻ごとの教育研究上の目的をより具体的に示している。

### 3. 帝塚山学院大学の個性・特色

以下の事項が本学の使命・目的に基づき醸成されてきた本学の個性・特色である。

#### (1) 社会の変化に即応した全人教育の展開

本学は、令和5(2023)年度まで、人文科学と自然科学を横断する総合的教養教育と専門基礎を学ぶリベラルアーツ&サイエンス大学として、リベラルアーツ学部（リベラルアーツ学科）と人間科学部（心理学科、食物栄養学科）からなる2学部3学科体制としていた。

社会が劇的に変化していく中で、その変化に対応できる人材を育成していくため、令和6(2024)年度に学部・学科の改組を行った。人間科学部を募集停止とし、総合心理学部（総合心理学科）と食環境学部（食イノベーション学科、管理栄養学科）を設置し、3学部4学科体制とした。社会の変化も踏まえ、総合心理学部では従来の心理学科で取り扱っていた学びを整理・拡充し、臨床心理学、健康・発達科学、こども学、産業・行動科学という4領域に渡って教育を展開している。食環境学部では、管理栄養士・栄養士の養成に加え、近年急速に進むフードテック等の新たな領域で活躍できる人材を育成するため、食品学に加えてマネジメントやマーケティングを扱う食イノベーション学科を設置した。

また、基盤教育機構を令和2(2020)年度に設置し、全学的な教養教育及び初年次教育を展開している。基盤教育科目では、全人教育の理念を体現すべく、過去（先人の知を受け継ぐ）・現在（世界と今を読み解く）・未来（未来をひらく）という時間軸にそった教養科目群を設け、現代社会の流れから教養を身につける学びを展開している。また、社会人と

して必要なコミュニケーション力の育成と専門教育に繋がる高度な知識獲得に必要な学びの土台を固めるための導入学習を展開している。令和 4(2022)年度には、データサイエンス教育のニーズが高まっていることを背景に、全学共通プログラムとして「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」をスタートさせ、令和 5(2023)年度に文部科学省による「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けた。

以上のような教育改革に加え、令和 3(2021)年 4 月には従来の 2 キャンパスから、全ての学部・学科を泉ヶ丘キャンパスに集約するワンキャンパス化を実現し、教育リソースを集約させた。このように、本学の使命・目的に基づき、社会の変化に即応した全人教育が行えるよう、ソフト面・ハード面双方の改革に邁進している。

## **(2)「自学主義」に基づく「帝塚山学院大学生の 10 のちから」の育成**

本学では、令和 2(2020)年度より、学生が卒業時に身につけておくべき力として、ディプロマ・ポリシーを具体化した「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を定めている。「帝塚山学院大学生の 10 のちから」は「教養力」「専門力」と 8 項目の汎用的能力で構成しており、学生がそれらの「ちから」を身につけられるよう、教育課程内外でさまざまな取り組みを行っている。また、学生が自身の「帝塚山学院大学生の 10 のちから」の達成状況を自己評価する仕組みを構築するなど、「自学主義」を体現しながら、学生が「ちから」を身につけて卒業できるよう努めている。

## **(3)メジャーコース・マイナーコース制度の確立**

リベラルアーツ学部では、リベラルアーツ教育の実現のためにメジャーコース・マイナーコース制度を採用している。学生はメジャーコース 1 つとマイナーコース 1 つ以上を選択し、複数分野を体系的に学ぶこととしている。複数分野を学ぶことと卒業研究を必須とすることで、学生が多角的視点や複数分野にわたる知識・技能を獲得する機会を担保し、ディプロマ・ポリシーの達成に努めている。

また、卒業時には学位記に加えてメジャーコース、マイナーコースそれぞれの修了証をデジタル証明書「オープンバッジ」で発行しており、学修成果の可視化及び学生の学修意欲の喚起に努めている。

## **(4)大学院専門職学位課程臨床心理学専攻における高度専門職業人養成**

平成 15(2003)年の人間科学研究科人間科学専攻（修士課程）の開設当初より、現代社会の深刻な問題である心の問題に関わる心理臨床の現場で必要とされる実務的な能力を身につけた人材養成（臨床心理士）に重きを置き教育研究活動を行ってきた。平成 19(2007)年には、臨床心理分野の高度専門職業人の育成という高等教育機関への社会からの要請に応じて、一層の専門的かつ実践的な教育及び指導を実施するため臨床心理学専攻の専門職学位課程を設置した。

臨床心理学専攻の教育研究上の目的は、さまざまな心の問題に対して、高度な専門的知識と技能を身につけ、豊かな心理臨床経験と実践力を備え、かつ倫理性を十分に備えた質の高い臨床心理分野の高度専門職業人を育成するところにある。実践的な教育を重視していることから、少人数による演習・実習科目に大きな比重を置き、事例研究や実践活動、討論、質疑応答を多く取り入れた授業を行っている。また、心理教育相談センターでの学内実習及び学外施設での実習体験を重視し、実務家教員及び現場の臨床心理士による具体

的・実践的できめ細やかな指導を行っている。

さらに令和元(2019)年度には、平成 29(2017)年の公認心理師法施行に伴い、臨床心理士受験資格取得と併せて公認心理師受験資格取得を目的としたカリキュラムも導入した。

主要な科目を担当する専任教員の大多数が臨床心理士及び公認心理師の有資格者であり、その各々が専門分野における高度な知識や経験を有している。特に実務家教員については、豊富な実践経験を有しており、教育・研究と同時に心理臨床実践活動を行っている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

年月	内容
大正 5(1916)年 12 月	財団法人帝塚山学院設立認可
昭和 25(1950)年 4 月	短期大学を大阪市住吉区に開学
昭和 41(1966)年 4 月	大学を大阪狭山市（狭山キャンパス）に開学 文学部（日本文学科、英文学科、美学美術史学科）
昭和 61(1986)年 4 月	短期大学を堺市南区晴美台（泉ヶ丘キャンパス）に移転
昭和 63(1988)年 4 月	文学部に国際文化学科を開設
平成 10(1998)年 4 月	人間文化学部を開設（文化学科、人間学科）
平成 11(1999)年 9 月	短期大学廃止
平成 14(2002)年 4 月	文学部 2 学科を名称変更（英文学科を英語コミュニケーション学科、美学美術史学科を芸術学科に変更）
平成 15(2003)年 4 月	文学部を 2 学科に改組（コミュニケーション学科、国際文化学科） 人間文化学部、男女共学化 大学院開学（人間科学研究科人間科学専攻）
平成 18(2006)年 4 月	人間文化学部に食物栄養学科を開設（文化学科、人間学科、食物栄養学科）
平成 19(2007)年 4 月	文学部を 1 学科に改組（現代コミュニケーション学科） 文学部、男女共学化（全学男女共学化） 大学院人間科学研究科に臨床心理学専攻（専門職学位課程）を開設
平成 21(2009)年 4 月	文学部を改組し、リベラルアーツ学部（リベラルアーツ学科）を開設 人間文化学部を改組し、人間科学部（情報メディア学科、心理学科、食物栄養学科）を開設
平成 26(2014)年 4 月	人間科学部食物栄養学科に管理栄養士課程・健康実践栄養士課程を開設
平成 27(2015)年 4 月	人間科学部にキャリア英語学科を開設
令和 2(2020)年 4 月	リベラルアーツ学部を再編（リベラルアーツ学科） 人間科学部を再編（心理学科、食物栄養学科管理栄養士課程・健康実践栄養士課程） 基盤教育機構を設置
令和 3(2021)年 4 月	キャンパスを泉ヶ丘キャンパスに統合し、ワンキャンパス化
令和 6(2024)年 4 月	人間科学部を改組し、総合心理学部（総合心理学科）を開設 人間科学部を改組し、食環境学部（食イノベーション学科、管理栄養学科）を開設



帝塚山学院大学

2. 本学の現況

・ 大学名 帝塚山学院大学

・ 所在地 大阪府堺市南区晴美台4丁2番2号

・ 学部・研究科構成

学部・研究科	学科・専攻
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科
総合心理学部	総合心理学科
食環境学部	食イノベーション学科、管理栄養学科
(人間科学部)	(情報メディア学科、心理学科、 食物栄養学科<管理栄養士課程・健康実践栄養士課程>)
大学院 人間科学研究科	人間科学専攻<修士課程> 臨床心理学専攻<専門職学位課程>

※人間科学部情報メディア学科は令和2(2020)年4月学生募集停止

※人間科学部心理学科、食物栄養学科は令和6(2024)年4月学生募集停止

・ 学生数

(単位：人)

学部・研究科	学科・専攻	入定定員	収容定員	在籍者数
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	120	480	583
	学部計	120	480	583
総合心理学部	総合心理学科	130	130	139
	学部計	130	130	139
食環境学部	食イノベーション学科	40	40	25
	管理栄養学科	80	80	99
	学部計	120	120	124
人間科学部	情報メディア学科	—	0	3
	心理学科	—	390	431
	食物栄養学科 <管理栄養士課程>	—	240	221
	食物栄養学科 <健康実践栄養士課程>	—	120	87
	学部計	—	750	742
帝塚山学院大学 合計		370	1,480	1,588
大学院 人間科学研究科	人間科学専攻 <修士課程>	10	20	2
	臨床心理学専攻 <専門職学位課程>	20	40	46
帝塚山学院大学大学院 合計		30	60	48

帝塚山学院大学

※総合心理学部、食環境学部は令和6(2024)年度開設のため学年進行中

・教員数

(単位：人)

学部・研究科	学科・専攻	専任教員					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科	9	7	4	0	20	0
	学部計	9	7	4	0	20	0
総合心理学部	総合心理学科	11	4	3	0	18	0
	学部計	11	4	3	0	18	0
食環境学部	食イノベーション学科	7	1	2	0	10	4
	管理栄養学科	6	2	3	0	11	6
	学部計	13	3	5	0	21	10
帝塚山学院大学 合計		33	14	12	0	59	10
大学院 人間科学研究科	人間科学専攻 <修士課程>	(7)	(3)	0	0	(10)	0
	臨床心理学専攻 <専門職学位課程>	3(4)	1(1)	(1)	0	4(6)	0
帝塚山学院大学大学院 合計		3(11)	1(4)	(1)	0	4(16)	0

※大学院のカッコ内は兼務教員数

・職員数

(単位：人)

正職員	嘱託	パート・ アルバイト	派遣	合計
31	7	7	15	60

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 【学部】

本学は使命・目的及び教育目的を学則第 2 条、第 5 条に明確に示している【資料 1-1-1】。建学の精神である「力の教育」すなわち「全人教育」、さらに「自学主義教育」を現在に生かしている。また平成 21(2009)年度に建学の精神に解釈を加え、平成 29(2017)年度より目指すべき人材像を次のように定め、明示している。

建学の精神「力の教育」「自学主義」に基づき鍛えられた「社会貢献への意思と力」、そしてレジリエンスと気品をそなえた人物

学則に定める人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりである。

##### 【リベラルアーツ学部】

社会の急速な変化に対応できる広い視野、判断力を有し、企画力、実践力、推進力のある総合的、学際的教養を身につけた人材の育成を目指す。

##### <リベラルアーツ学科>

社会の急速な変化に対応できる広い視野、判断力を有し、企画力、実践力、推進力のある総合的、学際的教養を身につけた人材の育成を目指す。

##### 【総合心理学部】

多様化、複雑化が進み、さまざまな問題や課題が山積する現代社会において、本学で身につけた豊かな教養を基盤に、心理学の知識、技能を理論的かつ実践的に展開する能力を習得するとともに、これらを生かし社会の多様な分野で活躍可能な人材を養成する。

##### <総合心理学科>

本学で習得した豊かな教養と心理学の知識・技能を活かして心と体の健康を総合的に理解し、臨床心理学、行動科学、健康発達科学の各分野を中心に幅広く地域・社会・産業に貢献できる人材を養成する。

##### 【食環境学部】

「食」と「栄養」に関する幅広い知識と「食」の課題に取り組む社会人基礎力を有し、「食」「栄養」と「健康」との関連を理解した上で人々の生活の質と地域社会の発展に寄与する実践力を持つ専門家を養成する。

**<食イノベーション学科>**

「食」に係る事業において、「食の安全・安心」「食品ロス」「食育」等の「食」の課題を、デジタルトランスフォーメーションを推進しながら解決できる人材を養成する。

**<管理栄養学科>**

病院で医療チームの一員として傷病者の健康管理を行うとともに、専門的な知識を生かし企業や事業所において栄養ケアや健康管理を行う管理栄養士を養成する。また生命科学的な視点から栄養・食生活と健康に関する課題に取組み、創造的に解決できる人材を養成する。

**【大学院】**

大学院人間科学研究科では、教育研究上の目的を大学院学則第2条及び第6条第2項に明確に示している【資料1-1-2】。

学則に定める人間科学研究科における各専攻の教育研究上の目的は以下のとおりである。

**<人間科学専攻>**

人間科学専攻（修士課程）は、健康科学、情報・認知科学の分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成する。

**<臨床心理学専攻>**

臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの心理臨床経験を積むことによりあらゆる臨床心理現場に即応しうる高度の心の専門家（臨床心理士・公認心理師）を育成する。

**1-1-② 簡潔な文章化**

基準1-1-①に示したように、建学の精神と教育の基本理念、本学の使命・目的及び教育目的は、「大学学則」「大学院学則」に簡潔な文章として示している。また、大学ホームページに「建学の精神」と題して掲載し広く周知しているほか、学部においては「大学便覧」

【資料1-1-3】、大学院においては「大学院便覧」【資料1-1-4】に掲載して学生及び教職員に配布するなど、学内外での周知に努めている。

**1-1-③ 個性・特色の明示**

リベラルアーツ&サイエンス大学として、建学の精神「力の教育」「自学主義」に基づき鍛えられた「社会貢献への意思と力」、そしてレジリエンスと気品を備えた人材の育成を大学教育の根幹に据えている。これらのことは、目指すべき人材像や本学のディプロマ・ポリシーに基づく卒業時達成目標である「帝塚山学院大学生の10のちから」【資料1-1-5】に反映させ、教育課程にも落とし込んでいる。加えて、建学の精神や目指すべき人材像、「帝塚山学院大学生の10のちから」については大学ホームページ、各種冊子に明示の上、入学時のガイダンスでも説明を行うなど学生への周知に努めている。

**1-1-④ 変化への対応**

多様化し、変動の激しい社会の中で直面するさまざまな困難に対して柔軟に対応し得る

精神や能力、生きる力の醸成が重要と考え、平成 29(2017)年度より目指すべき人材像を新たに明示した。

また、令和 2(2020)年度及び令和 6(2024)年度には学部・学科の改組を行った。社会が劇的に変化していく中で、その変化に対応できる人材を育成していくため、建学の精神や目指すべき人材像を踏まえつつ新学部・学科の人材養成目的を明文化しカリキュラムを策定している。

このように本学の基本の精神は堅持しつつ、新たな時代に対応できるように教育目的やそれを実現するための組織体制について適宜見直しを行っている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、個性と特色のある具体的かつ明確な使命・目的及び教育目的を設定し、簡潔な文章により明示している。また、設立 100 年を超える伝統ある学校法人として基本の精神は堅持しつつ、新たな時代に対応できるように使命・目的及び教育目的について適切に見直しを行っている。

今後も現状に甘んじず不断の見直しを行い、学生・卒業生・地域社会をはじめとしたステークホルダーから必要とされる大学として評価され続けるよう努めていく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的については、大学学則、大学院学則等に明記し、教職員をはじめとして本学に関わる全ての構成員が理解しており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも落とし込んでいる【資料 1-2-1】

【資料 1-2-2】。これらのポリシーは大学執行部のみならず、教職員も参画の上策定した。

「カリキュラム・マップ」【資料 1-2-3】「カリキュラム・ツリー」【資料 1-2-4】の策定、それらに基づく教育課程編成や授業運営、またアドミッション・ポリシーに基づく入試実施や広報活動など、各ポリシーは日常業務レベルにまで落とし込みをしている。これら一連の業務を通して、大学の使命・目的及び教育目的への学内構成員の共通理解と支持を得ている。また、大学の使命・目的及び教育目的は理事会にも伝えられ、理解と支持を得ている。本学院の各設置校（幼稚園・小学校・中学校高等学校）の教職員に対しては、

学院の全教職員を対象にした「帝塚山学院学校運営方針説明会」において、学長が大学の教育方針を説明し、理解と支持を得ている【資料 1-2-5】。

### 1-2-② 学内外への周知

建学の精神とそれに基づく大学の使命・目的及び教育目的について、大学・大学院学則、大学ホームページ、「大学便覧」「大学院便覧」「大学ポートレート（私学版）」を通じて学内外に周知している。

学生には上記に加えて、特に入学後のオリエンテーションを通しても周知している【資料 1-2-6】。また、新任の教職員に対して毎年 4 月に新任研修を実施し、本学の建学の精神や使命・目的等の周知に努めている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

帝塚山学院では、設置する各学校園が、建学の精神及び教育の基本理念の下、以下のビジョンを策定している。

学院全体の ビジョン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強靱さと豊かな創造力を備えた人の育成</li> <li>2. 主体性を育む自学主義に基づく教育</li> <li>3. 進化する品格ある名門私学</li> </ol>
帝塚山学院大学・ 大学院のビジョン	<p>学生、教職員が共に輝く大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が主体的に学び育つ「学育」。そしてレジリエンスと気品をそなえた人物へ成長</li> <li>・それをサポートする教職員の教育力の向上</li> <li>・学生、教職員が共に情熱を持って生き生きと課題に取り組む</li> </ul>

このビジョンに沿って、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間の第 2 次中期計画を策定し、建学の精神及び教育の基本理念に基づく中長期的な計画のもと、大学運営を行っている【資料 1-2-7】。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

令和 2(2020)年度に建学の精神及び教育の基本理念を踏まえた全学ディプロマ・ポリシーを策定し、各学科のディプロマ・ポリシーは全学ディプロマ・ポリシーに学科ごとの教育目的などを加味したものとしている。また、全学ディプロマ・ポリシー策定と同時に、全学ディプロマ・ポリシーを具体化した指標として「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を策定し、全学共通の卒業時達成目標としている。これにより大学全体として教育の質保証に取り組むことを可能としている。

カリキュラム・ポリシーは学科ごとにディプロマ・ポリシーに基づき、教育内容と教育方法に大別できるよう策定している。教育内容の部分（Ⅰ及びⅡ）は「帝塚山学院大学生の 10 のちから」のうち、「教養力」「専門力」と対応し、より具体化した内容及び体系性を「カリキュラム・ツリー」に明示している。教育方法の部分（Ⅲ）は、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」のうち「情報収集・分析力」「論理的思考・表現力」「コミュニケーション力」「問題解決力」「自己理解力」「主体的行動力」「倫理性と自律力」「地域貢献力」と対応し、科目ごとにどの「ちから」が身につく方法で教育を行うか（どの「ちから」が身につく

くか)を「カリキュラム・マップ」に明示している。

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき「教養力養成のためのレディネス」「専門力養成のためのレディネス」「論理的思考・表現への意欲」「他者と協働し、課題を解決する意思・意欲」「公共性と倫理性、社会貢献への意欲」という5つの項目を掲げて学科ごとに設定している【資料1-2-8】。

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### ①教育研究組織の構成

社会が劇的に変化していく中で、その変化に対応できる人材を育成していくため、令和6(2024)年度に学部・学科の改組を行った。人間科学部を募集停止とし、総合心理学部(総合心理学科)と食環境学部(食イノベーション学科、管理栄養学科)を設置し、3学部4学科体制とした。また、全学的な教養教育を担う基盤教育機構を令和2(2020)年度に設置し、全学的な教養教育及び初年次教育の強化にも努めている。これらの改組等においては、学科ごとの人材養成目的の見直しを行いつつ、根幹にある「力の教育」「全人教育」「自学主義教育」といった基本の精神は堅持している。

大学院人間科学研究科は、人間科学専攻(健康科学コース、情報・認知科学コース)と臨床心理学専攻の2専攻から構成され、人間科学専攻には修士課程が、臨床心理学専攻には専門職学位課程が置かれている。両専攻とも、「力の教育」という帝塚山学院建学の精神を継承した教育研究目的に基づき、教育研究活動を行っている。

このように本学では、建学の精神及び教育の基本理念にのっとり、必要な教育研究組織を構成している。さらに図書館、社会連携機構、比較文化研究所、教職実践研究センター、国際交流センター、心理教育相談センターを設置している。これらは本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学部や大学院と連携を取りながら、それぞれ適切な管理運営に努めている【資料1-2-9】。

### (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、それに基づく目指すべき人材像や3つのポリシーとともに学内外に十分に周知がなされており、中期計画にも反映され、教職員の日常業務レベルへも落とし込まれている。

引き続き、その使命・目的、目指すべき人材像、3つのポリシーについて、学内外での理解と支持を高めることに努めるとともに、それらが反映された中期計画に基づいた教育研究活動及び大学運営に取り組んでいく。

### 【基準1の自己評価】

本学は、使命・目的及び教育目的を明確に示すと同時に、建学の精神である「力の教育」すなわち「全人教育」、さらに「自学主義教育」を現在に生かしつつ、目指すべき人材像を設定し、教育研究活動に邁進してきた。3つのポリシーや中期計画も、それらのことを踏まえて策定している。

建学の精神と教育の基本理念、本学の使命・目的及び教育目的等は、大学ホームページに掲載し、「大学便覧」「大学院便覧」にも掲載することで、学生、父母等、及び教職員を

はじめとした学内外へ適切に周知している。

また、リベラルアーツ学部・総合心理学部・食環境学部の3学部4学科、人間科学研究科の1研究科2専攻並びに各附属組織等で構成される教育研究組織は、建学の精神及び教育の基本理念にのっとりながら、社会の劇的な変化に対応できる人材の育成のため、適切に整備・機能している。

以上のことから、基準1を満たしていると評価する。



## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神と教育の基本理念に基づいた教育目的及びディプロマ・ポリシー、並びに学力の 3 要素を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーの周知は大学ホームページでの公表や、入学試験要項【資料 2-1-1】への記載を通じて行っている。また、オープンキャンパスにおいてもアドミッション・ポリシーの内容を説明し周知に努めている。

さらに、毎年 6 月に高等学校進路指導担当教員を対象に開催する入学者選抜方式の説明会の場でも同様の説明を行い、周知に努めている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ①入学者受け入れの実施体制等

本学では、学生募集等の広報に関することや入学試験、入学者選抜の実施全般及び運営に関することなどを担当する組織としてアドミッションセンターを設置し、入試広報業務にあたっている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた中長期的な学生募集方策の検討・立案、学生募集及び入学者選抜方法に関する事項の検討・立案・実施を行うことを目的とした教職協働の会議体として「入試広報委員会」を設置している。同委員会は副学長（入試担当）を委員長、アドミッションセンター長を事務局長とし、副学長（教学担当）、学部長、入試本部長、大学事務局長等、教員・職員双方の主要役職者からなる構成となっている【資料 2-1-2】。

令和 7(2025)年度入学者選抜方法の策定においても現状課題と検証をもとにアドミッションセンターが原案を作成し、同委員会において審議、承認の後、「大学評議会」での意見聴取を経て学長が決定している。

また、同委員会の下に「オープンキャンパス WG」を置き、オープンキャンパスの内容検討等に取り組んでいる【資料 2-1-3】。

##### ②入学者受入れの実施とその検証

各入学者選抜内容とアドミッション・ポリシーに掲げる 5 項目（1. 教養力養成のためのレディネス、2. 専門力養成のためのレディネス、3. 論理的思考・表現への意欲、4. 他者と協働し、課題を解決する意思・意欲、5. 公共性と倫理性、社会貢献への意欲）との対応は下表のとおりである。

なお、総合型選抜は、レポート作成、プレゼンテーション、基礎学力検査と多様な形式が選択できる選抜とし、いずれも面接と調査書により総合的に評価している。特に面接の

判定基準を公平性の高いものとするため、アドミッション・ポリシーを具体化した独自の評価指標基準を定めている。これは、建学の精神をベースにした力と社会で必要とされる力とを掛け合わせたもので、大学ホームページ、オープンキャンパス等を通じて広く公開、周知に努めている【資料 2-1-4】。

表 2-1-②-1 入試種別-アドミッション・ポリシー対応表

入試種別	選抜内容	対応する AP (1~5 との適合)
総合型選抜	エントリーシート・調査書	1・2・3・4
	レポート又はプレゼンテーション又は基礎学力検査	1・2・3
	面接	1・2・3・4・5
学校推薦型選抜 (スペシャルスキル型・ 専門学科総合学科)	小論文	1・2・3
	面接	1・2・3・4・5
	調査書・(推薦書)	1・2 (1・2・3・4・5)
学校推薦型選抜 (公募制)	基礎学力検査	2
	調査書・(推薦書)	1・2 (1・2・3・4・5)
学校推薦型選抜 (指定校)	調査書・志望理由書・(推薦書)	1・2 (1・2・3・4・5)
	小論文	1・2・3
	面接	1・2・3・4・5
学校推薦型選抜 (離島特別入試)	エントリーシート・調査書・(推薦書)	1・2・3・4 (1・2・3・4・5)
	面接	1・2・3・4・5
一般選抜 (前期・中期・後期)	学力試験	2
一般選抜英国総合型 (最終)	記述式総合問題	1・2・3
共通テスト利用入試 (前期・中期)	学力試験	2
一般選抜共通テスト併用型 (前期・中期)	学力試験	2
共通テスト利用入試(後 期)面接併用型	学力試験	2
	面接	1・2・3・4・5
社会人入試	小論文	1・2・3
	面接	1・2・3・4・5
帰国生徒入試	小論文	1・2・3

	面接	1・2・3・4・5
編入学試験	小論文	1・2・3
	面接	1・2・3・4・5

入学試験問題の作成並びに採点に当たっては、学長指名の作問委員が入試問題を作成、検討、点検し、チェックを行っている【資料 2-1-5】。また、入学試験の実施においては入試ごとの運営に関する実施要項を作成し、事前に担当者に注意事項の連絡等を行い確認する体制を整えている。入学志願者の合否判定は、試験結果を踏まえ、「合否判定案作成会議」において適切かつ公正な選抜における審議を行い、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

選抜機能評価のために入学後追跡調査として、各入試種別の GPA (Grade Point Average) の平均値、退学者数等の集計や分析を基に入学者選抜の妥当性を検証している。アドミッション・ポリシーの適切性や選抜方法の評価については学外調査による客観的評価を取り入れた検証を行っている。これらの検証結果は「入試広報委員会」より「大学評議会」に報告し、全学的な点検・評価を行っている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【学部】

本学の入学定員充足率は、学科による差異はあるものの過去4年間の平均で112.6%と、継続的に入学定員を満たす学生が入学している。令和 2(2020)年度入試より、人間科学部キャリア英語学科(募集定員 30 人)・人間科学部情報メディア学科(募集定員 50 人)の2学科を募集停止するとともにリベラルアーツ学部リベラルアーツ学科の教育課程を見直し、両学部併せた募集定員を450人から370人に変更した。定員削減に加え、私立大学入試の難化、共通テスト初年度を控えた受験生の安全志向の高まりなどの外部環境による影響もあり本学志願者が増え、令和 2(2020)年度入試は大幅な入学定員超過となった。以後、是正に向けた入学定員管理の見直しを行い、令和 3(2021)年度以降入学定員に対する適切な学生数の確保に努めている。

#### 【大学院】

入学者選抜については公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本学大学院の教育の基本理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシーを設定している。アドミッション・ポリシーの周知については、資料請求者及び説明会等の参加者、オープンキャンパス参加者等に対して「大学院案内」【資料 2-1-6】を配付資料としているほか、大学ホームページにおいて広く周知している。

選抜試験に関しては、人間科学専攻では一般選抜試験として筆記試験(外国語及び専門に関する論述)と面接試験を実施しており、臨床心理学専攻では一般選抜試験として筆記試験(外国語及び臨床心理学に関する専門知識)と面接試験、社会人選抜試験として筆記試験(臨床心理学に関する専門知識)と面接試験を実施している。いずれもアドミッション・ポリシーに基づいた選抜と適切な評価を実施している。

大学院における収容定員充足状況は、臨床心理学専攻においては入学者の確保ができて一方、人間科学専攻においては過去5年間において令和 2(2020)年度に1人、令和

4(2022)年度に1人、令和6(2024)年度に1人の入学があったのみである。今後、入学者確保に向けてカリキュラムの改革並びに募集活動について検討を行う。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学者選抜制度について、本学は多面的・総合的評価を行う選抜を実施しているが、経済的・地理的な不利等がある志願者に対する選抜への取り組みが十分ではなかったため、令和7(2025)年度入試より多様な背景を持った学生への入試制度として、地理的特性を考慮した離島特別入試を新たに設定している。これにより本学の複合的な学びの特性を活かし、地域産業や文化の活性化、地域振興に貢献する人材の育成を目指している。今後の入学者選抜制度においても適切に点検、検証を行い選抜制度の見直し、評価方法や作問内容の充実を図る。

入学者の確保については、アドミッションセンターと各学部が連携しながら入学定員に沿った適切な入学者数の維持に取り組む。安定的な定員確保のため、高大連携事業への取り組みに注力するなど学生募集活動の体制を整える。また、選抜試験の年間スケジュール、入試区分ごとの目標設定についてもアドミッションセンターと「入試広報委員会」並びに各学部との共有を深め、教職協働で学生募集活動に取り組む。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 【学部】

#### ①学修支援に関する方針・計画・実施体制

本学では企画課と教学課からなる教学センターを設置しており、特に教学課を学修支援の中心となる事務組織として位置付けている。教学課は、教育課程の編成及び実施に関すること、資格課程に関すること、履修指導に関すること、学業成績の記録及び保管に関すること、授業時間割の編成及び教室の割り当てに関することなど多様な学修支援業務にあたっている。

また、中長期的な教学政策の検討・立案及び教学全般に関する事項の検討を行い、本学の3つのポリシーに基づいた教学体制の改善及び構築を推進することを目的とした教職協働の会議体として「教学委員会」を設置している。同委員会は副学長（教学担当）を委員長、教務部長を事務局長とし、副学長、学部長、大学事務局長、総務部長、教学センター長等、教員・職員双方の主要役職者からなる構成となっている【資料2-2-1】。また、同委員会の下に「カリキュラム運営WG」を置き、中長期的な教学政策の検討・立案や学修目標の具体化、授業科目・教育課程の編成・実施に関する事項などについて具体的な計画・実

施にあたっている。同 WG は各学科の教員と教学センター教学課職員からなり、学科との密な連携を確保している。

## ②アドバイザー教員体制

全ての学生に対して、学業をはじめ学生生活全般にわたり継続的に指導、助言を行うアドバイザー教員を配置している。1・2年次の学生のアドバイザーは所属学科の教員が分担し、3年次以降は原則として必修演習科目（ゼミ）担当教員がアドバイザーを兼ねる仕組みとしている。アドバイザー教員体制は、履修規程及び「帝塚山学院大学アドバイザー教員による学生指導に関する規程」に明記され、学生と教職員に周知されている【資料 2-2-2】。

## ③学修支援における各種システムの活用

平成 27(2015)年より、教務システム「CampusPlan」の「Web 学生カルテ」機能を用いて、教職員が学生の情報を随時閲覧できるようにしている【資料 2-2-3】。また、学修面談などの教職員で共有する面談情報は、平成 29(2017)年度からキャリア支援システム「就職支援 NAVI」に集約することとし、こちらも教職員が学生の情報を随時閲覧可能である【資料 2-2-4】。

加えて平成 28(2016)年度から、授業支援システム（当初は「C-Learning」、令和 2(2020)年度からは「WebClass」）に登録された授業出欠情報等を、アドバイザー教員がリアルタイムにチェックできるようにしている。

令和 2(2020)年度入学生からは、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」【資料 2-2-5】を用いた学修成果可視化の枠組みを整備し、学修ポートフォリオ「テヅカポートフォリオ」に学生の自己評価と教員評価（成績評価）を多面的・継続的に集約する取り組みを開始した。

「テヅカポートフォリオ」には、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」の達成度のほかに、履修科目の到達目標に対する学生の自己評価や成績が収集されるとともに、学期ごとに学生自身が学修計画の振り返りを行う機会を設定している。また、「テヅカポートフォリオ」に集約・蓄積した情報を活用してアドバイザー教員と学生が面談し、目標達成に向けた学生生活の送り方を検討することとしている【資料 2-2-6】。

## ④アドバイジング・デイ

充実した学生生活をサポートするため、令和 4(2022)年度より、新学期ガイダンス期間に「アドバイジング・デイ」を設けている。当日は、アドバイザー教員による面談に加え、履修の相談・学生生活の相談・就職の相談・留学やボランティアの相談、また先輩学生への相談ができるブースを設置し、教職員や先輩学生が 1・2 回生を中心とした学生からのさまざまな相談に応じ、学生生活へのアドバイスをを行っている【資料 2-2-7】。

## 【大学院】

人間科学専攻においては、学生一人ひとりに対し研究指導教員を配置し、学生が研究や修士論文の指導を受けるだけでなく、学修方法や学生生活に関する相談もできる体制を取っている【資料 2-2-8】。また、臨床心理学専攻においては、学生一人ひとりに対し主指導教員（主担）と副指導教員（副担）を配置し、学生生活に関する相談・助言、修士論文の代わりとなる「事例研究総括レポート」の指導等を行う体制を整えている【資料 2-2-9】。

また、大学院においても学部同様に教学課を学修支援の中心となる事務組織として位置

付けている。事務局内と大学院研究室の双方に教学課職員を配置することで、大学院担当教員と教学課職員が密な連携を取れる体制を敷き、大学院の学修支援体制充実に努めている。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### ①障がいのある学生への配慮

合理的配慮の提供を希望する学生は、例年 40 人程度である。障がいの内容には、身体障がい、発達障がい、精神疾患等があり、障がいの程度も多岐にわたるため、各学生の状況を学生センターが把握し、必要に応じて所属学科等との情報共有を行い、連携体制を取っている。

また、本学では「入学前学生生活面談」を実施し、入学予定者の状況を把握するよう努めている【資料 2-2-10】。「入学前学生生活面談」や、入学試験受験の際に受験生が提出する「受験上の配慮等申請書」【資料 2-2-11】などを通じて、障がいを持つ学生の入学予定を把握した場合は、必要に応じて学科ごとに「障がいを持つ学生受入のための協議会」を立ち上げ、当該学生の履修や学生生活において必要となる支援内容を確認し、必要な準備を行う体制を取っている。入学後の支援方法の検討については、担当部門である学生相談室と保健室が中心となって行っている。授業において何らかの配慮事項がある場合には、「学生委員会」の下にある「学生部会議 WG」で確認の上、各授業担当者に配慮依頼を行っている。年度末には学生相談室より各授業での配慮状況の報告書提出を依頼し、その結果を確認・共有している。

### ②オフィスアワー

オフィスアワー制度を全学的に実施している。専任教員は毎年度始めに必ずオフィスアワーを週 2 枠以上設定し、事務局でとりまとめ学生ポータル「帝塚山学院大学ポータル」【資料 2-2-12】等によって学生に周知している【資料 2-2-13】。シラバスには「オフィスアワー（授業相談）」の項目があり、休み時間を含め、授業担当教員（専任教員・非常勤講師・外部専門講師）が授業時間外で学生の質問や学習相談に応じる時間帯などについて学生に周知している。また、授業支援システム「WebClass」には双方向のメッセージ機能があり、この機能を通じた相談等が行われているケースも非常に多くある。

### ③TA等の活用

本学における TA( Teaching Assistant)制度は「帝塚山学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」【資料 2-2-14】に基づいて運用しており、教員の教育活動を支援するために総合心理学科（人間科学部心理学科）の一部の科目において、臨床心理学専攻の大学院生を TA として採用している。そのほか、食イノベーション学科・管理栄養学科の専門科目では実験助手が、基盤教育科目の情報系科目や健康スポーツ系科目では SA( Student Assistant)として学部学生が、教室内で学生のサポートにあたる場合がある。

また、令和 6(2024)年度からは新たに「ラーニングサポーター」制度を導入している。ナレッジコモンズ内に「ラーニングサポートデスク」を設置し、基盤教育科目の必修科目を中心に上回生による学修サポートを行うもので、1 回生・2 回生の学力向上に加え、「ラーニングサポーター」となった上回生自身の成長も促進させ、学生相互の活発な関わりのなかで教育活動の充実に努めることを目指している【資料 2-2-15】。

#### ④中途退学者等への対応

退学・休学等については、学生からの申し出がある段階でアドバイザー教員及び学生センター職員が面談を行い、所見を記すようにしている。これにより、必要に応じて退学・休学に至った理由や対応の経緯などを教職員間で共有している。

年度ごとの退学者数は、エビデンス集（データ編）【表 2-3】のとおり、令和 3(2021)年度が 68 人、令和 4(2022)年度 69 人、令和 5(2023)年度 66 人である。

中途退学防止のため、個々の学生の状況を教職員が十分に把握して対応できるシステム整備を行っている。教職員は「Web 学生カルテ」で学生の諸情報を随時把握できる。さらにアドバイザー教員は「WebClass」で担当学生の出席情報をリアルタイムに参照できるため、欠席の増加などの問題発生を早期に探知できる。これらのシステムを通じて成績不振や欠席過多の傾向がある学生の状況を常に把握し指導することが可能となっている。指導にあたっては、事情に応じて学生相談室との連携も行っている。

また、12 月～3 月の期間に実施する「入学前学生生活面談」において、学生相談室員が入学前学生の日常生活や心身の様子、高等学校での学習・生活状況などについて注意を要すると判断した場合は、学生課へ報告し、学科との情報共有を行っている。これにより、入学以前の状況を含めた把握と早期の情報共有が可能となっている。

加えて、各学期の成績が確定した時点で、成績不振の学生及び父母等への通知と適切な指導に努めている。成績通知書は全学生の父母等に送付するが、2 年次春学期終了時点での修得単位数の合計が 4 年間で卒業できる平均的目安である標準単位数に満たない学生や、2 年次終了時点で 3・4 年次必修演習科目の履修条件を満たさなかった学生については、別途注意喚起通知を送付している。さらに平成 29(2017)年度に履修規程を改定し、学期 GPA1.5 未満の学生にはアドバイザー教員の学修指導面談を、学期 GPA が 2 期連続 1.0 未満の学生には父母等、学科長も交えた就学意思確認の面談を義務付け、教職員間で面談結果を共有することとしている【資料 2-2-16】。

中途退学防止のためには、入学直後の時点で大学生生活になじめない学生をサポートしていくことも重要である。学生自身により近い目線からサポートすることを目指して、在学生により構成される支援組織「キャンパスライフアドバイザー(CLA)」による相談対応を実施している【資料 2-2-17】。「CLA」に参加している学生は、原則入学前教育のスクーリングファシリテータ経験のある学生で、課外活動、大学生活（一人暮らし、アルバイト、ボランティア等）、履修（単位修得、授業選択、資格等）相談を行っている。学生センターは「CLA」より都度相談やアドバイス内容について報告を受けるとともに、情報共有や指導を行うため「CLA」とのミーティングを月 1・2 回程度行っている。

#### ⑤入学前教育

入学前教育として、スクーリングと入学前課題の設定を行っている。

スクーリングは、対面形式とオンライン形式を併用して実施しており、グループワーク主体で行っている【資料 2-2-18】。入学予定者のロールモデルとして重要な役割を果たすのは在学生であると考え、スクーリングファシリテータを起用したプログラムとしている。学生生活に対する不安や疑問に対して適切なアドバイスや励ましができるよう、また、仲間づくりの支援ができるよう、事前に十分な研修を受けた上でスクーリングに臨んでいる。

入学前教育課題は、授業支援システム「WebClass」を活用した Web コンテンツ「情報倫

理」Typequick」により実施している。入学後の授業で日々使用する「WebClass」を入学前から使用することで、入学後の学修にスムーズに移行できるようにしている。「情報倫理」については、コンテンツでの学習後、課題レポートの提出を課している。令和6(2024)年度の提出率は95.1%であり、提出されたレポートは教員がルーブリックを用いた評価と添削を行い、入学後に返却している【資料2-2-19】。加えて各学科による課題も課しており、各課題には取り組む目的・内容等を明示し、大学教育への繋がりを意識できるように位置付けている【資料2-2-20】。

#### ⑥e ラーニングの活用

eラーニング教材(情報・数学・英語・日本語)を「WebClass」で公開している【資料2-2-21】。それぞれ、基盤教育科目「情報活用基礎A・B」「基礎演習I・II」「総合英語II」「実践コミュニケーション英語II」「日本語表現法」の授業とも連動しており、学生の自学自習に役立てるとともに、検定試験の受験を奨励している。大学が指定する各種検定を学生が受験し、合格又は規定の点数を達成した場合に、検定料の半額を奨学金として支給するライセンススカラシップ制度も設けている。

#### ⑦資格取得による単位認定

令和5(2023)年度より、学生の学習意欲を喚起し、その学習成果を積極的に評価すること等を目的とした「資格取得に対する単位認定制度」を導入し、取得した検定試験のスコア・級に応じて、基盤教育科目「総合英語I」「総合英語II」「情報活用A」「情報活用B」及びリベラルアーツ学科専門科目「総合韓国語I」「総合韓国語II」の単位認定を行っている【資料2-2-22】。単位認定を受けた学生を対象に、一人ひとりの学習意欲に応じた資格講座や上位科目の履修推奨のほか、レベルアップを目指す勉強会等、更なる学びのための仕組みを用意している【資料2-2-23】。

#### ⑧留学機会の提供

本学では学生の国際交流を支援することを目的とした国際交流センターを設置し、留学生派遣及び受け入れを行っている。国際交流センターでは、全学部・学科の学生を対象とする留学支援制度(「交換留学」「国際交流基金派遣留学」)による留学プログラムを提供している。交換協定を結んでいるカナダと韓国の協定校からは交換留学生を受け入れている。また、「国際交流基金派遣留学」制度内には、学生が留学の企画から申請の全てを自身で行う「学生企画留学」がある。「学生企画留学」を利用する場合は協定校以外の教育機関への留学も可能である。

全学部・学科の学生を対象とする留学支援制度による留学の場合、学生は在学留学又は休学留学のいずれかを選択することができる。在学留学の場合は留学先教育機関で履修した科目について、本学における単位認定の申請ができる。留学先の学習内容と時間等の諸条件を満たしており、教授会の意見を聴いて学長が承認した場合に認定される。

上記の全学部・学科対象留学支援制度に加えて、リベラルアーツ学部主催の「リベラルアーツ学部認定留学」制度(在学留学)を設けており、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国の協定校へ学生を派遣している【資料2-2-24】。

また、学生の海外留学促進並びに経済的負担の軽減を目的とし、給付型奨学金・支援金を支給している。「交換留学」及び「国際交流基金派遣留学」においては留学費用補助として奨学金を支給し、「リベラルアーツ学部認定留学」では選抜された学生に対し、認定留学



支援金を支給している【資料 2-2-25】。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では学修支援体制を適切に構築・運用しているが更なる改善・向上のため以下の取り組みを行う。

#### ①障がいのある学生への配慮・支援

障がいのある学生の支援には従来から取り組んできたが、令和 6(2024)年度からの合理的配慮の提供の義務化に伴い、ガイドラインの制定及び全学生に向けた合理的配慮の周知を行っている。学生の多様化が進む中で適切に合理的配慮を提供できるよう、引き続き体制を整備していく。

#### ②ラーニングサポーター制度

令和 6(2024)年度より新たに導入した「ラーニングサポーター」制度について、初年度の取り組み結果の効果検証を行い、検証結果をもとに研修体制・配置体制や授業との連携等について再検討し、改善を図る。

#### ③中途退学防止

特に初年度中途退学防止のため、新生に対して学生相談室が入学前に個人面談を実施している。また、入学時に提出された保健室健康調査票に基づく個人面談を入学後必要に応じて行い、注意を要する状態にある学生への指導・援助に努めている。今後はここに IR(Institutional Research)部門によるデータ分析も活用しながら、入学後の成績や学生生活に関する諸データも年次的に反映し、各学生の状況を多角的に把握できるような機能的・効率的な仕組みの構築とその活用を図る。

#### ④資格取得による単位認定

制度を導入した令和 5(2023)年度の単位認定者数は、春学期 38 人、秋学期 8 人、計 46 人であった【資料 2-2-26】。うち、資格講座や上位科目を履修した学生は 9 人、レベルアップを目指す勉強会に参加した学生は春学期 9 人、秋学期 7 人であった【資料 2-2-27】。

今後は、認定学生への資格講座や上位科目の履修指導を強化するとともに、認定学生の 4 年間の修学状況、資格取得状況についても調査を行い、より効果的な仕組みの構築を検討する。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【学部】

#### ①キャリア形成の支援体制

本学では、キャリア形成を支援する事務組織としてキャリアセンターを設置している。

キャリアセンターは学生の就職指導及び斡旋に関すること、学生の就職活動関係の情報収集に関すること、求人先の開拓に関すること、インターンシップに関することなど多様なキャリア形成支援業務にあたっており、教育課程外でのキャリア形成支援の中核的な役割を果たしている。

教育課程内においては、ディプロマ・ポリシーを具体化した「帝塚山学院大学生の10のちから」として、「教養力」「専門力」に加えキャリア形成にも必要不可欠な8つの汎用的能力の育成を、基準3-2-②で示すとおりカリキュラム全体・全科目を通して育成するようにしている。加えて基盤教育科目にキャリア形成科目を置き、「教養力」の一つとして社会や会社の仕組みや職業選択等に関する基本的知識を全学科の学生が獲得できるようにしている。

また、中長期的なキャリア形成施策の検討・立案及びキャリア形成並びに就職支援全般に関する検討を行い、本学のディプロマ・ポリシーに基づいたキャリア形成支援体制の改善と構築を推進することを目的とした教職協働の会議体として「キャリア委員会」を設置している【資料2-3-1】。同委員会は副学長（キャリア担当）を委員長、キャリアセンター長を事務局長とし、副学長、学部長、大学事務局長等、教員・職員双方の主要役職者からなる構成としている。令和6(2024)年度より、同委員会の下に就職環境の変化・動向や学生の就職状況などの情報を共有し連携することを目的として、キャリアのうちの就職に特化して検討をする「就職戦略WG」を新たに設置している。

## ②教育課程内における支援

### <キャリア形成科目（基盤教育科目）>

平成29(2017)年度より「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を設置しており、令和2(2020)年度に、位置付け・内容を大幅に見直した。まず、就職活動の早期化などを受け、履修時期を前倒して必修「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を1年次配当とし、入学直後からキャリア形成学習に取り組ませることとした。また、「帝塚山学院大学生の10のちから」を育成する指導がカリキュラム全体で取り込まれるようになったことから、従来は汎用的能力の育成を中心としていた授業内容を、社会・会社の仕組みや職業選択といったキャリア形成のための基本的知識を中心としたものに改めた。

具体的には、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では会社の仕組みや働き方などを学ぶことで職業理解を深めること、「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」では将来どのような生活を送りたいのか、どのような仕事や働き方をしたいのかなどを学生自身が考え、その実現に向けて自分の人生計画をデザインできるようになることを目的とした授業を展開している【資料2-3-2】。

### <インターンシップ>

インターンシップ参加を通じた社会体験によるキャリア意識の醸成にも力を入れている。短期間（5日間程度）の就業体験を対象とした「インターンシップA」、2週間以上の就業体験を対象とした「インターンシップB」を、それぞれ3年次配当科目として置き、単位認定している。インターンシップ参加者に対しては、事前研修（3コマ）及び事後研修（2コマ）を実施している。事前研修では、インターンシップの目的、基本的なビジネスマナー、目標設定と問題意識を持った参加態度などの指導を行い、また事後研修では、各自の体験の振り返りと学びの共有を行うことにより、インターンシップによって得た知識や技能を深め、定着させる指導を行っている。

なおこれとは別に、企業と連携して実社会の課題の解決に取り組む「プロジェクト型キャリア研究」も置いている。

### ③教育課程外における支援

教育課程外ではキャリアセンターが中心となり、以下のような就職支援に取り組んでいる【資料 2-3-3】。

#### <個人面談>

進路希望登録により把握した業界・業種を踏まえて、学生が望む求人情報をピンポイントで紹介し、納得のいく就職活動ができるよう親身にサポートしている。

#### <学内外イベント>

3 回生を中心に企業理解を深めるため「企業展」を毎年 2 月に開催している【資料 2-3-4】。また、4 回生には年間を通じ、各企業が行うイベントの案内に加え「学内企業説明会」や「学内企業選考会」を実施し、幅広い視野を身につけ学生自身が満足のいく進路の実現を目指している。

#### <就職支援 NAVI>

本学の学生がアクセスできるシステム「就職支援 NAVI」には学校推薦から一般求人まで約 14,000 件の求人情報をはじめ、就職活動に関わる全ての情報や機能を集約している【資料 2-3-5】。令和 2(2020)年度からは同システム上でオンライン履歴書を作成できる機能を導入した【資料 2-3-6】。これにより履歴書の作成や修正にかかる時間が削減され、面談時の添削指導の効率が上がり内容の充実に時間をかけることが可能となった。

#### <SNS 対応>

キャリアセンター公式 LINE から就職支援講座の案内や企業説明会などのイベント情報を定期的に配信している。また、チャットを用いた個別相談も随時受け付けている。

#### <資格取得支援>

「バーチャル資格サポートセンター」として専用のサイトを開設し、資格取得をバックアップしている【資料 2-3-7】。限られた時間を有効活用し学びたい時に学ぶことが可能なオンデマンド講座を中心としながら、対面形式での補講やオンライン直前対策講座など本学独自のカリキュラムを別途設定し、受講生の進捗状況の確認を密に行うなど合格率を上げる仕組みも整えている。特に、秘書検定の合格実績が評価され令和 4(2022)年度・令和 5(2023)年度と 2 年連続「実務技能検定協会 団体優秀賞」を受賞している。

#### <帝塚山学院大学サポーターズ企業>

卒業生の採用実績企業や優良 BtoB 企業、関西圏に本社のある企業等を中心に「帝塚山学院大学サポーターズ企業」として組織化している【資料 2-3-8】。「帝塚山学院大学サポーターズ企業」と学生との接点を数多く設けるようにしており、「企業展」は「帝塚山学院大学サポーターズ企業」の協力により実施している。また、「帝塚山学院大学サポーターズ企業」のうち卒業生が在籍している 96 社に対して「就職先調査」を実施するなど就職先からの情報収集を行い、その結果を学生支援等に活用している【資料 2-3-9】。

#### <オンライン就活用ブース>

採用活動も大きく変化し、多くの企業がオンライン面接等を導入している。落ち着いた環境で面接等に臨めるよう学内にオンライン就活用個別ブースを設置している。

#### <支援機関や団体との連携>

大学コンソーシアム大阪、堺経営者協会、堺商工会議所など地元経済団体との関係を構築している。また、大阪新卒応援ハローワークのような公的な支援機関との関係強化も行っている。

#### ＜父母等との連携＞

毎年2月に入学予定者の父母等を対象に全学的に行っている父母等対象入学前説明会において、就職活動の早期準備や学生の就業意識醸成の必要性を伝え、学生へのサポートをお願いしている。

これらの施策の結果、令和5(2023)年度の卒業生の就職率については96.9%となった【資料2-3-10】。

### 【大学院】

#### ①就職支援体制

就職に関する個別的な相談や助言は指導を担当する教員が主に行うが、学生はキャリアセンターを利用することもできる。

また、臨床心理学専攻では、学生が修了後も継続して就職に関する情報を得られるよう、学生及び修了生専用の掲示板サイト【資料2-3-11】を開設しており、毎年開催される「帝塚山学院大学大学院心理臨床研究会」においても必要に応じて求人情報を提供している。

#### ②就職支援講座等

臨床心理学専攻では、在学生を対象にした就職ガイダンスを毎年実施している【資料2-3-12】。その際、修了生から就職活動の進め方についての情報やアドバイスを得ることもできる。また、学外のさまざまな施設や機関における実習を通し、将来のキャリアに活かせる経験を積むことができる。実習に参加するにあたっての態度や振る舞いに関しては、教員による細やかな指導とともに、マナー講座も開催しており、学生は就職活動の際にも役立てている。

人間科学専攻については、現時点での在学生が社会人学生であるため、本人からの申し出があれば学部生同様のサポートを行うことを予定している。

#### ③就職先・関連機関との連携

教員は、修了生や修了生の就職先との連絡・連携を密にし、定期的に情報収集の場を確保するよう努めている。また、臨床心理学専攻では年に1回「教育課程連携協議会」を開催しており、就職先や関連機関から就職状況のみならず、臨床心理の専門家に対する期待等についてもヒアリングを行っており、学生指導に活用している。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では前述のとおり、教育課程内外を通して全学的なキャリア支援に取り組んでいる。しかし、その手法や手段に最終形や完成形というものは無く、常に社会の変化に合わせて、より効果的に、そして効率的に実施できるよう改善していく必要がある。

特に直近で考慮する必要がある新たな社会の変化として、インターンシップが採用選考に活用されるようになってきていることが挙げられる。この変化に対応し、本学の就職希

望学生がインターンシップに適切に参加できるようにキャリア支援の形態を整え直すことを、「キャリア委員会」及び「就職戦略WG」で議論し検討を進めていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### ① 学生生活充実のための支援体制

本学では学生生活を支援する事務組織として学生センターを設置している。学生センターには学生課、保健室、学生相談室を置き、学生生活の厚生補導、課外活動に関すること、奨学金に関すること、保健・衛生・健康管理のことなど多様な学生支援業務にあたっている。

中長期的な教学政策に基づいた学生支援政策の検討・立案及び学生の支援全般に関する事項の検討を行い、本学の教育の基本理念に基づいた学生支援体制の改善と構築を目的とした教職協働の会議体として、「学生委員会」を設置している。同委員会は副学長（学生担当）を委員長とし、学部長、学生部長、大学事務局長、総務部長、学生センター長等で構成している【資料 2-4-1】。委員会から指定された事項について調査し、具体的支援・対処等を検討する作業部会として「学生部会議 WG」を設置し、機能的な体制を構築している。

#### ② 経済的支援等

修学の熱意がありながら経済的理由により学業の継続が困難な学生のために、経済的支援を目的とする本学独自の奨学金制度を設けている。また、主体的な学びを支援し優秀な人材を育成することを目的とするスカラシップ制度等も設けている。主なスカラシップ制度等の内容は以下のとおりである。

**< 帝塚山学院大学奨学金（給付） >** 対象：学部生、大学院生

学部 2～4 回生及び大学院 1・2 回生対象で修学の熱意があり、学業成績が良好で家庭の経済事情により学費の支弁が困難である学生に対して 30 万円を給付している。

**< 帝塚山学院大学学業成績優秀者奨学金（給付） >** 対象：学部生

学部 2～4 回生を対象とし、各学科・課程の年次のうち前学期までの在学期間を通算した累計 GPA 値が最上位の者に 20 万円を給付している。

**< 学校法人帝塚山学院創立 100 周年記念奨学金（給付） >** 対象：学部生、大学院生

学校法人帝塚山学院の設置校の在籍者で、家計の急変等により経済的に困窮度が高く、修学が困難となった学生・生徒に対し、学校法人帝塚山学院創立 100 周年記念基金の一部を用いて、原則として年額 60 万円を給付している（在籍期間中 1 度のみ）。

**< ドミトリースカラシップ制度（給付） >** 対象：学部生、大学院生

父母等の居住地が大阪府以外で本学指定の宿舎に居住する者を対象とした借家料援助制度を設けている。学部及び大学院 1・2 回生を対象（編入生は入学時より 2 年間）としてお

り、給付金額は年間 10 万円としている。

**<留学スカラシップ制度（給付）>** 対象：学部生

海外に留学する学生のための支援制度として、協定校への交換留学生、国際交流基金による留学生対象の給付制度を設けている。学内における試験や一定の審査に合格することを条件としている。

**<ライセンススカラシップ制度（給付）>** 対象：学部生、大学院生

各種検定料支援制度を設けている。本学が指定する検定に合格又は当該の成績を修めることを条件としている。

**<キャンパス・スカラシップ賞（給付）>** 対象：学部生、大学院生

学内の諸活動（学生会運営、大学行事運営等）又は学外の諸活動（スポーツ大会、各種コンテスト等）において顕著な功績があったと認められた学生若しくは団体に対して、1 団体あたり 30,000 円、個人の場合は 10,000 円を授与する制度を設けている。

**<帝塚山学院大学特待生（免除）>** 対象：学部生、大学院生

入試成績並びに学業成績が極めて優秀、かつ、品行方正な学生に対し、人材の育成に寄与することを目的として、本学の授業料を全額又は半額を免除する制度を設けている。

**<帝塚山学院大学スポーツ推薦特待生（免除）>** 対象：学部生

強化スポーツクラブ（女子サッカー部及び女子バレーボール部）に所属し、その活動が顕著で、かつ学業成績においても一定以上の者に対し、本学の授業料及び教育充実費を全額又は半額、若しくは、入学金の全額を免除する制度を設けている。

上記に加え、大学院生を対象として平成 28(2016)年度から「長期履修生制度」【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】を導入している。また、令和元(2019)年度から臨床心理学専攻は専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座（令和 4(2022)年度に再指定）となり、毎年一定数が当該制度を利用している。

### ③課外活動

クラブ活動の援助は、体育系クラブ 5 団体、文化系クラブ 11 団体、同好会 16 団体、強化クラブ 2 団体の合計 34 団体に対し、帝塚山学院大学学生会からの運営費に加えて、学生センターが「学生会執行委員会」を通して部室、練習場の提供のほか、活動状況に応じた活動資金補助の支援を行っている【資料 2-4-4】。また、「学生会執行委員会」と各団体代表者及び団体員によって構成されるクラブ連絡会議に際しても運営アドバイスをを行うなど課外活動の活性化を目的とした支援を行っている。

特に、令和 2(2020)年度より強化スポーツクラブとして活動を開始した女子サッカー部と女子バレーボール部については重点的に支援を行っている。女子サッカー部は令和 3(2021)年度に関西学生女子サッカーリーグにおいて 1 部昇格、令和 5(2023)年度には皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権への出場を果たした。女子バレー部は、令和 5(2023)年秋に関西学生バレーボールリーグ戦において 1 部昇格を果たした。また、両部とも地域行事にも積極的に参加するなど、地域貢献にも取り組んでいる。

部活動の支援以外では、学生会組織の整備支援、大学祭の運営組織である「葡萄祭実行委員」の事前研修の実施、キッチンカー企画や七夕企画などの学生会主体の学生プロジェクト【資料 2-4-5】の立案・計画・運用支援、入学前のスクーリングファシリテータや「CLA」の学生スタッフの研修など、学生が在学中にさまざまな経験を積めるよう、学生センター

が課外活動を幅広く支援・推進している。

#### ④学生相談室【資料 2-4-6】

学生相談室は、大学生生活上の個々の諸問題について専門的な立場（臨床心理士）から相談に応じ、助言を行うことを目的としている。現在は医師免許を有する教員を室長とし、3人の臨床心理士有資格者（内2人は公認心理師）が対応にあたっている。近年の特徴として対人関係に関する悩みが増加する傾向にあり、それらの学生に対して、個別面談による援助のみならず、対人スキル向上の場となるフリースペースの提供、学生の居場所作りを目的としたイベントも行っている。

授業や進路、休学・退学などで悩んでいる学生については、アドバイザー教員、学生課、教学課、キャリアセンターなどの関連部署と連携して支援を行っている。そのほか、対応が必要な学生については、医療機関への紹介を行うと同時に、学内でケースカンファレンスを実施し、対応を協議している。特に心身に障がいのある学生については申し出により学生相談室、保健室による相談を経て合理的配慮内容を検討し、「学生部会議 WG」で報告、情報の共有を行い、授業担当教員、関係教職員へ配慮依頼文を配付、周知を図っている。

新入生への対応としては、12月～3月の期間に「入学前学生生活面談」を実施している。日常生活の様子や心身の状態、高等学校での学習・生活状況についてアンケートを基に面談し、配慮の必要があると判断した場合は学生課へ報告し、対応を検討している。

#### ⑤保健室【資料 2-4-7】

健康診断や健康相談、健康教育等を行うため保健室を設置し、常駐する看護師が、主に学生の健康に関する措置を行っている。学校保健安全法に基づき、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している。新入生については、入学時に既往歴や現在の健康状態について記述する「保健室健康調査票」の提出を求め、希望者及び面談が必要と思われる学生を抽出し相談に応じるなど、配慮の必要がある学生の早期発見に努めている。強化スポーツクラブ所属の学生には年に1度心臓検診を実施している。

#### ⑥父母等懇談会【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

毎年9月に1・2回生父母等を対象とした「父母等懇談会」を開催している。懇談会では、学生の学業成績や将来についての父母等からの相談に学科のアドバイザー教員が個別対応するほか、必要に応じてキャリア支援、資格、奨学金などの相談に担当職員が対応している。この懇談会は大学への理解促進や父母等との連携強化の重要な機会となっている。

また、令和2(2020)年より父母等対象の入学前説明会を実施している。令和6(2024)年度は入学後のガイダンススケジュール、学費、奨学金、入学前スクーリング、キャリア支援の内容などを中心に説明を行った。

### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍を経て社会情勢が大きく変化しており、学生支援の重要性はこれまで以上に増している。そのような状況下で適切な支援を行うためには、さまざまな奨学金や障がいを持つ学生への合理的配慮についてなど、教職員が常に最新の情報を共有しておく必要がある。学外の説明会や研修への参加や、学内FD・SDで知識の共有を図り、教職員のレベルアップに努めていく。

また、障害者差別解消法の改正により、令和6(2024)年4月より私立大学においても合

理的配慮の提供が義務化されたこともあり、何らかのケアが必要とされる学生の迅速な把握と、合理的配慮内容について適切な検討を行うため、学内横断的な「学生ケア会議（仮称）」の立ち上げを進めていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### ① キャンパス全体

本学は令和 3(2021)年度に狭山キャンパス（大阪狭山市）を泉ヶ丘キャンパス（堺市）に統合し、ワンキャンパス化を実現した。統合後のキャンパスは 27,604 m<sup>2</sup>の校地面積を保有し、校舎面積は 16,973 m<sup>2</sup>である。校地面積、校舎面積ともに大学設置基準を満たしており、適切に整備している。校舎内には講義室 30 室、演習室 10 室、実験実習室 29 室、情報処理学習施設 1 室を有している。

教育研究用の機器備品等の維持管理については「学校法人帝塚山学院固定資産管理規程」【資料 2-5-1】の下に総務部が管理している。

キャンパスには、本館、別館、体育館、そのほかの建物棟があり、それぞれに各施設を設置している【資料 2-5-2】。これら全ての建物棟が耐震基準を満たしている。

本館	事務局及び管理部門施設（総務部、事務局長室、学長室、教学センター、キャリアセンター、アドミッションセンター、学生センター）、保健室、クリエイティブcommons、ステューデントcommons、食堂（ダイニングcommons）、図書館（ナレッジcommons）、自学自習commons、教職実践研究センター、研究室、講義室、実験実習室、PC ルーム、サウンドスタジオ、撮影スタジオ、会議室、セミナールーム、同窓会室、用務員室、和室、動物飼育室、講師控室
別館	学生相談室、図書館（ナレッジcommons）、心理教育相談センター、カフェレンスルーム、研究室、講義室、セミナールーム、実験実習室、看護演習室、アトリエ教室、大学院生室、ソレイユ（売店）
体育館	アリーナ、フィットネスルーム、ミーティングルーム、授業準備室
その他	クラブハウス 1・2 号棟、守衛室

キャンパスへのアクセスは、最寄り駅である泉北高速鉄道「泉ヶ丘」駅と南海電鉄「金剛」駅の双方から、キャンパス行きの直通バスを運行しており、利便性に配慮している。



ワンキャンパス化に伴い、建物内のレイアウトを全面的に見直すとともに、経年劣化していた大型設備の刷新と快適な大学生活に向けた安全面、防犯面の改修並びに施設管理の効率化を図った。ワンキャンパス化に伴う主な施設・設備面での改善点は以下のとおりである。

外壁	キャンパス内全棟の外壁タイルの修繕、屋上の防水処理再施工
電気	キュービクルの交換、絶縁不良修繕、TV 共聴設備更新、エレベーターの刷新、LED 照明化
防犯・防災	ネットワーク型防犯カメラの設置、防災機器の刷新、消火器の更新
教室	アクティブ・ラーニング教室への転換、大教室の小教室化、段差のある教室の平面化、図書館（ナレッジcommons）内でのガラス貼りコモンスルームの設置
commons・その他	クリエイティブcommons、ステューデントcommonsの設置、食堂（ダイニングcommons）の改修、図書館（ナレッジcommons）の全面改修、クラブハウスの新築・改修、防音室の設置

施設設備の定期点検は、水質検査（年2回）、水道水残留塩素濃度測定（年52回）、貯水槽清掃・点検（年1回）、電気設備点検（年3回）、エレベーター保守点検（年2回）、消防点検（年1回）、害虫調査（年6回）、空気環境測定（年6回）を行っており、安全性を十分に確保している。

これらの施設・設備の安全・快適な運用・維持を図るために、営繕対応については、令和2(2020)年10月から専門業者に委託し、日常的な施設・設備の故障等に対し迅速に対応できる体制を構築している。また、営繕対応とその管理を強化するために、令和4(2022)年に大学全体の中長期修繕計画を作成し、計画的な営繕活動を開始した【資料2-5-3】。また、営繕業務の発生を記録・分析・再発防止するPDCAの対応を行っている。同時に、EHP（電気式ヒートポンプエアコン）の営繕管理を強化し、中長期での予防営繕に繋げていくことを計画している。

## ②運動場・体育館

キャンパスは、10,631 m<sup>2</sup>の人工芝のグラウンドとテニスコート2面を有している。これらには照明設備を備えており、ナイター使用が可能である。屋内体育施設として、キャンパスには床面積1,797 m<sup>2</sup>の体育館があり、フィットネスルームには、常時利用できるトレーニングマシンを整備している。体育館は健康スポーツ関連授業やクラブ活動のほか、健康診断等の学校行事にも使用している。クラブ活動に対し2棟の2階建てクラブハウスを有している。

## ③学修効果を考慮した教室整備

### <アクティブ・ラーニング教室への対応>

令和3(2021)年4月の泉ヶ丘キャンパスへの統合に向けて、令和2(2020)年度中に固定座席であった7教室を改修し、狭山キャンパスで使用していた什器を移設活用の上、全て可動座席としてアクティブ・ラーニング対応教室への転換を行った。これにより、講義室30室のうち21講義室が可動座席となった。また壁面ホワイトボード仕様の教室や、可動式ホワイトボードを設置した教室などアクティブ・ラーニングに適した教室を多く設けて

いる。

### ＜小教室化＞

令和2(2020)年度の改修工事では、少人数教育を推進するために100人収容の教室を分割し、30人～40人収容の小教室を増設した。小教室へと分割したことにより、教員との距離が近くなり、よりパーソナライズされた深い学びに繋がっている。

### ＜その他＞

バリアフリー推進のため、段差のある教室を平面化した。改修教室のAV機器には、明るい教室でも外光による減衰の少ない5,000ルーメンのプロジェクターを設置するとともに、各教室のAV機器更新及び統一化を図り、機器操作を簡素化した。

令和3(2021)年度以降、特大教室(320人)1教室、大教室(180人～228人)3教室、中教室(70人～120人)13教室、小教室(24人～60人)13教室となった。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### ① 実験実習施設等

管理栄養士養成施設として、適切な食物実習室の設置及び高度な研究機器の配置、充実を図っている。食堂(ダイニングコモンズ)は大学直営で運営しており、食環境学部の実習・実践の場としても活用している。

専門職大学院では、カウンセリング室、遊戯療法室、カンファレンス室等を備えている心理教育相談センターを設置し、臨床心理学専攻の実習施設としても活用している。

そのほか、リベラルアーツ学部ではPCルームや撮影スタジオ、総合心理学部では箱庭療法等が行える実習室や、キッチンが併設された実習室等を設置している。

### ② 図書館(ナレッジコモンズ)【資料2-5-4】

本学の図書館(ナレッジコモンズ)は、床面積1,391㎡、蔵書数約18万冊(雑誌を含む)を有し、図書館内での閲覧座席数は110席である。学生が自由なスタイルで読書を楽しめるよう各閲覧室には以下に示すとおりタイプの異なる座席を配置している。

キャレル席	30席
仕切りのない席	15席
集合テーブル席	24席
ソファ席	11席
可動式席	30席

これらに加えて、可動式の机・椅子と電子黒板を備えたガラス張りのコモンズルーム2室を設け、グループ活動等に利用可能としている。また、令和3(2021)年度から始まった学生のPC必携化に対応し、個人が単独で閲覧・PC操作ができるスペースを2階、3階に増設し、個々の学生の自立した学習スタイルに応じた、自学自習に適した環境作りを行っている。

図書館内は、館内を貫く通路「ライブラリーウォーク」に面した書棚に新刊図書を配置すること等により、多様な書物に触れる機会を増やし利用意欲を高める工夫をしている。また、読書に限らず図書館内でのDVD等の視聴も可能としており、そのための機器の貸し出しを行っている。

開館時間は、平日は9時から19時まで(休暇期間中は16時50分まで)、土曜日は9時

から 12 時 50 分までの時間帯としている。また専門的なレファレンスサービスにも対応できるように、司書を配置している【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】。なお、蔵書検索を Web 上で 24 時間可能としているほか、ID 認証により予約申し込み等を Web 経由で行うこともできる【資料 2-5-7】。

学生のための書籍等の購入は、毎年、「図書館運営会議」【資料 2-5-8】で予算配分等を検討し、学科推薦と図書館の選書を組み合わせ整えている。学生に対する情報リテラシー教育を含む図書館の活用促進としては、入学時に図書館オリエンテーションを行っているほか、ゼミ担当教員等からの要請に応じて文献探索指導(ゼミ用情報検索ガイダンス)を行っている。また定期的に所蔵資料の展示を実施し、読書支援に努めている。なお、夏季休暇中は大阪府下の高校生に図書館を開放するとともに、公開講座受講者にも貸出等の図書館利用サービスを提供するなど、地域貢献にも努めている。

令和 3(2021)年 11 月より「Maruzen eBook Library」を導入し、電子書籍の取り組みも進めている。授業や試験前に読んでおくべきシラバス記載の参考図書や就職関係本のような、多くの学生の利用が見込まれるものから順次整備を進めている。入学時の図書館ガイダンスでは、新着展示コーナーの QR コードやポスターで電子書籍を紹介、学外からのアクセス方法の案内を配布し、登録を行えば自宅等学外からも電子書籍が閲覧できることを説明し、利用を促している【資料 2-5-9】。また、ゼミ用情報検索ガイダンスでも図書館ホームページのリンク場所から実際に電子書籍にアクセスして体験させるなど、利用促進を図っている。

以上のような図書館の運営は「帝塚山学院大学図書館規程」にのっとり行っており、「図書館運営会議」で方針や重要事項の検討を行っている。

### ③大学食堂 (ダイニングコモンズ)

本学の食堂(ダイニングコモンズ)は、平成 29(2017)年度より大学直営で運営している。直営のメリットを活かし、特定給食施設として食環境学部の実習や、アルバイトとして採用した学生の実践の場など、教育の場としても活用している。また、「ダイニングコモンズいきいきプロジェクト」を立ち上げ、メニュー開発をはじめ、食事の場、くつろぎの場、交流促進の場など、多方面から調査や検討を行い、多くの学生が集う食堂を活力の源とすべく、学生主体の取り組みを展開している。

また、これまでの大学直営のノウハウを活用し、令和 6(2024)年 4 月より系列校である泉ヶ丘中学校高等学校の食堂も大学直営とし、実習の場としても活用している。

### ④ラーニングコモンズ

前述の図書館(ナレッジコモンズ)、食堂(ダイニングコモンズ)に加え、クリエイティブコモンズ、スチューデントコモンズ、自学自習コモンズを設置し、学生同士、また学生と教職員との交流の場や、学生の多様な活動に対応できる空間として運用している。各コモンズが利用目的に応じて適切に活用されるよう、それぞれの役割を明確にしている【資料 2-5-10】。

#### <クリエイティブコモンズ>

プレゼンテーション・ワークショップエリアとして位置付け、アクティブ・ラーニングに活用できるよう可動式の机・椅子や、画面共有ができるモニターを設置している。

#### <スチューデントコモンズ>

グループ学修・アドバイスイリアとして位置付け、ボックスシートなどを設置し、学生同士の学び合いやグループ学修に活用できるような場としている。また、教学センターや学生センター、キャリアセンターといった大学生活をサポートする各事務局に隣接しており、教職員からのアドバイスを受けられる場としても活用できるようにしている。

#### <自学自習コモンズ>

令和 6(2024)年度に設置したもので、集中学修エリアとして個別学修のためのデスクを設置し、集中的に自主学習に取り組める環境を整備している。自学自習は本学の教育の基本理念でもあり、それを体現できるような場とすることを目指している。

#### ⑤ICT環境の整備

##### <BYOD(Bring Your Own Device)>

本学では、学生の自学自習を支える仕組みとして、令和 3(2021)年度からノート PC 等を持参して学ぶ BYOD(Bring Your Own Device)を推進している。BYOD により学内外を問わず自律的に学ぶことで、卒業後に社会で活躍できる力の修得を目指している。新入生が BYOD を安心して活用できるよう、新入生向けガイダンスにおいて各種設定方法等に関する説明やサポートを充実させている。

BYOD の導入にあたっては、令和 2(2020)年度に全ての講義室で学生が自由に利用できる Wi-Fi 環境を整備した。また、学生が快適に外部通信できるように、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度には、インターネット回線の倍増やネットワーク機器の増設を実施した。

##### <PC 教室設備>

本学では一部の専門科目で専門ソフトの使用があり、専用の PC 教室を整備している。また、専門ソフトの利用方法について対応できる人員が学内に常駐しており、学生からの質問に対応できるようにしている。

#### ⑥大学院施設

大学院施設として、教室、演習室、実習室、大学院生室、教員の研究室、事務室そのほかの施設を備えている。各施設には、文書作成用 PC、統計処理用 PC 及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用 PC、プリンター、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクター、スクリーン、録音・録画機器等を設置している。

また、臨床心理学専攻では心理検査・用具として、来談者のアセスメント及び支援のために必要な知能検査 (WISC、WAIS 等)、発達検査、深層心理検査(ロールシャッハ・テスト、TAT、ソンディ・テスト等)、質問紙検査(MMPI、CMI 等)、箱庭療法用具等を有している。

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

令和 3(2021)年度のワンキャンパス化の主旨は、より効率的な大学運営とともに、今日的な学生生活に適した大学への転換にあり、各施設・設備の使いやすさ、快適さを実現するために、以下のとおりハード・ソフトの両面からその運用・仕組みを見直した。

- ・エレベーターを最新のものに入れ替えることで安全性を高め利用しやすい環境を実現した。なお、キャンパスは本館と別館にエレベーターを設置し、車いす利用者も問題なく移動できる環境としている。
- ・基準 2-2-②で記した「障がいを持つ学生受入のための協議会」からの意見を受け、多目的トイレを平成 27(2015)年に 3 か所設置し、令和 3(2021)年度のワンキャンパス化でそ

の面積を広め、その使い易さやバリアフリーの向上に努めている。

- 日常的に多くの学生が利用するトイレはその数を増やすとともに、全館洋式化及び自動洗浄便座の設置を行った。また、女性用トイレにはパウダールームを設置した。
- 学生サービスに係る事務局機能を2階事務局スペースに統合し、ワンストップでの学生対応を可能とするとともに、1階事務局では業者等への対応を主に行う総務部を配置した。
- キャンパスの全ての施設について、学生目線でのわかりやすさ、また施設管理の視点から、室番号やサインを統一的に改めた。また、現在地や目的地、非常時の避難経路が把握できるような表示を階段各階の壁に行った。
- キャンパスは郊外の住宅地に位置していることから、郵便物の配送や日用品の購入のために、郵便ポストや売店を設置している。さらには、体育館にはスポーツに適した飲料品、食堂には健康をテーマにした飲料自販機等を設置し、その充実に努めている。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【学部】

科目の特性に応じて、教育効果を十分に上げることのできる適切なクラスサイズを設定し、授業を実施している。平成29(2017)年度に、全学基準（講義80人、演習40人、実習20人、ゼミ10人）に加え、各学科専門科目については学科の定員・特性を勘案した基準を設定した。基盤教育科目における必修・必履修講義科目「日本語表現法」「数理リテラシー」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は、科目の特性に鑑み通常の講義科目より小さい20～50人程度のクラスサイズに抑えるようにしている。

令和2(2020)年度の教育課程再編、令和3(2021)年度のワンキャンパス化、オンデマンド授業の導入により、学生の履修行動に変化が見られ、特定の科目に履修登録が集中する傾向が見られたため、クラスサイズ基準について現状に合わせた見直しを行った【資料2-5-11】。

### 【大学院】

大学院においては適正な在籍者数となっており、授業を行う学生数の適切な管理ができている。

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学では令和3(2021)年度のワンキャンパス化に向けたキャンパス改修とその後の整備により学修環境は向上しているが、学修環境の更なる整備や運用面の改善に向けて以下の取り組みを行う。

- ①中長期的な施設改善計画をベースにPDCAを実施し、計画的・日常的な営繕活動を推進する。特に、建物の老朽化等を未然に防ぐため、屋上の防水対策を実施する。
- ②環境負荷の低減に向けた省エネ対策の一環として、引き続き照明器具のLED化を進める。
- ③実習場所となっている調理実習室や食堂厨房について、改修や調理関連機器の更新を行う。
- ④バリアフリー化も含めた建物外周の整備を行う。

- ⑤学生の利便性と教育効率の改善に向け、ICT 環境のさらなる充実や施設予約のシステム化など、ICT の活用を引き続き推進する。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【学部】

本学では学期ごとに、学生による「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、教育内容を可視化することでより一層の充実を図ることを目的とし、授業改善の機会として活用している【資料 2-6-1】。

「授業アンケート」は、各学期の 13～14 週目に全科目を対象として実施している。学生は「帝塚山学院大学ポータル」より回答し、担当教員には回答者の氏名を公表せず、自由記述を含む結果をありのまま通知している。全教員に科目ごとの学生へのコメント入力（結果に対するコメント、今後の改善策）を求めており、学生は「帝塚山学院大学ポータル」上で、アンケート結果と教員コメントを確認することができる。加えて、「アセスメント・プラン」に基づく「アセスメント・チェックリスト」【資料 2-6-2】のアセスメント項目としても「授業アンケート」を位置付けることで、カリキュラムレベル（学科・機構）での教育改善にも活用している【資料 2-6-3】。

また、令和 3(2021)年度より学生と教職員が直接意見交換を行う「TEZUKA OPEN DISCUSSION」を実施している。令和 5(2023)年度は「学生にとってより良いシラバスとは？」をテーマとし、学生 10 人と教職員 17 人による意見交換を行った【資料 2-6-4】。ここで出された意見はシラバス作成時に教員に周知するとともに「シラバス作成 FD 研修会」においてもとりあげ、学生の意見を踏まえた教育改善の取り組みに寄与している【資料 2-6-5】。

#### 【大学院】

学生による「授業アンケート」を学期ごとに行い、結果は学生にも公開している【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】。

臨床心理学専攻においては、「授業アンケート」結果を専攻会議や FD 研修会で共有・協議し、実習や講義等の授業の進め方、実習内容や教材の質・量、学生の学修到達度について意見交換を行っている。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の

## 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【学部】

本学では、従来から「学生生活満足度調査」を実施してきたが、令和 2(2020)年度より一般社団法人大学 IR コンソーシアムの学生調査に参加し、学生の学習行動や学習時間、能力に関する自己評価、教育、学生生活、支援制度、施設などについての満足度を中心とした「学習状況・大学生生活満足度調査」を実施している。大学 IR コンソーシアム調査に参加することで結果を他大学と比較することができ、本学の状況をより詳細にアセスメントすることが可能となった。調査結果については、大学ホームページにおいて公開するとともに、「アセスメント・チェックリスト」の項目の一つとするなど改善するための資料として活用している。

保健室では、入学時に「保健室健康調査票」【資料 2-6-8】の提出を依頼し、既往歴や予防接種歴など、健康面の状況を把握し在籍時の健康管理に役立てている。また学生相談室では入学前に個人面談を実施し、心身の健康問題を把握することで、入学後にケアが必要となった学生にスムーズに対応できるように努めている。

### 【大学院】

心身の健康問題については、人間科学専攻においては研究指導教員、臨床心理学専攻においては主担当・副担当教員が把握し、予防的対応として専攻会議の場へ情報を提供し、適切な外部援助機関の紹介を含めて対応を検討している。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

過去に実施してきた「学生生活満足度調査」において施設面で多くの意見・要望が寄せられていた、トイレの改修や自販機の拡充、キャッシュレス化といった項目にはワンキャンパス化に伴うキャンパス改修の際に対応を行った。現在実施している「学習状況・大学生生活満足度調査」においても、施設設備面の満足度を確認し、設備拡充の優先度の検討等に活用している。

また、全学で実施するアンケートのほかに、学内の諸課題に応じて、定性的な意見・要望の把握も行っている。令和 5(2023)年度には学修状況や大学への要望を聞くための学生インタビュー調査を実施した【資料 2-6-9】。その中で設備面への要望として、大学で集中して自習ができる場が欲しいという声が挙がり、それを受けて基準 2-5-②に記載の自学自習コモンズの設置を行うこととした。

このほか、学生からの意見・要望、提案を聴くための投書箱を学内に設置する「Voices 制度」を運用しており、投書内容については学修環境、学生生活の充実に資するよう該当部署等と連携し適切に回答する体制が整っている。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年度より大学 IR コンソーシアムに加盟し、他大学と比較可能な形で「学習状況・大学生生活満足度調査」を実施できるようになった。他大学と比較したデータの活用を開始しているが、まだ十分に活用しきれていないため、「アセスメント・チェックリスト」における位置付けの再検討なども含め、より効果的に活用できる形に改善していく。

### 〔基準2の自己評価〕

本学は、「入試広報委員会」「教学委員会」「キャリア委員会」「学生委員会」という4つの全学委員会を「大学評議会」の下に置き、学生の受け入れ及び各種学生支援を教職協働の体制で行っている。

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて多様な入試を設定している。募集定員の見直し、募集対策の強化により、定員に見合う適切な人数の在籍学生確保に努めている。

在学生への支援のうち学修支援については、アドバイザー教員体制、学生情報の共有、先輩学生を活用した入学前教育やピアサポートなど、比較的小規模な大学であることの利点を活かしたきめ細かな対応に努めている。

キャリア支援については、入学直後から必修科目を置くなどの教育課程内の体制に加え、キャリアセンターを中心とする教育課程外の各種支援活動を積極的に行い、就職率の向上に努めている。

学生サービスについては、独自の経済的支援制度、強化スポーツクラブや学生プロジェクトなどを含む課外活動支援、学生相談室・保健室による相談などを実施している。

学修環境の整備については、令和3(2021)年度よりワンキャンパス化し、キャンパスの大規模改修を行った。利便性向上に加えて、教室の改修、各種コモنزの整備などにより、学生の能動的な活動を下支えできるよう努めている。

また、「授業アンケート」や「学習状況・大学生生活満足度調査」を毎年実施し、ニーズの汲み上げに努めている。

以上のことから、基準2を満たしていると評価する。



**基準 3. 教育課程**

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**【学部】**

令和 2(2020)年度に建学の精神及び教育の基本理念を踏まえた全学ディプロマ・ポリシーを策定し、以降各学科のディプロマ・ポリシーは全学ディプロマ・ポリシーに学科ごとの教育目的などを加味したものとしている【資料 3-1-1】。

表 3-1-①-1 帝塚山学院大学 ディプロマ・ポリシー

全学 DP	リベラルアーツ学科 DP	総合心理学科 DP	食イノベーション学科 DP	管理栄養学科 DP
I 市民としての教養と多様性への理解を身につけていること	幅広い一般的知識・教養を身につけ、かつ社会や文化に関心を持ち、多角的視点から社会の課題を理解できること	幅広い一般的知識・教養を身につけ、かつ社会や文化に関心を持ち、多角的視点から社会の課題を理解できること	幅広い一般的知識・教養を身につけ、かつ社会や文化に関心を持ち、多角的視点から社会の課題を理解できること	幅広い一般的知識・教養を身につけ、かつ社会や文化に関心を持ち、多角的視点から社会の課題を理解できること
II 専門的素養を身につけていること	リベラルアーツの総合的、学際的学修分野より複数の分野にわたる専門知識と技能を有すること。その知識を基に課題解決のための企画力、実践力	人間・文化・社会の諸現象を心理学的素養をもとに理解し、分析するための科学的・統計的知識、技能を有すること	食と栄養に関する幅広い知識を基に、フードビジネス分野やフードテック分野およびスポーツウェルネス分野等の専門知識を活用しながら、食産業	食と栄養に関する幅広い知識を基に、健康管理や栄養ケアなどの栄養・食生活の課題を創造的に対応し解決する専門職業人に必要な専門的知識・技

	を身につけていること		における課題解決と新たな価値創造を実現する専門的知識・技能を有すること	能を有すること
Ⅲ論理的に考え、的確に表現する力を身につけていること	学際的教養に基づいた情報収集・分析力、論理的思考・表現力、コミュニケーション力、問題解決力、自己理解力、主体的行動力、倫理性と自律力、地域貢献力を身につけていること	心理学の知見に基づいた情報収集・分析力、論理的思考・表現力、コミュニケーション力、問題解決力、自己理解力、主体的行動力、倫理性と自律力、地域貢献力を身につけていること	食品学および栄養学の知見に基づいた情報収集・分析力、論理的思考・表現力、コミュニケーション力、問題解決力、自己理解力、主体的行動力、倫理性と自律力、地域貢献力を身につけていること	食品学および栄養学の知見に基づいた情報収集・分析力、論理的思考・表現力、コミュニケーション力、問題解決力、自己理解力、主体的行動力、倫理性と自律力、地域貢献力を身につけていること
Ⅳ他者と協働し、課題を解決する力を身につけていること				
Ⅴ自らを理解し、目標を立て、実現に向けて、持続的に取り組むことができること				
Ⅵ公共性と倫理性を持ち、社会・地域に貢献する意欲があること				

加えて、全学ディプロマ・ポリシーを具体化した指標として「帝塚山学院大学生の10のちから」【資料3-1-2】を併せて策定し、全学共通の卒業時到達目標としている。これにより大学全体として教育の質保証に取り組むことを可能としている。

表 3-1-①-2 帝塚山学院大学生の10のちから

全学 DP	帝塚山学院大学生の10のちから	
Ⅰ 市民としての教養と多様性への理解を身につけていること。	教養力	現代を生きる社会人としての教養と知識・技能を修得し、活用できる
Ⅱ 専門的素養を身につけていること。	専門力	学位プログラムの専門知識・技能を修得し、活用できる

Ⅲ論理的に考え、 的確に表現する力 を身につけている こと。	情報収 集・分析 力	多様な情報源から、確かな情報を集めて、分析し活 用できる
	論理的思 考・表現 力	論理的に考え、結論を導いたり、あるいは、複雑な事 柄を分かりやすく説明したりできる
Ⅳ他者と協働し、 課題を解決する力 を身につけている こと。	コミュニ ケーショ ン力	他者に自分の意見を適切に伝えることができ、互いに 理解しあって、信頼関係を築いて協働できる
	問題解決 力	問題解決において、その方法を主体的に考え、工夫し ながら解決に導ける
Ⅴ自らを理解し、 目標を立て、実現 に向けて、持続的 に取り組むことが できること。	自己理解 力	自分自身を客観的・冷静にとらえて、自分の特徴、強 みや弱みを理解し、成長目標を立てられる
	主体的行 動力	学修場面、あるいは日常生活において、主体的に目 標・目的をたて、挑戦・実行し、最後までやり抜ける
Ⅵ公共性と倫理性 を持ち、社会・地 域に貢献する意欲 があること。	倫理性と 自律力	社会人として必要な倫理性を備えながら、自律した 一人の人間として社会に参画できる
	地域貢献 力	社会・地域の課題や状況を理解し、その解決と発展 のために積極的に関与できる

「帝塚山学院大学生の10のちから」は、「教養力」「専門力」と、汎用的能力8項目からなるもので、各「ちから」の達成度を4レベルで測る「ディプロマ・ポリシールーブリック」も作成している。

ディプロマ・ポリシー及び「帝塚山学院大学生の10のちから」は、大学ホームページ上や「大学便覧」への掲載により、広く周知している。特に新入生に対しては、ガイダンス等で入学当初からの周知に力を入れている。さらに、全学生が学期ごとに本学独自の学修ポートフォリオ「テツカポートフォリオ」を用いて行う「学修成果の振り返りと学修計画策定」活動において「帝塚山学院大学生の10のちから」の自己評価を行う機会を設けることや、毎学期末の「授業アンケート」において当該授業で伸びた「ちから」を確認することなどを通して、さまざまな場面で学生に意識させるようにしている。

### 【大学院】

本学大学院では下表のとおりディプロマ・ポリシーを作成しており、大学ホームページ、「大学院便覧」に掲載しているほか、新入生ガイダンスでも説明をするなど、多方面に周知を行っている【資料3-1-3】。

表3-1-①-3 帝塚山学院大学大学院 ディプロマ・ポリシー

専攻・コース名		DP
人間科学専攻	健康科学コース	心とからだの健康づくりの推進活動にリーダーとして指導できる実践的応用力を身につけている。食物・

		栄養・運動・心理の専門的知識を身につけて、栄養教諭を指導することのできる知識を身につける。
	情報・認知科学 コース	情報化社会の中で、心のはたらきを科学的に捉えて、行動科学、認知科学や脳科学、発達科学領域にまたがる学際的な研究活動を進めることができる。
臨床心理学専攻		①臨床心理学の実践活動家（臨床心理士・公認心理師）として、高度な専門的知識と技能を身につけ実践力を十分に備えること。 ②臨床心理学の実践活動家（臨床心理士・公認心理師）として、高い倫理意識が身につけていること。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

#### 【学部】

#### ①単位認定基準

単位認定・成績評価については「秀・優・良・可」等の評価を行う旨を履修規程【資料 3-1-4】に明記しているほか、令和元(2019)年度に策定した「アセスメント・プラン」【資料 3-1-5】に各評価の基準を明記している。

また、各科目の評価については、シラバスに評価方法を明記している。シラバスにおいては従前から評価方法の百分率による明示、複数の評価指標による評価などに努めてきたが、平成 30(2018)年度のシラバス整備以降、到達目標と評価方法との関係を明示する様式に更に改めた。到達目標の記述にあたっては、ディプロマ・ポリシー（教養力、専門力）を受けた「カリキュラム・ツリー」上の位置付けとの整合を求めていることと併せ、シラバスチェックにおいて学科・機構と協働したカリキュラムレベルでのチェックを行い、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を確実に策定する仕組みとしている【資料 3-1-6】。

平成 20(2008)年度から導入している GPA 制度については、平成 29(2017)年度から一定水準を下回った場合に就学意思確認等の対象となることを履修規程に明記し、活用の拡大に努めている。また、基準 3-2-③に記載のとおり、本学では単位の実質化のため年間の履修上限単位数を設けているが、GPA が一定値以上の学生については上限の緩和処置を設けている【資料 3-1-7】。

他大学等における科目履修、大学以外の教育施設における学修、入学前の既修得単位の認定については、学則（第 33 条、第 34 条、第 35 条）に明記している【資料 3-1-8】。

また、基準 2-2-②に記載のとおり令和 5(2023)年度より、「資格取得に対する単位認定制度」を導入し、取得した検定試験のスコア・級に応じた単位認定を行っている。

#### ②進級基準

平成 27(2015)年度入学生から必修演習科目（いわゆる 3・4 年次ゼミ）の履修条件を学科ごとに設けている。2 年次終了時点、3 年次終了時点での必要最低単位数等を設定し、翌年度の必修演習科目履修条件とするものである。設定は全学一律ではなく、学科ごとの状況を踏まえて行っている。ほかの 3・4 年次配当科目の履修までは禁じていないが、事実上

の進級要件として機能している。

### ③卒業認定基準

令和 6(2024)年度に改定した現在のカリキュラムで卒業に必要な単位数は、全学科 124 単位である。そのうち基盤教育科目は、リベラルアーツ学科 38 単位以上、総合心理学科 28 単位以上、食イノベーション学科 26 単位以上、管理栄養学科 26 単位以上を要件としている。また学科専門科目は、リベラルアーツ学科 48 単位以上、総合心理学科 76 単位以上、食イノベーション学科 78 単位以上、管理栄養学科 68 単位以上を要件としている。加えて、上記基盤教育科目・学科専門科目の余剰修得単位、他学科開講科目、単位互換制度による修得単位をあわせた関連科目を、リベラルアーツ学科 38 単位以上、総合心理学科 20 単位以上、食イノベーション学科 20 単位以上、管理栄養学科 30 単位以上を修得することを要件としている。

### ④各基準の周知

これらの各基準については、「大学便覧」に掲載し、入学時及び各学期開始時のガイダンスにおいて周知を図っているほか、大学ホームページ上でも周知している。

## 【大学院】

成績評価については、大学院学則第 33 条に、秀(100～90)・優(89～80)・良(79～70)・可(69～60)・不可(59～0)の 5 段階からなり、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とすることを定めており、その評価基準については各科目の到達目標としてシラバスに明記している。評価方法についても同様にシラバスに明記している【資料 3-1-9】。

修了認定については大学院学則第 5 条において標準修業年限等を、大学院学則第 34 条において修了の認定に関することを定めている【資料 3-1-10】。

人間科学専攻においては、「人間科学概論」2 単位及び「研究指導」8 単位の計 10 単位の必修科目を含めた合計 30 単位以上を修得することに加え、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了条件としている。修士論文の審査に際しては、健康科学コース、情報・認知科学コースそれぞれにおいて、7 項目の「修士論文評価基準」を設定し、大学ホームページで公開している【資料 3-1-11】。

臨床心理学専攻においては、50 単位以上の単位修得を臨床心理士資格審査の受験資格を得て修了するための修了要件としており、その内訳は、臨床心理学基幹科目 20 単位、臨床心理学展開科目 20 単位の必修に加え、選択科目 10 単位以上である。また、公認心理師受験資格を取得するための要件は、公認心理師受験資格に関する専門科目のうち、心理実践科目を 18 単位以上、実習科目を 12 単位修得することである。さらに、学位審査として「事例研究総括レポート(事例研究論文)」を提出することとしている。本学心理教育相談センターにおける臨床実践に基づき執筆されるこのレポートを、修士論文に代わるものとして位置付けている。事例研究総括レポートの審査に際しては、7 項目の評価基準を設定し、「事例研究総括レポート評価基準」として大学ホームページで公開している【資料 3-1-12】。

また、ほかの大学院における授業科目の履修は大学院学則第 30 条、入学前の既修得単位認定については第 31 条において定めている。

## 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

## 【学部】

### ①単位認定

各科目の成績判定及び単位認定は、シラバスに記された「評価方法」に基づき、公正に行われている。

学生は成績について疑義があるときは、所定の期間に「成績に関する照会」用紙を事務局に提出することができる。疑義申し立ては学生と教員の間で直接扱わず、事務局を通すことによって客観性を担保している。また、「成績に関する照会」によるものを含め、入力締切後の成績訂正は、訂正理由を付して書面で行い、学長及び教務部長が確認している。

令和元(2019)年度より、成績の適切性等の確保と学修成果可視化への取り組みの促進を目的として、学期ごとに成績分布の公表を行うこととしている【資料 3-1-13】。対象は履修者僅少のものを除く全科目で、公表範囲は学内の学生及び教職員である。併せて、同一科目複数クラス間のばらつきなどの確認を各学科等で行うこととしている。特に全学生が履修し多数のクラスに及ぶ基盤教育必修科目については、「教学委員会」の下の「カリキュラム運営 WG」で書面報告に基づく検証を行っている【資料 3-1-14】。

### ②必修演習科目履修条件の設定

必修演習科目履修条件については、入学時及び各学期開始時のガイダンスにおいて周知を図っているほか、各学期の成績通知書発送の際に説明書類を同封し、学生及び父母等への周知を行っている【資料 3-1-15】。その上で、年度末に単位修得状況に基づいて必修演習科目履修条件未充足の学生を一覧化し、「カリキュラム運営 WG」で確認後、本人及び父母等に通知している。

### ③他大学における既修得単位等の認定

他大学における既修得単位等の認定は、学修内容、学修時間数に応じて適切に行っている。シラバス等を基に各教育課程に照らし合わせ、教育的効果を判断しながら個別に単位認定を行い、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

### ④卒業認定

卒業年次以上の学生について修得単位数・不足単位数及び内訳を基に卒業判定資料を作成し、教授会で意見聴取を行った後、学長が卒業を認定している。

## 【大学院】

各授業科目について、各担当教員はシラバス掲載の評価方法にのっとり成績評価を行なっている。複数名の教員が担当する科目では、担当教員間で情報共有や意見交換を行った上で成績評価を決定している。学生自身が成績評価に対して疑義がある場合は所定の期間に「成績に関する照会」用紙を事務局に提出することができる。授業科目担当者は「成績に関する照会」用紙にその質問内容について回答し、事務局に提出する。学生本人への回答は、事務局より行う。

修了の認定については、修了判定資料を作成の上、研究科委員会で意見聴取を行った後、学長が修了を認定している。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6(2024)年度の改組に伴いディプロマ・ポリシーの見直しを行った。新たなディプ

ロマ・ポリシーに基づいた教育活動を行うとともに、「アセスメント・プラン」に基づきその検証と改善を進めていく。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位の認定基準や進級について、教員に対しては「大学便覧」や学科会議、「アセスメント・プラン」などで周知しているが、今後、成績評価に関するFD研修会を実施するなど、厳正な成績評価に向けたより一層の取り組みを行う。学生に対しては「大学便覧」や入学時及び各学期開始時のガイダンスなどで説明しているが、修得単位の不足や卒業延期が確定した学生に対する早期対応など指導の充実を図るとともに、資格取得による単位認定制度をはじめとする一人ひとりの学習意欲に応じた学びのための仕組みを引き続き検討する。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### 【学部】

本学では令和6(2024)年度の改組に併せて、改めてカリキュラム・ポリシーを整理した。学科ごとに教育内容と教育方法の観点から策定しており、教育内容は、各学科の人材養成の目的である学則第5条を踏まえている。

カリキュラム・ポリシーを大学ホームページ及び「大学便覧」で公開することで、学生や社会に広く周知している。

##### 【大学院】

教育目的及びディプロマ・ポリシーを実現するために授業科目を体系的に編成する方針を定めたものとして、カリキュラム・ポリシーを策定しており、直近ではディプロマ・ポリシーと併せて令和元(2019)年度に見直しを行った。

カリキュラム・ポリシーを大学ホームページ及び「大学院便覧」で公開することで、学生や社会に広く周知している。

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### 【学部】

カリキュラム・ポリシーは学科ごとにディプロマ・ポリシーに基づき、教育内容と教育方法に大別できるよう策定している。教育内容の部分（Ⅰ及びⅡ）はディプロマ・ポリシ

一的具体化である「帝塚山学院大学生の10のちから」のうち、「教養力」「専門力」と対応し、より具体化した内容及び体系性を「カリキュラム・ツリー」【資料3-2-1】に明示している。教育方法(Ⅲ)の部分は、「帝塚山学院大学生の10のちから」の汎用的能力部分(「情報収集・分析力」「論理的思考・表現力」「コミュニケーション力」「問題解決力」「自己理解力」「主体的行動力」「倫理性と自律力」「地域貢献力」)と対応し、科目ごとにどのような「ちから」が身につく方法で教育を行うか(どのような「ちから」が身につくか)を「カリキュラム・マップ」【資料3-2-2】に明示している。

上記の取り組みにより、本学ではディプロマ・ポリシーと、カリキュラム・ポリシーの一貫性を担保し、授業を通してディプロマ・ポリシーに掲げた能力を養成できるよう努めている。

### 【大学院】

人間科学専攻の授業科目は、基礎的知識と学問的な思考方法及び学問体系について学ぶ「基礎科目」、専門知識と実践的能力の結合によって問題解決力の育成を図る「専門科目」、研究力の育成を図る「演習・指導科目」から編成され、カリキュラム・ポリシーに基づき、各コースのディプロマ・ポリシーを達成する人材の育成に必要な科目を配置している。

臨床心理学専攻の授業科目は、高度職業専門人養成において必要とみなされる面接学、査定学、地域援助学、事例研究等を学ぶ臨床心理学基幹科目及び臨床心理学展開科目と、臨床心理諸技法及び臨床心理と隣接する領域・分野を学ぶ選択科目から編成され、カリキュラム・ポリシーに基づき本専攻のディプロマ・ポリシーを達成する人材の育成に必要な科目を配置している【資料3-2-3】。

以上のように、人間科学専攻及び臨床心理学専攻において、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は明確に保たれている。

## 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 【学部】

#### ①教育課程の体系的編成、実施

本学では、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき、基盤教育科目、学科専門科目を配置し、「カリキュラム・ツリー」に示されているとおりの体系的な教育課程を編成している。基盤教育科目では、学科の専門的な学びや高度なスキル習得のために必要な学びの土台を固めるための幅広い教養科目を配置している。学科専門科目では、専門分野をより深く学ぶための科目を配置している。いずれも各学科のカリキュラム・ポリシーにのっとり、適切に科目群を編成している。ほかに、資格取得に関する資格専門科目を配置している。

また、学生がより効果的に履修を進められるよう、学科ごとに「カリキュラム・ツリー」に対応したナンバリングを導入している。科目ごとのナンバリングはシラバスに記載されており、シラバスを通して該当科目の「カリキュラム・ツリー」上の位置付けやレベルを確認することができる。シラバス検索画面において、ナンバリングから該当する授業を検索し、履修計画を立てる際に参考とすることもできる。

#### ②シラバスの整備

本学のシラバスは、「ディプロマ・ポリシー(10のちから)との関連」「授業の目的」「授



業の到達目標」「授業概要」「授業の進め方・授業手法」「実務経験のある教員による教育内容」「評価方法」「準備学習」「授業計画」「フィードバックの方法」「テキスト」「参考文献」「オフィスアワー」「履修上の注意」等からなっている【資料 3-2-4】。

平成 30(2018)年度より「シラバス作成の手引き」【資料 3-2-5】を作成し、毎年度更新している。「シラバス作成の手引き」では、シラバスの役割、「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー」とシラバスとの関係、点検作業、記載内容を変更する場合の注意点などを記した上で、項目ごとに注意点や適切な例を挙げ、一貫性のあるシラバスを作成するためのガイドとしている。

シラバス作成依頼時には、シラバス作成に関する概要説明動画の配信やシラバスに関する FD 研修会を行い、特に留意する点の周知や質疑応答・意見交換会を実施している。また、シラバス作成後のセルフチェックリストを整備するとともに、オンデマンド形態での授業に関する遵守事項を作成する等、シラバスを整備し、教育の質の向上を図るための仕組みづくりを行っている【資料 3-2-6】。

加えて、シラバスの質の向上を目的としたシラバスの第三者チェックを平成 27(2015)年度から実施している。事務局教学センターと「カリキュラム運営 WG」メンバーの教員が教職協働の体制で、それぞれの視点（形式面・内容面）から全科目をシラバスチェックし、指摘事項を授業担当者にフィードバックし、修正依頼を行っている。令和 3(2021)年度からは「アセスメント・プラン」に基づく「アセスメント・チェックリスト」にも「シラバス第三者チェック」として位置付けられ、活動を強化している。特に、令和 4(2022)年度は、学科・機構と協働して、令和 4(2022)年度に新規開講された 3 年次科目について「カリキュラム・ツリーとの整合性チェック」「カリキュラム・マップとの整合性チェック」を行った。具体的には、「カリキュラム・ツリー」と整合性のある授業目的となっているか、当該科目に対応した汎用的能力をどのように育成するのかについて記述があるか、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、授業内容に不足がないか、「履修上の注意」の記述に問題はないかの確認を行い、指摘事項があった場合には翌年度のシラバス作成依頼時に担当教員にフィードバックし、修正を依頼した。

また、令和 5(2023)年には「学生にとってより良いシラバスとは？」をテーマとした「TEZUKA OPEN DISCUSSION」を実施し、学生の意見・要望を把握するとともに教員にフィードバックすることで、学修者本位のシラバスの実現に向けた改善を進めている。

### ③単位制度の実質化

単位の算定基準は学則第 30 条に、履修登録単位数の上限については履修規程で定めている（CAP 制度）。「大学便覧」に掲載している「学びについて」に「単位と学修時間（単位の考え方）」の項目を設けて想定される授業外学修時間等について明記し、ガイダンス等でも周知を図っている【資料 3-2-7】。各科目のシラバスにおいても、「準備学習」の項目を設け、授業外での学習について具体的な指示や時間等を記載している。令和 5(2023)年度には、学生の「授業アンケート」で授業外学修への取り組み度が高かった科目をモデル授業として選定し、新学期開始時に好事例として教員間で共有した。

また、令和 5(2023)年度には、「教学委員会」の下部 WG「教学マネジメント WG」の重点諮問事項の一つとして「授業外学修時間の増加をはかるための施策立案」が設定され、同 WG において令和 6(2024)年度以降に向けた取り組みを検討した。議論を経て、「教学委員

会」に「教育の質保証」「GPA 制度の活用」の観点から計 7 項目の施策が提言され、いずれも令和 6(2024)年度から実行している【資料 3-2-8】。

このように学生・教員の両者の意識付け及び施策の検討・実施を行うことで、より一層の単位の実質化に努めている。

年間履修単位数上限の設定は、令和 3(2021)年度まではリベラルアーツ学科 48 単位、心理学科 48 単位、食物栄養学科 50 単位であったが、学生の授業外での学修時間を確保することを目的に、令和 4(2022)年度よりリベラルアーツ学科 44 単位、心理学科 44 単位に上限を見直した。令和 6(2024)年度の改組にあたっては、年間履修単位数上限をリベラルアーツ学科 44 単位、総合心理学科 44 単位、食イノベーション学科 44 単位、管理栄養学科 48 単位とし、引き続き単位の実質化に取り組んでいる。なお、年間履修単位数上限には GPA による緩和措置を設けるほか、自由科目(資格専門科目)、インターンシップ科目、現地講義科目等は、履修単位数制限の枠外とし、その旨は履修規程に明記している。

#### ④「カリキュラム・ツリー」と科目ナンバリング

カリキュラム・ポリシーの教育内容の部分(I 及び II)はディプロマ・ポリシーの具体化である「帝塚山学院大学生の 10 のちから」のうち、「教養力」「専門力」と対応し、より具体化した内容及び体系性を「カリキュラム・ツリー」に明示している。

また、各科目には科目分類、「カリキュラム・ツリー」での位置付け、配当年次・開講期を表したナンバリングを施している【資料 3-2-9】。

「カリキュラム・ツリー」、科目ごとのナンバリング及び前述の「カリキュラム・マップ」によって、カリキュラムを体系的に整理・可視化し、学生自身が卒業までに身につけるべき「ちから」を意識した上で、主体的な履修、学修に取り組めるようにしている。

#### ⑤各学科における教育課程の体系的編成

##### <リベラルアーツ学科>【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】

リベラルアーツ学科は、複数分野をベースに自身の課題を設定するという特性を持つため、カリキュラムの編成において、「基礎科目」には「リベラルアーツ入門」を必修としているほか、5つの専攻の基礎的な科目を 7 科目 14 単位配置し、そのうち 6 単位を選択必修としている。基幹科目・展開科目においては 28 単位以上を選択必修とし、自身がメジャーコースとして選択する専攻以外の 3 つの専攻からも単位修得することを卒業要件としており、5 専攻に計 120 科目を配置している。

さらに、体系的な学びを担保するために、メジャーコース・マイナーコース制度を導入し、メジャー5 専攻 17 コース、マイナー19 コースを配置している。「専門演習 I・II」及び「卒業研究 I・II」を必修とし、各自の体系的学びの集大成として卒業研究(論文)に取り組むことを義務付けている。

##### <総合心理学科(人間科学部 心理学科)>【資料 3-2-12】

総合心理学科のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて作成された「カリキュラム・ツリー」にまとめられ、心理学の方法論や考え方を基盤として実践的に学ぶための科目群と、心理学とその関連分野の理論と知識を学ぶための科目群から構成されている。また、カリキュラム・ポリシーに即して、講義、演習、実習を適切に組み合わせた体系的なカリキュラムを編成し、教育を実施している。

基礎的科目から専門性が高い科目を段階的に履修した上で、「卒業演習 I・II」「卒業研究」

で卒業論文（又はゼミ論文）に取り組むように科目を配置している。それらと並行して実習科目を多数設け、体系的かつ体験的に学べるように工夫している。また平成30(2018)年度入学生から公認心理師資格に対応するために科目を増やし、それらも段階的に履修できるように配置した。令和5(2023)年度より心理学の科目とともに、社会教育主事任用資格・社会教育士の取得に特化した科目群を設定し、心理学を専門的に学んだ社会教育士の養成も目指している。

#### <食イノベーション学科・管理栄養学科（人間科学部 食物栄養学科）>【資料 3-2-13】

食イノベーション学科・管理栄養学科では、「食」と「栄養」に関する幅広い知識と「食」の課題に取り組む社会人基礎力を有し、「食」「栄養」と「健康」との関連を理解した上で人々の生活の質と地域社会の発展に寄与する実践力を持つ専門家を養成する」という人材養成目的に向かって、カリキュラム・ポリシーに基づき、4年間の学びから食と栄養を通じて、人々の生活の質と地域社会の発展に寄与するために求められる資質・能力を身につけられるよう、体系的にカリキュラムを設定している。

1年次では専門の基礎科目を設置し、高等学校での化学や生物の学びを補完するとともに専門教育への橋渡しをしている。学科専門科目としては、1・2年次では基礎分野を、3・4年次では専門分野を学び、さらに集大成として臨地実習でそれまでの学びを実践に繋げるような構造としている。また、食に関する資格を中心に様々な資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。

栄養士・管理栄養士養成に向けては「栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえて学修内容を統合した実践的科目を配置し、現場で活用できる力を身につける教育を行っている。

#### 【大学院】

人間科学専攻では、健康科学、情報・認知科学の分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成すること、臨床心理学専攻では、高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの臨床心理経験を積むことによりあらゆる臨床心理現場に即応しうる高度の心の専門家（臨床心理士・公認心理師）を養うことを教育研究上の目的とし、体系的な教育課程を編成している。具体的には以下のとおりである。

#### <人間科学専攻>

人間科学専攻では、基礎科目、専門科目及び演習・指導科目を配置し体系的にカリキュラムを編成している。基礎科目としては「人間科学概論」を置き、専門科目は、健康科学領域と情報・認知科学領域の2つの領域に区分している。健康科学コースは、食生活や運動、生活習慣と健康との関連を深く学び、疾患・疾病・傷病者の栄養管理に実践的に有用な学びを展開できるようにしている。具体的には、「食品科学特論」「公衆栄養学特論」「栄養生化学特論」といった食物栄養科学に関する科目、「給食経営管理学特論」「栄養教育特論」「健康運動学特論」など、栄養教育・健康に関する科目を配置している。また情報・認知科学コースでは、情報化社会を創造する力の修得を目指した専門的知識とスキルの修得ができるように、専門科目を配置している。具体的には、「大脳生理学」「脳科学概論」といった脳科学の科目、「認知心理学特論」「認知発達科学」など認知科学に関する科目、「社会心理学特論」「人格心理学特論」など脳科学や認知科学に関連の強い内容をテーマとした

科目である。これらに加えて、演習・指導科目として研究活動のための演習科目と「研究指導」を配置し、体系的な学びを担保している。

そのほか、栄養に係る教育に関する科目として、栄養教諭一種免許状取得済の学生を対象とした、栄養教諭専修免許状取得のために必要となる科目を置いている。

#### <臨床心理学専攻>

臨床心理学専攻では、実務家としての理論的・実践的知識を幅広く学修するために体系的にカリキュラムを編成している。授業科目は、大きく必修科目（臨床心理学基幹科目・臨床心理学展開科目）と選択科目に分かれているが、演習・実習科目に大きな比重を置き、即戦力となる臨床心理技能の養成に重きを置いた教育課程を編成している。

必修科目である臨床心理学基幹科目及び臨床心理学展開科目においては、臨床心理学専攻の設置目的に照らし合わせ、即戦力となる高度な実践力を身につけた職業専門人養成において必要とみなされる面接学、査定学、地域援助学、事例研究等を取り扱う科目を配置し、演習・実習に大きな比重を置いている。選択科目には、臨床心理諸技法に関する科目や臨床心理と隣接する領域・分野の科目を適切に配置している。理論と臨床実践の学びを並行しながら、学年進行に合わせて基礎的内容からより応用的実践的内容へと段階を踏んでいけるようなカリキュラムにより、即戦力となる人材の育成に努めている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学では、全学共通の教養教育について、新たな社会変化に対応できる継続的な学びの基盤を提供するという意味で、基盤教育の名称で運営している。令和 2(2020)年度に従前の「共通教育」を見直して再編成したもので、学部再編による令和 6(2024)年度の新カリキュラムにも継承している。基盤教育カリキュラムの特徴は、以下のとおりである。

- ・人文科学・社会科学・自然科学の教養領域を、「先人の知を受け継ぐ（過去）」A群、「世界と今を読み解く（現在）」B群、「未来をひらく（未来）」C群の3つの科目群に編成し、多角的視点から現実社会の課題を理解して自分自身のデザインに繋がる科目群としている。多様な科目を配置し、選択必修としている。
- ・日本語リテラシー、数理リテラシー、英語リテラシー、情報リテラシーを、これからの社会を生きていく上で基本的な技能と位置付け、必修ないし必修科目として置いている。
- ・導入学習科目に「基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を置き、1・2年次の4学期間の必修科目としている。各学科比較的少人数のクラス編成で、大学の学びへの導入から各自の専門の決定までを主体的に学ぶ。1年次において学修基礎スキルの修得を、2年次においては専門の学びへの接続を主に扱い、さらに全体を通じて汎用的能力の育成を図るものとしている。
- ・初年次から地域社会と関わって学ぶ「カレッジコミュニティⅠ・Ⅱ」、読書を軸に他者と交わって学ぶ「読書演習」を選択科目として置いている。
- ・社会的・職業的自立を果たすためのキャリア形成科目を、1年次春学期から必修としている。
- ・令和 4(2022)年度から「データサイエンス・AI 概論」「データサイエンス・AI 実習」を

開設している。「データサイエンス・AI 概論」は令和 5(2023)年度に文部科学省による「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル) 制度」に認定されている。

なお、最低限修得すべき基盤教育科目の単位数は学科により 26~38 単位である。共通性を持たせながらも、学科ごとの特性に応じた一定の幅も考慮して設定している。

基盤教育を担う体制として、令和 2(2020)年度に基盤教育機構を新設した。令和 6(2024)年度からは各学部には属する教員から学長が機構長・機構員を指名し、基盤教育の運営にあっている【資料 3-2-14】。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### ①アクティブ・ラーニング等の推進

学生の能動的・主体的な学修活動をより促進すべく、令和元(2019)年度シラバス作成に際して、「授業概要」から「授業の進め方」を独立させ、アクティブ・ラーニングの取り入れ状況等を記載することとした。また、予習・復習といった準備学習の記述をより具体化するよう求めた。加えて、令和 3(2021)年度より、1 コマの授業時間を 90 分から 100 分に改め、1 学期の授業回数を 14 回とした。学年暦の柔軟化とともに、1 コマあたりに増えた時間を利用することでアクティブ・ラーニングを組み込みやすくすることも企図している。

令和 2(2020)年度の教育課程再編以降、「カリキュラム・マップ」で割り当てられた「帝塚山学院大学生の 10 のちから」のうち該当する汎用的能力をどのように養うのかの記述をシラバスに求めることとした。全ての科目に確実に記述されるよう、シラバス依頼時に「シラバス作成の手引き」や FD 研修会、シラバスチェックを通じて周知し、確実な記述に努めている。

また、令和 3(2021)年度のワンキャンパス化の際には基準 2-5-①で示したとおり多くの教室をアクティブ・ラーニング対応教室に転換した。

これらの結果、令和 5(2024)年度シラバスにおいては、アクティブ・ラーニングの要素を含む授業は 75.9% (710/936 科目) であった。

#### ②オンデマンド授業等の導入

コロナ禍において各教員が遠隔授業を重ね、また遠隔授業のグッドプラクティスを共有する FD 活動等も行いながら、科目の内容や教授方法の工夫によっては遠隔授業が十分な教育効果を上げる場合もあることがわかってきた。このため令和 2(2020)年度に「教学委員会」及びその下の WG として当時設置されていた「カリキュラム運営会議」「教育デジタル化 WG」で検討の上学則を改訂し、令和 3(2021)年度より「教室等以外の場所での履修」を可能とし、大学が教育上の効果があると認めた科目に限り、教材・動画配信によるオンデマンド授業を導入することとした。

令和 5(2023)年度には、「教学委員会」で「多様なメディアを高度に利用して行う授業についての申し合わせ」を策定し、運用の見直しを行なった。カリキュラムレベルにおいては、授業回数の半分以上をオンデマンド形態とすることができる科目について、学科・機構が「カリキュラム・ツリー」の全体を勘案して選定することとした。また授業レベルにおいては、授業の特定回をオンデマンド形態とする場合を含め、担当教員にシラバス作成段階での詳細な事前申請を求めて質の保証に努めるとともに、「遵守事項」を明示し、学生

に対する十分な指導や意見交換の場等を確実に担保できるようにした。さらに、学生が各学期に履修することができるオンデマンド授業の数にも一定の制限を設け、卒業に必要な単位数のうち、法令及び学則に定められる「教室等以外の場所での履修」により修得可能な単位数の上限(60単位)を超えない履修となるよう設計している【資料3-2-15】。

### ③授業支援システム WebClass

本学では平成24(2012)年度より授業支援システム(LMS)を導入し、令和2(2020)年度からは「WebClass」を用いている【資料3-2-16】。

「WebClass」は出席管理などの管理的機能と授業手法の幅を広げる機能を持っており、特に、履修登録システムと密に連携していること、複数の教材をパッケージングして表示できること、動画なども簡単に扱えること等において、それまで使用していた「C-learning」に比べ改善が図られた。「WebClass」はアクティブ・ラーニングの推進にも資するシステムとなっており、特にオンデマンド授業では有効に機能している。さらに、令和4(2022)年度より、「WebClass」内にeラーニング教材を導入し、授業と連動した学生の自学自習に活用している。令和5(2023)年度において「WebClass」は全教員が利用している。

### ④教授方法改善のための組織体制

教授方法の改善については「教学委員会」及びその下にある「教学マネジメントWG」が推進している。全学的なFD活動に加えて、各学部での独自のFD活動を計画・実施している。FDは計画及び実施報告の両段階で「教学マネジメントWG」で取りまとめた内容を「教学委員会」が確認の上、「大学評議会」に報告がなされるなど全学的な実施体制を敷いている。

なお、大学院においては「大学院FD・SD推進委員会」及び専攻会議で教員の研修の企画実施の体制が整えられており、学生の学修状況についての情報を教員間で共有しつつ、指導・教授方法の改善等について検討している。

### ⑤授業内容・方法の工夫(アクティブ・ラーニング等)

#### <基盤教育機構>

1年次「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では、学修基礎スキルの修得と汎用的能力の育成を目指し、グループワークを主体とした授業展開を行っている。1年次必修の「日本語表現法」においては、実用的な日本語文章を素材とし、学生間の意見交換やピアレビューを通して各自の日本語能力育成が期待できる設計としている。「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などのキャリア形成科目では、毎回の授業に必ずグループディスカッションを組み入れた展開としている。また、「カレッジコミュニティⅠ・Ⅱ」「読書演習」「データサイエンス・AI概論」などの選択科目では、更にアクティブな学修活動を展開している。

基盤教育科目の特性として、多くのクラスを開講する必修・必履修科目が多い。「基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「日本語表現法」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「情報活用基礎A・B」「数理リテラシー」等においては、中心的な教員がリーダーとなり、シラバス上の統一はもちろんのこと、非常勤教員も含めた情報共有・意見交換を行いつつ毎回の授業内容・授業手法もなるべく統一し、また成績評価の平準化にも努めている。

「日本語表現法」「総合英語」「実践コミュニケーション英語」「数理リテラシー」については、プレイメントテストの結果に基づく能力別クラス編成を行っている。

#### <リベラルアーツ学科>

リベラルアーツ学科では、アクティブ・ラーニングを取り入れる科目を各専攻に配置し、以下のとおり、カリキュラムの構成においても工夫を行っている。

- ・日本学・文化構想専攻では、「現地講義（日本学）」において、授業内でのディスカッションの後、現地での体験講義を行っている。また、「絵本ワークショップ」「創作研究」では、授業課題に沿って各自が作品を制作し、互いに鑑賞し、意見交換を行うことでフィードバックを着実にするなどして、受講生の積極的な授業参加を促し、文化の学びを他者との交流において深める工夫としている。
- ・韓国語韓国文化専攻及びグローバル英語専攻では、「総合韓国語」「韓国語コミュニケーション」「Practical English Communication」「Business Communication」などを言語と文化の修得に効果のある演習形式とし、「教員と学生」「学生同士」での双方向の対話の実演とディスカッションにより「読む」「書く」「聞く」「話す」力が実践的に身に付くよう工夫している。
- ・情報クリエイティブ専攻では、「UI デザイン実習」「クリエイティブプログラミング実習」など、実験・実習科目を6科目配置し、それらにおいては作品制作を行い、そのプロセスと講評において、技術的な裏付けに基づいた着実な学修の実現を図っている。
- ・社会マネジメント専攻では、研究科目や演習科目において課題解決型のフィールドスタディーを取り入れ、授業自体を地域のオープンラボとし、地域協働を通じて学修の成果を高め、実感できるよう工夫している。
- ・短期語学研修として「短期英語研修」、「短期韓国語研修」を設け、3週間程度の期間の学修を設定し、語学研修に加えて、研修先の社会と文化を学ぶ企画も加えている。

#### <総合心理学科>（人間科学部 心理学科）

総合心理学科では多様な形態のアクティブ・ラーニングを導入し、学生がより深い学びを得られるよう下記のような工夫をしている。

- ・グループディスカッションを複数の科目で実践している。「心理学研究法」では、グループごとに実験計画を考え発表する機会を設けている。「心理的アセスメント」では、検査を体験して考えたことについてグループディスカッションを行い、扱った心理検査を用いた公刊事例を読み、事例についてもグループディスカッションを行っている。「心理学的支援法A・B」では、カウンセリング場面の映像を学生が鑑賞し、カウンセラーの対応や見立てについてグループディスカッションを行い結果を発表している。
- ・ICTを活用した双方向授業としては、「産業心理学実習」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」において、「Scrapbox」や「Notion」といったツールを用いて学生全員と教員が同時に互いの状況をPCの画面上でリアルタイム共有できるようにしている。
- ・そのほか、各回の授業テーマに関わる身近な心理現象を学生自身が発見し、記述する方法（「心理学概論Ⅰ・Ⅱ」）や、幼児期から成人期に至る各発達段階のクライアント役とカウンセラー役によるカウンセリングのロールプレイ（「心理演習（臨床心理学演習）」）を実践している。

#### <食イノベーション学科・管理栄養学科>（人間科学部 食物栄養学科）

管理栄養士・栄養士としての資質向上のために幅広い知識を修得し、それを応用できるようにするために、各科目の「授業アンケート」の結果を参考にして、学科会議で改善等

を検討している。

- ・専門の講義科目については、多くの科目で「WebClass」を利用して毎回小テストを実施し、学修成果の可視化と主体的に学習に取り組む力を養っている。また、次回授業始めに、学修内容に対する興味を向上させるために、小テストの結果を提示し、学生と討論しながら解説を行っている。
- ・課題レポートは、学生各自が図書館や情報ツールで調べたことを踏まえて自らの意見を示したものを提出し、教員はコメントを付して返却している。
- ・「栄養教育論Ⅰ・Ⅱ」「臨床栄養学総論」では、ロールプレイング、模擬栄養指導を通して学生が発表する学習を積極的に取り入れている。
- ・実習科目については、学生間的小グループ又はペアによる実習を実施し、得られた結果については、グループディスカッションを行うなど発表する機会を設けている。また、それらを踏まえたレポートの作成・提出を行い、「WebClass」を通して教員がコメントを付している。
- ・オンデマンド形態での効果的な教育方法の工夫として、「生化学実験」「基礎栄養学実験」では実験内容の概要や実験操作について事前の動画教材により予習することにより、実習室では自ら主体的に実験を進め、実習内容に沿った課題レポートを作成する形態を取っている。

上記のとおり、本学では各学科及び基盤教育機構がそれぞれ特性に応じ教育的効果を高めるための工夫を凝らした授業を実施している。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

令和6(2024)年度より、改組に伴いカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。新たなカリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラムの運用及び授業の実施に取り組むとともに、「アセスメント・プラン」に基づいた検証及び改善を進めていく。シラバスについては、「シラバス作成の手引き」に基づいた第三者チェックを全科目に対して行ってきたことで、形式面での整備は進んできたと言えるが、学生の意見・要望も反映させた学修者本位のシラバスのあり方等について今後も検討を進めていく。また、令和6(2024)年度入学生カリキュラムが順次進行していくため、「カリキュラム・ツリー」上の位置付け等との整合性の検証を続けていく。

単位の実質化という側面では、履修上限単位数の見直し（学修状況に応じた緩和等を含む）を行ったほか、令和5(2023)年度に「教学委員会」で「授業外学修時間増加のための施策」の総合的検討を行った。それらを着実に実施するとともに、その効果を検証していく。

基盤教育については、多くの開講クラスを抱える科目に関する運営面の調整などが担当教員間で行われているため、今後は更に教職協働を強化しカリキュラム全体を見渡した対応が行えるように体制の整備に努める。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、引き続き全学レベル、各学部・学科レベルでFD活動を重ねていくべきであり、特にオンデマンド授業、学生の授業外学修についてはその学修成果等を検証し、問題があれば改善を図っていく。



### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### 【学部】

##### ①学部全体における学修成果の点検・評価手法

前述のとおり、令和 2(2020)年度より、ディプロマ・ポリシーを具体化した「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を卒業時達成目標として定めている。

「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を測定するための「ディプロマ・ポリシールーブリック」を策定し、評価基準を明確化して示している。学生は学期ごとに学修成果の振り返りとして、本学の学修ポートフォリオである「テヅカポートフォリオ」に入力する形で、「ディプロマ・ポリシールーブリック」に基づき自身の「帝塚山学院大学生の 10 のちから」の達成具合の自己評価を行っている。加えて、2 年次終了時及び卒業時に教員による評価を実施している。

さらに、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」における「教養力」「専門力」については、学生が履修した授業科目の到達目標に対する自己評価と教員による各科目の成績評価を「カリキュラム・ツリー」に掲げられた知識・技能の分類（ナンバリング）ごとに「テヅカポートフォリオ」上でレーダーチャート等により可視化し、より詳細に達成度を示している【資料 3-3-1】。

こうした取り組みにより、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を可視化並びに蓄積し、学生指導に活かしている。また、令和 2(2020)年度以降の全入学生に対し、3 年次以降及び卒業時に「ディプロマ・サプリメント」を発行している【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。これにより、蓄積した学修成果を学生自身にとってわかりやすく、かつ必要に応じて就職活動等でも活用できるような形で示している。

また、本学では令和元(2019)年度より「アセスメント・プラン」に基づいたアセスメント活動を行っている。「アセスメント・プラン」に紐づく「アセスメント・チェックリスト」【資料 3-3-4】では「帝塚山学院大学生の 10 のちから」や「授業アンケート」のほか、「学修状況調査（ベンチマーク調査）」「卒業後状況調査」「就職先調査」「産業界調査」といった項目をアセスメント対象として定めており、その実施目的なども整理した上で多面的・総合的な点検・評価を全学的に実施している【資料 3-3-5】。

##### ②各学部及び基盤教育機構における学修成果の点検・評価手法

「アセスメント・チェックリスト」には全学で実施するアセスメント内容に加え、各学部及び基盤教育機構それぞれが独自に実施するアセスメントについても定めている。各学部及び基盤教育機構の独自アセスメント項目は以下のとおりである。

### <リベラルアーツ学部>

#### ◆卒業研究論文ループリック達成度中間評価

学修成果の集大成である「卒業研究」の制作に向けて、全2回生が履修するよう指導している「基礎演習Ⅳ」の修了レポートの評価に「リベラルアーツ学科卒業研究論文ループリック」を部分的に用いてレポートを評価している。この評価により学生個々の学修成果の達成状況を評価するとともに、当該学年全体の学修成果の達成状況についても点検・評価し、学生指導や教育改善に活用している【資料3-3-6】。

#### ◆マイナーコース取得状況調査（令和6(2024)年度より実施）

リベラルアーツ学部では令和2(2020)年度入学生よりメジャーコース・マイナーコース制度を導入しており、本調査において卒業時のマイナーコース取得状況のアセスメントを計画している。メジャーコースとマイナーコースを取得して卒業するという学科が想定する学修が達成できているか、またカリキュラムが適切に機能しているかを評価することを企図している。

#### ◆卒業研究内容調査（令和6(2024)年度より実施）

卒業研究の内容にメジャーコースの内容に加えてマイナーコースの学修内容が加味されている割合のアセスメントを計画している。このアセスメントを通して、「マイナーコース取得状況調査」同様に、学科が想定する学修の達成状況及びカリキュラムの機能性を評価することを企図している。

### <総合心理学部（人間科学部 心理学科）>

#### ◆帝塚山学院大学心理学検定

毎年2回生の全員を対象に、本学部で独自に問題作成した心理学と英語からなる実力テスト「帝塚山学院大学心理学検定」を実施している。本試験の結果を通して、学部・学科が規定する学修成果（知識・技能）について2年次時点での達成状況及びカリキュラムの機能性を評価し、学生指導や教育改善に活用している【資料3-3-7】。

#### ◆公認心理師志望者実力試験

臨床心理学分野を専門とした進路を考えている3回生を対象に、独自試験「公認心理師志望者実力試験」を実施し、大学院入試を想定した臨床心理学領域の知識・技能及び英語能力を測定している。本試験の結果を通して、学部・学科が規定する学修成果（知識・技能）について、3年次時点での達成状況及びカリキュラムの機能性を評価し、特に進路指導を中心とした学生指導や教育改善に活用している【資料3-3-8】。

### <食環境学部（人間科学部 食物栄養学科）>

#### ◆資格関連状況調査

食環境学部では管理栄養士国家資格（管理栄養学科）やフードスペシャリスト（両学科）などカリキュラムと関係する資格取得を学修成果として重視している。資格の取得状況や模擬試験の結果などをアセスメントすることで学修成果を点検・評価するとともに、教育改善に活用している【資料3-3-9】。

#### ◆専門基礎科目評価

食環境学部の学びの基礎となる基礎科目における1回生の履修状況及び成績状況についてアセスメントしている。基礎科目のカリキュラムが機能し、学生の基礎力を育成できているかを点検・評価することで、教育改善に活用している【資料3-3-10】。

### ＜基盤教育機構＞

#### ◆「基礎演習」レポート・発表ルーブリック評価

全1回生が履修するよう指導している「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」において、本学におけるレポート作成の基本ルールとして策定している「レポート作成共通要領」を学生に示している。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」におけるレポート課題は、この要領を踏まえて策定した評価ルーブリックを用いて評価している。この評価により学生個々の1年次時点での学修成果の達成状況を評価するとともに、当該学年全体の学修成果の達成状況についても点検・評価し、学生指導や教育改善に活用している【資料3-3-11】。

#### ◆数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施評価

本学では令和4(2022)年度より、数理・データサイエンス・AIの基本を身につけて、実社会で実践できる力を養うことを目的に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」の提供を開始している。このプログラムの主幹部門である基盤教育機構が、履修や成績の状況、受講者や外部からの評価結果などからプログラムの実施状況及び効果をアセスメントし、プログラムの改善に活用している【資料3-3-12】。

### 【大学院】

本学の教育を可視化し、授業改善の機会とすることで、より一層の充実を図ることを目的として、授業アンケートを実施している。「授業アンケート」は学期ごとに実施し、その結果を学生に公開している。

臨床心理学専攻においてはさらに、学修成果の点検のため各種アンケートを実施している。「FDアンケート」は入学時、進級時、修了時に実施し、学生の学業の進展状況の調査やカリキュラムへの満足度等を把握している【資料3-3-13】。

また、臨床心理学専攻における授業科目の開発及び教育課程の不断の見直しや体制整備等を実施することを目的とした「教育課程連携協議会」を設置している。協議会の構成員は10人であり、外部の臨床実習機関の医師や関係する地方行政機関の職員と本学の教職員で構成されている。年に1回開催している協議会においては、本専攻の教育目標・人材育成方針・カリキュラム・学内学外臨床心理学実習及び進路状況などを報告するとともに、外部委員から各領域の状況や心理臨床の専門家に対する期待が述べられるなど、充実した協議を行っている【資料3-3-14】。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【学部】

本学では全学的な取り組みとして「アセスメント・プラン」に基づくアセスメント活動を実施している。「アセスメント・チェックリスト」に基づき、学修成果を含む所定の項目について各責任部門より内部質保証に関する事項を取り扱う会議体である「大学評議会」に報告を行うこととしている。報告に際しては所定様式に結果及び充実・改善方策を記載するとともに、「大学評議会」の議長である学長からフィードバックを行うようにしており、アセスメント結果が教育改善に活用される体制を構築している【資料3-3-15】。

## 【大学院】

各種アンケートの結果は専攻会議で共有している。また、臨床心理学専攻ではアンケート結果をもとにしたFD・SD研修会を実施し、構成員全員で結果を共有の上改善方策について検討し、翌年度以降のカリキュラム及び授業内容に反映するよう努めている【資料3-3-16】。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では「帝塚山学院大学生の10のちから」や「アセスメント・プラン」が適切に整備・運用されており、学修成果の点検・評価やその結果の活用が十分に行えている。令和6(2024)年度の改組に伴い特に学科独自部分のアセスメント項目の見直しを実施したが、今後実際に新体制でのアセスメントに取り組んでいく中で、より効果的・実質的なものとなるように適宜見直しを行っていく。

大学院、特に臨床心理学専攻については、その教育目的に照らして教育課程が整備され、教育成果も上がっていると判断している。今後は学修成果の可視化という観点から、日本臨床心理士資格認定協会資格の合格率や修了生の就職先関係者からの意見聴取以外に、それぞれが独立して実施されている各種アンケートの目的や対象及び設問について見直し、各種アンケートが有機的に繋がる仕組みとなるよう、専攻内で検討していく。

## 【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神や教育目的等を踏まえてディプロマ・ポリシーとその具体指標として「帝塚山学院大学生の10のちから」を策定し、広く周知している。「大学学則」をはじめとした各規程において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、学生や教職員に周知するとともに、厳正に適用している。

カリキュラム・ポリシーは学科単位で策定し、学内外での周知に努めている。「カリキュラム・ツリー」や「カリキュラム・マップ」を活用することでディプロマ・ポリシーとの一貫性を明示・確保した上で、教養教育も含め、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、実施している。教育課程の実施運営にあたってはシラバスを適切に整備し、その改善にも努めている。また、履修登録単位数の上限も適切に設定し、単位制度の実質も担保している。各授業は、多くの授業でアクティブ・ラーニング等を取り入れるなど、工夫を凝らした効果的な授業を展開している。

さらには、「アセスメント・プラン」に基づき「アセスメント・チェックリスト」を作成し、「帝塚山学院大学生の10のちから」や「授業アンケート」のほか、「学修状況調査（ベンチマーク調査）」「卒業後状況調査」「就職先調査」「産業界調査」といった項目をアセスメント対象として定め多面的・総合的な点検・評価を全学的に実施している。その結果は各アセスメントの責任者より「大学評議会」に報告を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用するため「大学評議会」の議長である学長からフィードバックしている。

以上のことから、基準3を満たしていると評価する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学校教育法第 92 条第 3 項にのっとり、本学では学則第 46 条第 1 項において「学長は校務を掌り、所属教職員を統督する」と規定している【資料 4-1-1】。また、学長が「大学評議会」【資料 4-1-2】や教授会【資料 4-1-3】及び「大学院評議会」【資料 4-1-4】、研究科委員会【資料 4-1-5】の意見を聴いて決定する事項は学則並びに各会議の規程に定めている。以上のことより、学長が大学の意思決定の権限と責任を持つことを明確にしている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として「学長会議」【資料 4-1-6】を設置しており、学長、副学長、学部長、大学事務局長、大学事務局次長、総務部長、教学センター長等を構成員としている。「学長会議」は、大学経営の課題・方針を検討し、大学全体に関わる政策・施策の方向性や考え方、大学運営の具体施策を決定し、その具現化を推進している。

以上のとおり、学長は「学長会議」「大学評議会」、教授会、「大学院評議会」及び研究科委員会を通じて、意思決定と業務遂行における適切なリーダーシップを発揮している。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

##### 【学部】

使命・目的の達成のために、本学の組織図【資料 4-1-7】に示すとおり、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育活動を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質保証・向上を図るよう、教学マネジメント体制を構築している。

本学では副学長を 2 人置いており、学長を補佐している。副学長の職務は「帝塚山学院大学管理職員・役職員の職務に関する規程」【資料 4-1-8】において規定している。

さらに、学部・学科の管理職として、学部長、学科長を置き、その職務は「帝塚山学院大学管理職員・役職員の職務に関する規程」に規定している。

「大学評議会」は、大学の意思決定をする上で重要な事項について、学長が意見を聴く場としている。「大学評議会」は学長を議長とし、副学長、学部長、教務部長、学生部長、学科長、大学事務局長及び大学事務局次長によって構成される。学長が「大学評議会」に意見聴取する事項は学則第 51 条及び「帝塚山学院大学評議会規程」第 7 条において規定している。また、「大学評議会」の下に「全学委員会」として「教学委員会」【資料 4-1-9】

「学生委員会」【資料 4-1-10】「キャリア委員会」【資料 4-1-11】「入試広報委員会」【資料

4-1-12】を設置し、各担当の副学長が委員長として委員会を統括している。

教授会の位置付けと役割は、学校教育法第 93 条第 2 項に基づき定めている。教授会は学長を議長とし、副学長、教授、准教授、専任講師、大学事務局長及び大学事務局次長をもって構成され、定例的に開催している。学長が教授会に意見聴取する事項は学則第 54 条並びに「帝塚山学院大学教授会規程」第 6 条及び第 7 条において規定している。

なお、学生の退学については学則第 18 条、除籍については学則第 23 条、懲戒については学則第 45 条に、学長が決定するものとしてそれぞれ規定している。

### 【大学院】

大学院は、帝塚山学院大学院学則【資料 4-1-13】第 43 条の規程に基づき学長の下に「大学院評議会」を、大学院学則第 46 条の規程に基づき研究科委員会を置いている。「大学院評議会」は、大学院の意思決定をする上で重要な事項について、学長が意見を聴く場としている。「大学院評議会」は学長を議長とし、研究科長、人間科学専攻主任、臨床心理学専攻主任及び大学事務局長によって構成されている。学長が「大学院評議会」に意見聴取する事項は大学院学則第 44 条及び「大学院評議会規程」第 7 条において規定している。

研究科委員会はその位置づけと役割を教授会に準ずるものとして定めている。研究科委員会は研究科長を議長とし、研究科に所属する専任大学教員で構成されている。学長が研究科委員会に意見聴取する事項は大学院学則第 46 条及び「研究科委員会規程」第 7 条において規定している。

### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織については、「学校法人帝塚山学院事務組織規程」【資料 4-1-14】により、組織構成と事務分掌を定めている。

大学事務局には事務組織として、総務部（総務課、ICT 課）、アドミッションセンター、教学センター（企画課、教学課）、学生センター（学生課）、キャリアセンターを置いている。各部門の業務分掌は明確であり、大学の事業計画に沿って、管理職の指揮監督の下に業務を行っている。また、事務職員は「学長会議」「大学評議会」「大学院評議会」「全学委員会」、教授会の構成員となっており、経営や教学組織にも参画している。

本年度の大学事務局の正職員（専任事務職員）数は 31 人であり、事務の遂行に必要な職員数を確保するとともに教職協働体制も整備しており、機能的に教学マネジメントを遂行できる体制を構築している。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮できる体制を構築している。また、副学長をはじめとした教学管理職を置くことや、「学長会議」を設置することにより補佐体制も整えている。また、各種委員会、会議も適切に運営されており、有効に機能していると言える。今後各階層での取り組みをより活性化し、整合性のあるものへと改善していくために、特に教育組織において学部長・学科長等によるミドルマネジメントの強化を図っていく。学長ガバナンスの下、人事管理、教職員の役割の明確化と適正配置を含めて、学生サービスや教育の質の向上、大学経営の効率化の達成に向けて

推進する体制を更に強化していく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

###### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

###### ①専任教員の確保と配置

各学部及び研究科の令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の在職者数は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】のとおりであり、専任教員数及び教授職数は大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準専任教員数及び教授数を満たしている。

栄養士・管理栄養士養成校である食環境学部においては、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則の定める教員要件を満たすよう、教員を適切に配置している【資料 4-2-1】。

専門職学位課程である人間科学研究科臨床心理学専攻においては、専任教員数、教授数及び実務家教員数が専門職大学院設置基準の基準を満たすよう、適切に配置している。

###### ②採用・昇任の方針

建学の精神に基づく大学の使命・目的の達成に寄与する教育・研究者を任用することを、教員人事における基本方針としている。この基本方針にのっとり、教育研究と経営、双方の視点から必要性を認めた場合に、新規採用及び在職教員の昇任を行っている。

教員の採用に関しては、「学校法人帝塚山学院大学専任教員採用に関する手続規程」【資料 4-2-2】、教員の昇任については、「帝塚山学院大学専任教員の昇任人事に関する手続規程」【資料 4-2-3】にのっとり計画的かつ適切に行っている。昇任の基準は、「帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程」【資料 4-2-4】に定めている。

特任教員の採用に関しては、「帝塚山学院大学特任教員採用規程」【資料 4-2-5】の定めるところに基づいて適切に行っている。

###### ③教員評価制度

本学では、平成 26(2014)年に教員評価制度準備委員会を設置し、平成 27(2015)年の準備期間を経て、平成 28(2016)年より教員評価を開始している。「帝塚山学院大学教員評価実施規程」【資料 4-2-6】及び「帝塚山学院大学教員評価実施要項」【資料 4-2-7】に基づいて、教育活動、研究活動、大学運営、社会貢献の 4 領域についての教員の活動を評価している。また、教員評価の趣旨は以下のとおりである。

(1) 教員が自ら教育・研究活動状況について点検することによって、教育・研究活動の活性化を促進させる。

(2) 教員評価による活動の改善等の取り組みにより、本学の高等教育機関としての教育・研

究の質を保証する。

(3) 教員の活動状況及び評価結果の公表により、社会に対する説明責任を果たす。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【学部】

本学では「教学委員会」及びその下にある「教学マネジメントWG」により、「FDにおける人材育成の目標・方針」【資料4-2-8】に基づくFDの運営・見直しを行っている。

FD研修会は、全学対象の研修会と各教育組織での独自の教育内容、学修・教育指導状況に応じた研修会の2つを主要な活動として実施している。令和5(2023)年度は全学対象の研修会を3回、各教育組織の研修会を6回実施した【資料4-2-9】。実施したFDについては、報告書を「教学マネジメントWG」が取りまとめ「教学委員会」にて確認の上で「大学評議会」に報告がなされている。

FDの一環として教職員を対象とした授業公開の取り組みも実施しており、従来は特定授業を対象としていたものを、令和4(2022)年度より特定期間において原則全授業を公開する「授業公開ウィーク」として拡大実施している【資料4-2-10】。授業公開は参観教員が優れた取り組みを取り入れ授業改善に繋げること、授業公開教員が参観教員からのコメントから授業改善の気付きを得るといった授業レベルでの質保証・向上に加え、カリキュラムレベルや機関レベルでの質保証・向上にも寄与することを目的としている。令和5(2023)年度は専任教員の90.4%が参加した。

加えて、令和3(2021)年度より実施している「TEZUKA OPEN DISCUSSION」【資料4-2-11】、令和4(2022)年度より実施している全専任教員によるティーチング・ポートフォリオの作成【資料4-2-12】など、教育改善のためさまざまなFD活動に取り組んでいる。

##### 【大学院】

大学院人間科学研究科における教育の内容及び方法の改善を図るための研修については、「大学院FD・SD推進委員会」【資料4-2-13】で検討・見直しを行っている。「大学院FD・SD推進委員会」は、専攻における授業科目担当の専任教員等で構成され年1～2回開催している。令和2(2020)年度からは、教員のためのFD研修会に加え、改善の取り組みを教員と職員が一層協力して進め得るように、教職員合同のFD・SD研修会も実施している【資料4-2-14】。

また、外部構成員を加えて年に一度開催している「教育課程連携協議会」において、教育内容、教育方法についての意見交換も行っている【資料4-2-15】。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保及び配置については、3学部化に伴い改めて検討の上適正に実施したが、年次進行とともにより最適な体制を構築できるよう、人事戦略を検討していく。

教員評価については継続的に実施しており、学内に取り組みが根付いてきている。今後は表彰制度の整備等を行い、適正な評価活動を通じた教育や研究の質保証に引き続き努めていく。



FD活動については、令和3(2021)年度より実施している「TEZUKA OPEN DISCUSSION」の拡充も含め、大学の重要な構成員の一員である学生の意見を教育活動に適切に反映するための取り組みに力を入れていく。また「授業公開ウィーク」も、授業レベル・カリキュラムレベル・機関レベルでの教育の質保証・向上に資する重要なFD活動として、今後も継続的に実施していく。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### (1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

##### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### 【学部】

本学では「教学委員会」及びその下にある「教学マネジメントWG」により、「SDにおける人材育成の目標・方針」【資料4-3-1】に基づくSDの運営・見直しを行っている。

大学が主催するSD研修会は、全学対象の研修会と各部署主催による、実際の業務に応じた実践的なSD研修会の2つを主要な活動として実施している。令和5(2023)年度は研修会を20回実施した【資料4-3-2】。実施したSDについては、「教学マネジメントWG」が報告書を取りまとめ「教学委員会」にて確認の上で「大学評議会」に報告がなされている。

加えて、法人本部事務局人事部による階層別研修と全体研修の実施に加え、令和6(2024)年度より新入教職員を対象としたeラーニングコンテンツの提供を行っている。eラーニングコンテンツは今後対象を全職員に拡大し、私学法人職員として身につけるべき高等教育に関する法令・基礎知識の受講を必須とするとともに、職位や業務内容等に応じたものに自らが選択して受講可能とすることを計画している【資料4-3-3】。

##### 【大学院】

大学院におけるSD研修会は、「大学院FD・SD推進委員会」主導の下で企画運営を行っている。「大学院FD・SD推進委員会」は、専攻における授業科目担当の専任教員等で構成され、改善の取り組みを教員と職員が一層協力して進め得るように、教職員合同のSD研修会を開催している【資料4-3-4】。

##### (3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

職種や業務内容に応じた実践的なSD研修と、昨今の大学情勢に応じた就職状況や教学マネジメントなど、大学教職員としての知識や技能の向上に繋がるようなSD研修の双方を今後も実施していく。また、それらのSDがより体系的なものとなるよう、引き続き大学及び法人本部事務局人事部において検討していく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では個人研究室と合同研究室を設置しており、全専任教員が研究室を利用している。個人研究室には机・椅子・書棚・エアコン・洗面を設置している。合同研究室はそれらに加え共有使用できるプリンター、複合機、冷蔵庫、ロッカーを配備し、各研究者エリアをパーティションで区画することで、プライバシーを確保しながら利便性を高めている。

研究機器・機材については、令和 5(2023)年度は、食環境学部に関連するものでは、生物顕微鏡、バイオメディカルフリーザー、紫外可視分光光度計等を、総合心理学部に関連するものでは、標準化された心理検査キット等を、リベラルアーツ学部に関連するものでは、高性能デスクトップ PC 等を購入・更新し、継続して研究環境の整備に取り組んでいる。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理は、法人及び大学の以下の規程で確立しており、それらに基づき適正な運用を実施している。特に、人を対象とする研究については「倫理審査委員会」での厳正な運用を実施している。

- ・「帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針」【資料 4-4-1】
- ・「帝塚山学院大学「人を対象とする研究」倫理指針」【資料 4-4-2】
- ・「帝塚山学院大学「人を対象とする研究」計画等の審査に関する規程」【資料 4-4-3】
- ・「帝塚山学院大学実験動物安全管理委員会規程」【資料 4-4-4】
- ・「帝塚山学院大学動物実験等に関する規程」【資料 4-4-5】
- ・「帝塚山学院大学放射線障害予防規程」【資料 4-4-6】

研究費の使用については以下の規程を定め、その使用を厳しくチェック・管理し、社会的な不正やトラブルを起こすことがないように厳格な運用に努めている。また、研究倫理コンプライアンス研修を 3 年に 1 回以上実施しており、新任教員にも記録動画の視聴を義務づけている【資料 4-4-7】。

- ・「帝塚山学院大学研究活動の不正行為防止等に関する規程」【資料 4-4-8】
- ・「帝塚山学院大学における研究費の不正使用防止等に関する規程」【資料 4-4-9】
- ・「帝塚山学院大学利益相反ポリシー」【資料 4-4-10】
- ・「帝塚山学院大学利益相反マネジメント規程」【資料 4-4-11】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究支援として、教員には毎年、研究活動に対し規則内での自己裁量によって使用できる個人研究費を支給し、教員全員の研究活動を奨励するとともに、公募による研究成果の優秀者には研究のための活動費を付加している。

研究活動における成果として書物の出版を行う際には、出版助成を実施している。これにより本学専任教員の学術研究を奨励し、学術の振興と教学の充実を図っている。出版助成の運用は、「帝塚山学院大学出版助成規程」【資料 4-4-12】に基づいている。

加えて、「帝塚山学院大学学長裁量経費に関する規程」【資料 4-4-13】に基づき、新たな教育研究プロジェクト等に必要な経費を学長のリーダーシップの下、適宜支出する「学長裁量経費」を毎年予算化の上、運用している。

また、企業との共同研究・委託研究は、令和 4(2022)年度獲得した 2 件について社会連携機構を中心に継続して取り組んでいる【資料 4-4-14】。

日本学術振興会の科学研究費（科研費）については申請支援のための研修会を実施している。令和 5(2023)年度は科研費に関する理解が広がるよう、最新トピックスや研究計画調書の書き方を解説するオンデマンド型の研修会と、実際に申請を行う教員を対象に研究計画を見直すワークを行う対面型の勉強会を実施した【資料 4-4-15】。

これらの施策により令和 6(2024)年度科研費においては、過去 3 年を上回る 12 件の申請が行われ、うち 2 件が新規採択された。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の本学の科研費採択数は、継続 6 件と合わせ 8 件である【資料 4-4-16】。

表 4-4-③-1 過去 7 年間の科学研究費 申請数と採択数

公募年度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	計
申請数	7	11	13	7	6	7	12	63
新規採択数	1	1	7	2	0	0	2	13
採択率	14.3%	9.1%	53.8%	28.6%	0.0%	0.0%	16.7%	20.6%

採択率に関する課題やアンケートによる教員からの要望に対応し、令和 6(2024)年度は、実際の申請書類を元にした個別レビューによる支援を新たに実施する。また、オンデマンド型の研修会も内容の幅を広げ、教員それぞれの興味や知りたい項目に応じて選択できる動画講座として実施することを予定している。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、「学長裁量経費」等による研究活動の奨励に取り組んでいく。科研費の申請支援では、申請実績のない教員に裾野を広げるため基礎知識を含んだ研修会の実施を行い申請数の拡大を目指すとともに、レビューによる個別支援を通じて採択率の向上を目指す。

また、研究支援効率化のため、研究費の管理システムの導入を検討する。

#### **【基準4の自己評価】**

本学は学長を補佐する体制として「学長会議」、学長の諮問機関として「大学評議会」「大学院評議会」、教授会、研究科委員会を設置している。また、2人の副学長をはじめ、学部長、研究科長、学科長といった教学管理職を置いており、学長のリーダーシップの下、権限と責任が明確になった教学マネジメント体制を構築している。

職員については、事務の遂行に必要な数を確保しており、各部門の業務分掌は明確である。また、「学長会議」「大学評議会」「大学院評議会」「全学委員会」、教授会等の構成員となっており経営や教学組織にも参画するなど、教職協働体制が機能している。教員については、大学の使命・目的に即した採用、昇任を規程に基づき計画的かつ適切に行っており、大学設置基準の基準数を上回る人員を適正配置するとともに、教育活動、研究活動、大学運営、社会貢献の4つの領域での教員の評価を実施し教育研究の質保証にも努めている。

FD・SDについては、それぞれの方針に基づいて組織的かつ適切に実施し、教職員の資質向上に取り組んでいる。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に実施し、外部資金の獲得に向けての取り組みにも力を入れている。

以上のことから、基準4を満たしていると評価する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人帝塚山学院寄附行為」第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、良識的な社会人として文化や社会の成熟に貢献できる人材を育成する」と定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営するとともに「学校法人帝塚山学院寄附行為」【資料 5-1-1】は法人ホームページ上で公表している。この目的を達成するために、「帝塚山学院事務組織規程」【資料 5-1-2】を定め、組織並びに職員の職務について明記している。

また、自主性と多様性に基づくガバナンス強化と健全性の向上を図る指針として「学校法人帝塚山学院帝塚山学院大学ガバナンス・コード」【資料 5-1-3】を制定し、毎年 12 月末日を基準日とした点検結果を大学ホームページに公開している【資料 5-1-4】。

加えて、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定されている項目、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で規定されている項目及び財務情報や事業計画・事業報告は大学及び法人ホームページ上で広く公表している。

このように私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を設置し、高等教育機関として社会の要請に応える運営を行っており、経営の規律と誠実性を適正に維持している。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院では、使命・目的の実現に向けて、「学校法人帝塚山学院寄附行為」に基づき意思決定の最高決議機関としての理事会、その諮問機関として評議員会、理事会の委任に基づいて本法人の日常の業務を決定する「理事会常務委員会」を設置している。「理事会常務委員会」は、「学校法人帝塚山学院理事会常務委員会規程」【資料 5-1-5】に基づいて、理事長、学長及び校長等の常勤の理事を委員とし、法人業務の円滑な運営を図るため、理事会から委任された事項等処理し、提案事項を議決・執行し、そのほかの重要事項を審議、決定している。

本学院は創立 100 周年を迎えた平成 28 (2016) 年度に、第 1 次中期計画 (平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度) 【資料 5-1-6】を策定した。この中期計画では、帝塚山学院のミッション及びビジョンの内容を改めて確認し、大学のみならず、帝塚山学院中学校高等学校、帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校、帝塚山学院小学校、帝塚山学院幼稚園及び法人本部を含めた 6 部門の今後 5 年間の教育計画、組織計画、人事計画、財務計画等を立案した。各年度末に中期計画の進捗状況の検証・評価を行うことにより、PDCA サイクルによる

継続的な計画の進展を図った。

令和 2(2020)年度に第 1 次中期計画が最終年度を迎え、更なる改革のために中期計画の達成・未達成項目の仕分けを行い、建学の精神（学院のミッション）を実現するための学院全体のビジョンを設定し、このビジョンを具現化するために改革の基本方針を策定した。その後、設置校ごとにビジョン・改革の基本方針を盛り込んだ令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの第 2 次中期計画【資料 5-1-7】を策定した。

なお、第 2 次中期計画では新たな評価指標を設定することにより、進捗状況の可視化が可能となり、目標達成に向けた取り組みの実効性を確保している。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、毎年 5 月に「クールビズ」の実施について【資料 5-1-8】を提示し、5 月から 10 月までの半年間、適正冷房（原則室温 28℃）と軽装勤務を実施し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努めている。また、令和 6(2024)年 1 月より大学内で日常発生するゴミの分別をこれまで以上に徹底することとし、リサイクルに努めている。

快適な教育環境を形成し、学生が安心して過ごせる場所とするため、健康増進法及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、令和 2(2020)年 4 月より学校敷地内全面禁煙とした。

労働条件・服務規程については、労働基準法に基づき、「帝塚山学院就業規則」【資料 5-1-9】を規定している。人権への配慮として、各種ハラスメント防止のため「帝塚山学院大学ハラスメント防止規程」【資料 5-1-10】「帝塚山学院大学ハラスメント防止ガイドライン」【資料 5-1-11】を定めている。学生に対しても「大学便覧」にハラスメント防止のページを設けているほか、「帝塚山学院大学ハラスメント防止規程」の周知を通してハラスメント防止に努めている【資料 5-1-12】。

情報セキュリティ対策においては、収集、利用、保存する情報を適正に取扱い、その適正な保護を図ることを目的とした「帝塚山学院個人情報保護規程」【資料 5-1-13】を定めている。また、教育・研究・管理運営業務などに利用される諸情報の安全性の確保、学内外の研究者・教育者・その他関係者との学内ネットワークやインターネットを介した情報交換におけるネットワークの安全性・信頼性を保つため、情報資産の保護や情報セキュリティの管理を的確に遂行する方針である「学校法人帝塚山学院情報セキュリティポリシー」【資料 5-1-14】を定めているのに加え、より具体的かつ詳細に定めた「帝塚山学院大学情報セキュリティポリシー」【資料 5-1-15】を平成 30(2018)年に改定施行し情報セキュリティマネジメント体制を構築した。

公益通報については、平成 16(2004)年に制定された公益通報者保護法に基づき、「学校法人帝塚山学院公益通報者保護規程」【資料 5-1-16】を定めており、本学院における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を規定している。

危機管理面では、「帝塚山学院大学危機管理規程」【資料 5-1-17】「帝塚山学院大学防災管理規程」【資料 5-1-18】「帝塚山学院大学緊急対応マニュアル」【資料 5-1-19】を定めている。対象とする危機の事象・状態による分類として、自然災害、重大事故、重大事件、健康危機、施設内災害・事故、海外における事件・事故を想定し、危機対応の基本体制を整備している。また大学におけるリスク分類として、運営リスク、法規制上のリスク、財務的リスク、名声関連リスク、科学技術上のリスクに分けて、危機対応のありようを想定

している。危機が生じた際の連絡網と責任体制については、一覧表を作成して各部門に周知している。

安全への配慮としては、警備会社に24時間体制の警備を委託し、日中から夜間にかけては建物内外の定期巡回及び来校者の受付を行っている。また、深夜については、完全施錠して警備会社による機械警備を行っている。さらに防犯カメラを設置し、学生・教職員の安全確保に努めている。また、地域消防署で開催される自衛消防訓練への教職員の参加や、実際の災害を想定した学内での通報・消火・避難訓練の実施などを通して、災害時にも安全を確保できるよう備えている。

そのほか、学生は入学時に、教育研究活動中の不慮の災害事故に対する補償のための「学校教育研究災害傷害保険」に全員加入している。また、学生が正課、学校行事、課外活動及びその往復で他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を損壊した場合等に、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害の補償のための「学研災付帯賠償責任保険」に全員加入している。AED(自動体外式除細動器)については、キャンパス内に3台設置し、「大学便覧」でAEDを使った心肺蘇生について説明するとともに、教職員を対象としたAED講習会を適宜実施している。

### (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は関連法令に基づき寄附行為や各種規程を適切に整備・運用し経営の規律と誠実性を維持している。また、中期計画を策定・運用・検証することで使命・目的の実現に継続的に努めるとともに、環境保全、人権、安全にも十分に配慮しながら教育研究活動に取り組んでいる。

今後は、私立学校法をはじめとした各種関連法令の改正に適切に対応するとともに、令和7(2025)年度までを期間とする第2次中期計画の成果を十分に検証した上で次期中期計画を策定し、引き続き規律と誠実性のある経営のもと、使命・目的の実現に努めていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

#### (2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法第36条にのっとり、学校法人の業務を決するため理事会を置き、「学校法人帝塚山学院寄附行為」により、本学院の最高意思決定機関としての体制を整備している。令和2(2020)年4月1日に私立学校法が大幅に変更され、本学院もそれに応じて①学校法人の管理運営制度の改善、②役員の職務及び責任の明確化を含む寄附行為の変更を行った。併せて理事会で議決すべき事項を明確にした「学校法人帝塚山学院寄附行為施行細則」【資料5-2-1】を制定し、運用している。

理事会は、年3回(3月：理事の選任、予算関係等、5月：決算関係等、10月：評議員

の選任、補正予算等)の定例会議を軸に開催しており、令和5(2023)年度は4回開催した【資料5-2-2】。

理事の定数及び選任については、私立学校法第35条及び第38条にのっとり「学校法人帝塚山学院寄附行為」第6条及び第7条に規定しており、定数は12人以上25人以内とし選任区分は第1号理事「帝塚山学院大学学長」、第2号理事「法人の設置する学校の校長、園長、大学副学長のうちから理事会において選任した者3人以上6人以内」、第3号理事「評議員のうちから評議員会において推せんされ、理事会において選任した者3人以上5人以内」、第4号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者5人以上13人以内」としている。役員の選任に際しては、役員候補者選考委員会が理事会に候補者を推薦する主旨の「学校法人帝塚山学院役員候補者選考委員会規程」【資料5-2-3】を整備し運用している。

令和6(2024)年5月1日現在の本学院の理事会は、理事総数14人のうち非常勤の外部理事が8人を占めており、広く客観的な視点から意見を聴取することができる体制となっている。

なお、平成29(2017)年度からの理事会の開催は「学校法人帝塚山学院寄附行為」第20条第10項で規定された理事会開催要件を全て満たしており、理事・監事の出席状況も適切である。なお、理事の理事会欠席時の委任状については、理事会の各議案に対して、賛否等の意思表示ができる書式となっており、適切である【資料5-2-4】。

また、最終意思決定を行う理事会の補佐体制として、常勤の理事(令和6(2024)年5月1日現在は理事長、常務理事、事業理事、大学学長、中学校高等学校校長、泉ヶ丘中学校高等学校校長)で構成される「理事会常務委員会」を置き、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第21条(業務の決定の委任)による理事会の授権に基づき、日常の業務を決している。

近年、教育現場を取り巻く環境が大きく変化していることから「理事会常務委員会」での審議の重要性がこれまで以上に増し、本学院の事業の中長期的な計画の策定・実行に向けて議論し、組織及び運営を先導していくという役割の優先度が高まった。そのため令和2(2020)年7月1日付で日常業務の執行については「理事会常務委員会」の審議事項から理事長に委任した。さらに令和3(2021)年4月1日からは「学校法人帝塚山学院決裁権限規程」【資料5-2-5】を制定し、理事長に委任された日常業務執行について役員や管理職員に専決権を付与することによって「権限」と「責任」が明確となり、迅速な意思決定が行える執行体制の構築を図った。なお、「理事会常務委員会」は法人の経営及び教学の代表者等で構成していることから、決議事項を各設置学校に伝え、認識を共有するための役割も果たしている。

「理事会常務委員会」の開催が月1回であることから、早急に決裁が必要な案件への対応として電子決裁システムを導入し、「理事会常務委員会」の決裁機能を補完する体制としている。

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

本学院の理事会は規程に基づき適切に運営され機能している。今後はより一層の理事会機能強化のため、非常勤の外部理事とこれまで以上に密なコミュニケーションを図っていく。また、理事会の構成員や人数を変更するなど、私立学校法の改正を踏まえた上で、本



学院の理事会機能が向上するような体制の構築に努めていく。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の意思決定の円滑化を図るため以下のよう  
な連携を図っている。

理事会には、学長が理事として出席している。また、評議員会には、学長、大学事務局長が評議員として出席していることから、法人と大学の意思疎通は十分に図られている。

特に、原則月 1 回で開催され、理事会からの付託事項を審議する「理事会常務委員会」に学長が理事として出席していることは、教学部門の最高責任者が法人の目的・事業計画・年度方針等を日常の業務として具体化していくための政策・方針の決定プロセスに参画することを意味しており、法人部門と教学部門との適切な連携が取れていると言える。さらに、この「理事会常務委員会」に大学事務局長等の大学事務管理職が陪席していることにより、「理事会常務委員会」での審議決定事項を迅速かつ的確に執行できる体制を構築している。

また、大学固有の問題で、経営にも関わる重要事項を審議し、必要な改革案を立案する組織として「学院改革会議・大学部会」【資料 5-3-1】を設置している。この会議は法人から理事長、理事長が指名する理事、大学から学長、副学長、大学事務局長等が構成員となっており、法人と教学が一体となって大学における種々の改革課題に取り組む体制を取っている。

理事長は、理事会及び評議員会の議長として会議を運営し、各学校の現状報告を受けるとともに、各学校に対し法人の方針に基づいた指示を与えることによって、学院全体の運営を主導している。学長は、大学の業務全般を掌理して、大学運営に関してリーダーシップをとっている。大学の教育研究に関する事項や各種施策は、その内容に応じて学部においては教授会、「大学評議会」【資料 5-3-2】及び各委員会、大学院においては研究科委員会、「大学院評議会」【資料：5-3-3】で意見聴取の上、学長が決定している。これらの決定にあたって、学長は必要に応じて「学長会議」【資料 5-3-4】で協議を行っている。

事務局各部署における事務職員からの意見や施策提案等については「大学事務職員管理職会議」【資料 5-3-5】で汲み上げ、大学事務局長の指示のもと対応するとともに、必要に応じて各種会議体で取り扱うようにしている。

また、年度当初には、本学院の全教職員が一堂に会し、新規採用者を紹介するとともに新年度の学校運営方針を理事長はじめ各学校長から説明する会を催し、方針の全教職員への共有を図る場としている【資料 5-3-6】。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### ①法人と大学の各管理運営機関の相互チェック

法人と大学の各管理運営機関の相互チェックは、学長が理事会の理事となることによつて果たされている。「理事会常務委員会」には学長が理事として出席しており、法人部門と教学部門との適切な連携が取れている。学長は理事でもあり、「大学評議会」及び教授会の議長である。

これらにより、法人と大学が意見交換し、相互チェックを図ることを可能としている。

#### ②監事

「学校法人帝塚山学院寄附行為」第6条により2人又は3人の監事を置くことを規定している。監事の選任手続きは、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第8条及び「学校法人帝塚山学院役員候補者選考委員会規程」により、本法人の理事、職員又は評議員以外の者を理事会で候補者として選出し、評議員会に諮り同意を得て、理事長が選任することとしている。これは私立学校法第38条第5項にのっとっている。

監事の任期は、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第9条及び第10条に基づき3年とし、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならないと規定している。この補充に関する規程は、私立学校法第40条にのっとっている。

監事の現員は3人(うち1人は令和4(2022)年4月1日付で常勤監事として選任)であり、兼職禁止要件の下に、業務監査及び財務監査の実を挙げるため、公認会計士、弁護士及び地方自治体勤務経験者を監事に選任している。理事会及び評議員会への監事の出席状況は適切である【資料5-3-7】。

監事は私立学校法第37条第3項及び「学校法人帝塚山学院寄附行為」第19条の規程に基づき、法人の業務、理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出して説明している。また、監事は、評議員会において、評議員の意見等の十分な確認を行うことができている。

また、令和5(2023)年度に理事長直轄の「内部監査室」を設置し、学院の運営活動の状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で検証・評価している【資料5-3-8】。

「内部監査室」は、三様監査にて監事及び監査法人と協議の場を持ち、情報共有、意見交換などを行い認識の統一を図るよう努めている。

#### ③評議員会

本法人全体の重要事項について諮問するために、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第28条により評議員会を設置している。令和6(2024)年度の評議員会は、本法人の職員のうちから8人、同窓会員のうちから5人、理事長(1人)、理事のうちから1人、学識経験者から24人の合計39人で構成しており、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第28条第2項の「評議員会は、30人以上52人以内の評議員をもって組織する」、私立学校法第41条第2項の「評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員数をもって、組織する」にのっとり運営している。

また、私立学校法第42条に掲げる諮問事項についても、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴いている。これは、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第30条に基づき行われており、諮問機関としての役割を果たしている。私立学校法第46条に規定する理事長による評

委員会への決算等の報告についても、「学校法人帝塚山学院寄附行為」第43条第2項に基づき適切に行われている。

評議員会は定例として年3回開催され、その他必要に応じて臨時に開催される。平成29(2017)年度から令和6(2024)年3月までの評議員会は「学校法人帝塚山学院寄附行為」第28条第8項で規定された開催要件を全て満たしており、評議員の出席状況も適切である。

なお、評議員の欠席時の委任状については、各議案に対して賛否等の意見表示ができる書式となっており、適切である【資料5-3-9】。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

学院内でのコミュニケーションの一層の強化に取り組み、課題点や問題点を早期に掘起してトップダウンとボトムアップのバランスの取れた方策により解決を図っていく。また、評議員会の構成員や人数を変更するなど、私立学校法の改正を踏まえた上で、本学の評議員会機能が向上するような体制の構築に努めていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

各設置校がそれぞれの使命を達成し、将来に向けて教育研究の充実、発展を期するためには、財政運営の確立が何よりも必要である。特に昨今の私立学校を取り巻く極めて厳しい環境下において、本学院がその優位性や独自性を明確に打ち出していくためには、財政の中長期計画を策定し、それを単年度の事業計画に反映させていくことが重要である。

本学院は創立100周年にあたる平成28(2016)年度に第1次中期計画を策定し、同年を起点としてこの計画をスタートさせた。この中期計画では本学院のミッション及びビジョンの内容を改めて確認し、法人及び各設置校がビジョンを具現化するために①教育力、②組織力、③財務基盤力の3つの強化に取り組むこととした。計画の実施管理については、実施目標・計画に対し具体的な取り組み内容と実績について、中期計画及び毎年の計画と実績の差異を比較分析するとともに毎年度自己評価を行うことで新たな改善策を見出し、計画必達に向けたPDCAサイクルを機能させるように取り組んだ。

また、改革の第2ステージとなる令和3(2021)年度からは第2次中期計画(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)をスタートさせ、第1次中期計画の成果の上に立ち、更なる改革の遂行が可能となるよう、計画を理事会で策定した。この計画での本学院のビジョンは「1. 強靱さと豊かな創造力を備えた人の育成」「2. 主体性を育む自学主義に基づく教育」「3. 進化する品格ある名門私学」とした。そのビジョンを具現化するために改革の

基本方針を「1. エンロールメント・マネジメントの強化」「2. 教職協働の強化」「3. 財務基盤の強化」とした。

本法人の予算計画については、各設置校は法人本部事務局からの当初予算編成方針通知【資料 5-4-1】を受けて、事業計画に基づいて目的別予算を検討する。大学では総務部が各部署からの予算要求を取りまとめ、各部署へのヒアリングを行い、「学長会議」で報告、審議され、「大学評議会」において意見聴取された後、学長の査定を経て予算要求を作成し、法人本部事務局へ提出することとしている。その後、法人本部事務局による学長・副学長・大学事務局長へのヒアリングを経て、法人本部事務局財務部財務課が「学校法人帝塚山学院経理規程」【資料 5-4-2】及び「学校法人帝塚山学院予算の編成及び統制に関する規程」【資料 5-4-3】にのっとり、予算編成作業及び全体調整を図り、収支を均衡させることを目標に学院全体の予算を編成し、学院全体の予算編成会議も兼ねる「理事会常務委員会」での承認を受けた後、評議員会・理事会にて審議承認され予算は成立する。また、本学院では、経常的な経費予算とは別に各設置校の定員確保に必要な諸経費、新規事業の経費や施設設備に関する戦略的な予算については、「学校法人帝塚山学院法人戦略予算規程細則」【資料 5-4-4】にのっとり重要性・緊急性を考慮し、費用対効果を見極めて別枠で予算措置を図っている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立と収支バランスにおいては、収支が安定していることが最も重要である。本学院全体での基本金組入前当年度収支差額は、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度まで赤字となった。一方、大学単体の基本金組入前当年度収支差額は、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度において、それぞれ 1 億 4,000 万円、1,700 万円（キャンパス統合関連費用除く）の黒字を確保することができた。これは入学者数の確保による定員充足及び支出抑制の効果によるものである。

本学院全体の健全な財務基盤の構築並びに収支の安定を図るには収入、支出の約 35%を占める大学の収支改善なしでは実現できない。検討を重ねた結果、平成 30(2018)年 3 月 29 日の理事会で「大学の黒字化、教育の質保証の確立」を実現するために大学キャンパス統合（ワンキャンパス化）を決定した【資料 5-4-5】。これにより大学の教育面、経営面等さまざまな面で問題を解消する事が可能となった。令和 3(2021)年 4 月のワンキャンパス化後は大学の教育資源の有効活用が進み、定員充足に向けて学生募集に一層注力すること及びキャンパス統合による支出の合理化が図られ、黒字化の実現と教育の質保証が確立され、本学院全体の収支改善が進み、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度において 3 期連続の黒字化となった。

貸借対照表における資金余力に関しては、運用中の金融資産は令和 5(2023)年度末では総額 76 億円を保有しており、内部留保資産比率や運用資産余裕比率などの各指標についても安定的な推移をしており、安定した財務基盤を確保している。特に積立率は、令和 2(2020)年度以降、要積立額が増加傾向の中、安定的に運用資産を確保しており、令和 5(2023)年度末の積立率は 59.3%となった。資産運用に関しては、「学校法人帝塚山学院資金運用規程」【資料 5-4-6】に基づき実施し、運用にあたっては収益性も重要ではあるが、安全性を第一に考慮している。

補助金の獲得状況に関しては、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度まで 3 年続けて「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 の選定を受けたが、令和 2(2020)年度は僅差で獲得ができなかった。その後、大学の教育改革を更に推進し、以降令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで連続して選定を受けている。

寄付金については、平成 28(2016)年度末で終了した帝塚山学院創立 100 周年記念募金(募金実績 1,082 件、3 億 7,483 万円)で築いたネットワークを活用した寄付金の継続的・組織的獲得に向けて平成 30(2018)年 7 月に法人本部事務局に校友課を新設し、平成 30(2018)年 12 月には、新たに 100 周年記念募金に代わる帝塚山学院教育環境充実募金「まつかさ応援募金」【資料 5-4-7】を開始した。今後も安定した財務基盤の一つとなるように積極的な寄付金募集活動を継続していく。

以上のとおり、本学院では、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立し、安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保に努めている。

### (3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

強固な経営基盤、財務基盤の確立に向けて、ビジョンや中期計画の策定を通じて中長期の本学院の方向性を明確にし、中期計画を補完する年度計画と各種の改善策による PDCA サイクルを機能させて計画の達成を目指していく。

補助金の獲得については、対象となる取り組みや申請手続きの支援体制強化とともに、教職員の補助金についての理解度を高めるための取り組みを行うなど、教職一体となって積極的に外部資金の獲得に努めていく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、各種証憑書類に基づいて、学校法人会計基準及び「学校法人帝塚山学院経理規程」、その他税制等の各種法令にのっとり適切に行っている。新規案件や会計処理上の判断が難しい案件については、本学院の会計監査人である公認会計士の指導・助言を受けながら適正に対応している。

また、やむを得ない理由による予算の追加、又は予算の重要な変更を必要とする場合は、「学校法人帝塚山学院経理規程」に基づき補正予算を編成している。この補正予算案も年度当初の予算と同様に、「学校法人帝塚山学院寄附行為」に基づき評議員会に諮問の後、理事会で審議、決議している。

経理処理実務については、事務作業の効率化・迅速化を図り、適正な会計処理ができるよう、各事務局と法人本部事務局とがデータを共有可能な会計システムを導入している。

具体的には、納付金の自動引落、大学内のキャッシュレス決済の導入と固定資産システムの導入を実施した。また、物品購入等の執行については、①専決権者の責任範囲の明確化、②部門固有課題が生じた際の決裁者への速やかな報告・伝達、③責任感の更なる醸成、④意思決定までに要する期間短縮、といった効果から「稟議規程」及び「稟議手続細則」を廃止して、令和3(2021)年に新たに「学校法人帝塚山学院決裁権限規程」を制定し、理事長以下各々の職制までの専決事項を定め厳格な執行体制を取っている。起案部門（執行を必要とする予算単位）は「学校法人帝塚山学院決裁権限規程」により定められている決裁者に起案書を提出し、関係決裁者の承認を受けなければならない。

大学においては、非常勤講師の採用や100万円以上500万円未満の執行等を学長、100万円未満の執行を大学事務局長の専決事項として定めている。

なお、予算計上案件で決裁者の承認があっても、1件の取引総額が500万円以上の決裁案件については「理事会常務委員会」の報告事項とし、学院内での情報共有及びチェック体制を取っている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人による監査については、私立学校振興助成法に基づき、外部の監査法人が監査を行っている。主に財務状況を学校法人会計基準や各種法令、税務等に照合し、その妥当性の確認を中心に行っている。経常的には予算の執行状況の確認、請求書、会計伝票、証憑書類、元帳の整合性の確認等である。また、決算監査では現預金、有価証券、そのほかの資産及び負債の期末残高や仕訳、関連当事者との取引について確認を行う。これらの監査を経て財務部より決算説明を受けたのち、会計監査人が監事に対して会計監査報告を行っている【資料5-5-1】。会計監査人による監査は、年間12回、各3日間行われており、不正な財務報告や資金の流用等の不適切な処理が行われていないか、また、内部統制が適切に機能しているかといった事項についてチェックを受けている。これにより、会計処理の適切性を確保している。

さらには、監事3人（公認会計士、弁護士及び常勤監事）による私立学校法に基づく監事監査を行っている。監事は、全ての理事会・評議員会に出席し、財産の状況及び業務執行状況に関する監査を行っている【資料5-5-2】。また、理事長・監事・監査法人の意見交換も年2回以上実施するなど、緊密な連携を図っている。

#### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

本学院では会計処理を適正に実施し、会計監査の体制を整備し厳正に実施している。

今後は、導入済みの固定資産システムの一層の定着及び機能の拡張を推進していく。また、更なる効率化に向けて、経費精算システムの導入や、納付金の自動引落口座登録WEBフォームシステムの導入、会計システムと他業務システムとの連携、人事管理システム及びマニュアル整備等を通して業務の合理化を推進する。

#### 【基準5の自己評価】

本学院では経営の規律と誠実性を維持するため、意思決定の最高決議機関としての理事会、その諮問機関としての評議員会、理事長、学長及び校長等の常勤の理事を委員とした

「理事会常務委員会」、法人と教学が一体となって大学における種々の改革課題に取り組む「学院改革会議・大学部会」が設置されており、それぞれの会議体が有機的に連携している。加えて、常勤の監事及び内部監査室を置くなど、相互チェックも適切に機能している。

また、本学院の使命・目的を達成するために現在、創立 100 周年を機に策定された第 1 次中期計画に続く第 2 次中期計画を実行中である。この第 2 次中期計画では新たな評価指標を設定することにより、進捗状況の可視化が可能となり、目標達成に向けた取り組みの実効性が確保できていると言える。

財務については、令和 3(2021)年 4 月のキャンパス統合による支出の合理化と学生募集への注力の結果、3 年連続の黒字化が実現している。さらに教育環境充実募金「まつかさ応援募金」を新たに開始しており積極的な寄付金募集活動を行っている。これらのことから、安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保していると言える。また、会計処理では、「学校法人帝塚山学院経理規程」にのっとり適正に実施するとともに、会計監査人による監査（年間 12 回、各 3 日）及び公認会計士・弁護士を含む監事監査の厳正な実施により会計処理の適切性を確保している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると評価する。

**基準 6. 内部質保証**

**6-1. 内部質保証の組織体制**

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

**①内部質保証に関する全学的な方針の明示**

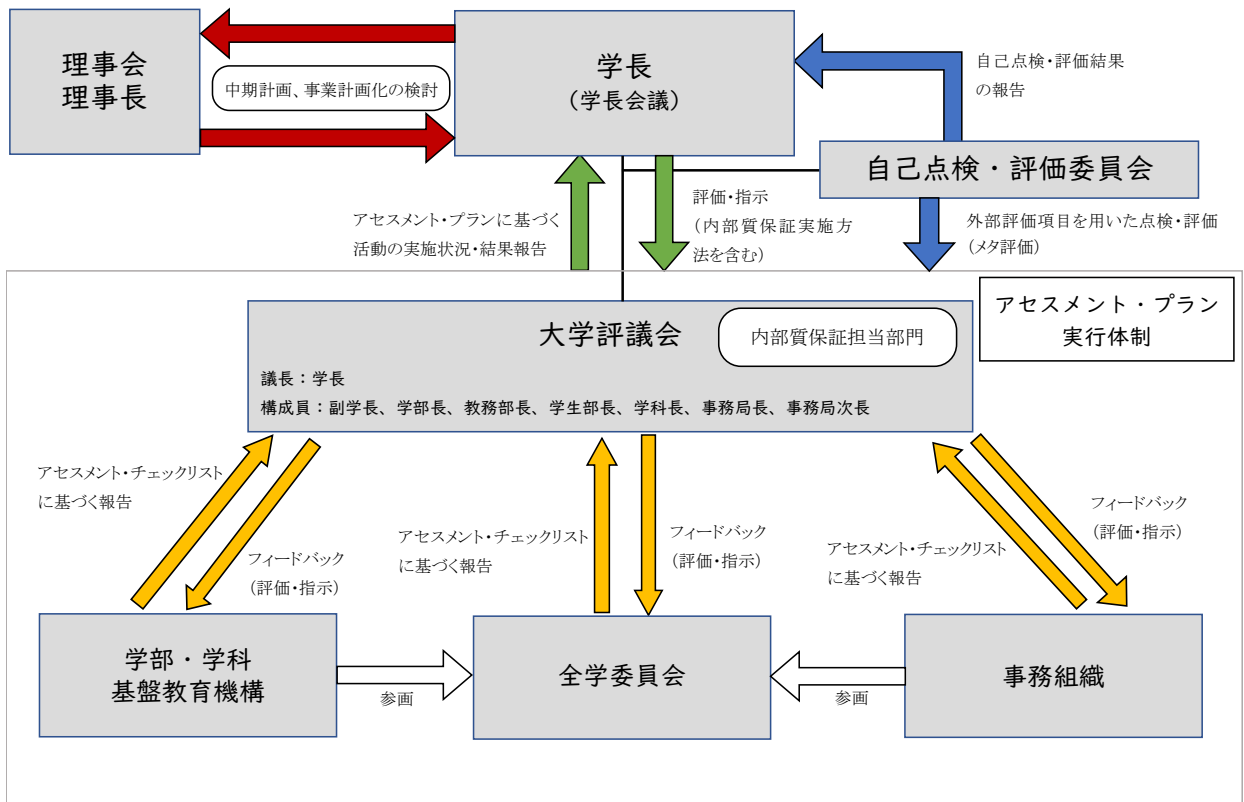
本学では内部質保証に関する全学的な方針として、令和元(2019)年度より「アセスメント・プラン」【資料 6-1-1】を定め、本学で定める 3 つのポリシーが適切であるかどうか、また、本学の教育カリキュラムが 3 つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的・総合的に点検・評価し、必要な改善に取り組んでいる。具体的なアセスメントの項目等は「アセスメント・チェックリスト」【資料 6-1-2】に定めている。「アセスメント・プラン」は大学ホームページでも公開し本学の内部質保証に関する方針を広く社会に公表している。

**②内部質保証のための恒常的な組織体制の整備**

**③内部質保証のための責任体制**

本学では上記「アセスメント・プラン」を中心とした内部質保証体制を担保するため、下図のようなシステムを整備している。

図 6-1-① 帝塚山学院大学内部質保証システム





「アセスメント・プラン」に基づく内部質保証は「大学評議会」【資料 6-1-3】が担当部門として主導している。各組織は「アセスメント・チェックリスト」に定められた項目に基づき、アセスメント結果を「大学評議会」に報告をしている。「大学評議会」の議長である学長は各組織からの報告内容に対するフィードバック（評価・指示）を行っている。

アセスメント活動の結果は「学長会議」【資料 6-1-4】にも報告がなされている。令和5(2023)年度からは、アセスメント活動結果の報告をもとに、学長が3つのポリシーの適切性及び各ポリシーに基づく活動全体の適切性についてルーブリックを用いて評価する取り組みをスタートさせている【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】。これにより3つのポリシーとそれに基づく活動の適切性に対する大局的な評価・判断が可能となり、本学の内部質保証体制の強化に寄与している。

また、「自己点検・評価委員会」【資料 6-1-8】は外部評価機関の点検項目・評価方法を活用した自己点検・評価を実施している。これによって、「大学評議会」が主導する「アセスメント・プラン」に基づく内部質保証をメタ評価することにもなり、本学の内部質保証体制の一翼を担っている。委員会が実施した自己点検・評価の結果は委員長より学長に直接報告している。

学長は「アセスメント・プラン」の実施状況並びに自己点検・評価結果の報告を受け、必要に応じて改善を指示するとともに、中期計画・事業計画の策定に活用している。

### (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では上記のとおり令和元(2019)年度より「アセスメント・プラン」を中心とした内部質保証体制を構築し実行している。それとともに、3つのポリシーのルーブリック評価を取り入れるなど、内部質保証体制そのものの改善も重ねることでその実効性の強化に努めている。効果的な内部質保証を実行するためには、実行体制そのものが現状において適切であるかどうかを常に考え続ける必要があることを認識し、今後も不断の努力を重ねていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

##### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施・方法

#### ②エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

##### 【学部】

本学では、平成5(1993)年に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を全学的取り組みとして大学運営に反映させる体制を整備してきた。本学での自己点検・評

価は、学則第3条並びに「帝塚山学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて行なっている。

「大学評議会」を中心に運用する「アセスメント・プラン」を令和元(2019)年度に導入・運用開始したことに伴い、改めて本学の内部質保証体制における「自己点検・評価委員会」の役割を議論し、令和3(2021)年度より「自己点検・評価委員会」は短期スパンでのPDCAサイクルを回す主体ではなく、外部評価機関の点検項目・評価方法を活用した内部評価を中心とすることとした。このことにより、「アセスメント・プラン」による本学の3つのポリシーに基づく教育の充実・改善のための活動と、社会から求められる視点での自己点検・評価の双方を適切に行うことができるようになり、本学の内部質保証体制の機能向上に寄与している。

直近では令和3(2021)年度に「自己点検・評価委員会」による自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成した【資料6-2-1】。併せて、改善し得る点をまとめた「自己点検評価報告書」も作成し、「学長会議」にて学長に報告を行った【資料6-2-2】【資料6-2-3】。今後も認証評価受審サイクルの中間年に「自己点検・評価委員会」による自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」及び「自己点検評価報告書」の作成を行う予定である。

#### 【大学院】

研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、学部とともに自己点検・評価を実施している。加えて、臨床心理学専攻においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による分野別認証評価の基準を用いた自己点検・評価を独自に実施し、教育の質保証に努めている。

### ③自己点検・評価結果の学内共有並びに社会への公表

#### 【学部】

委員会で取りまとめた自己点検・評価結果は、委員長より学長に報告している。学長は自己点検・評価結果を中期計画や事業計画を策定する際の検討材料とするとともに、必要に応じて各部に改善指示を行っている。

自己点検・評価結果の学内共有は、より多くの教職員が手軽に参照できるよう、教職員ポータルで行っている。

学外に対しては、大学ホームページを通して第1期・第2期認証評価の結果及び当該年度の自己点検評価書、並びにその中間にあたる年度の自己点検評価書を公表している。なお、本学は、平成22(2010)年及び平成29(2017)年に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、評価機構が定める大学評価基準を満たしていると適合認定を受けている【資料6-2-4】。

#### 【大学院】

委員会で取りまとめた自己点検・評価結果は委員長より専攻会議に報告し、関連委員会を含め改善点について検討をしている。自己点検・評価結果の学内共有は、より多くの教職員が手軽に参照できるよう、教職員ポータルで行っている。

臨床心理学専攻においては公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による分野別認証

評価を5年ごとに受審しており、平成23(2011)年度、平成28(2016)年度、令和3(2021)年度に適合認定を受けている【資料6-2-5】。学外に対しては、大学ホームページを通して令和3(2021)年度及び平成28(2016)年度の臨床心理分野専門職大学院認証評価報告書を公表している【資料6-2-6】。

### **6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学では教学センター企画課を中心に教学 IR 活動に取り組んでいる。会議体としては「教学委員会」が「データに基づく教育活動の検証及び改善・更新に関する事項」を役割の一つとしており、令和6(2024)年度はその下に設置されている教学マネジメントWGにおいて具体的な取り組みを行うこととしている【資料6-2-7】。

教学 IR の主な役割は、モニタリングをサポートする機能とアドホック分析を行う機能に大別できる。モニタリングをサポートする機能としては、主にアセスメント・プランに基づくアセスメント活動のためのデータ収集・整理・資料作成、及び提供を行っている。アドホック分析を行う機能としては、令和6(2024)年度は「アセスメント・プランに基づくアセスメント活動を効果的に実施するための、データ及び情報の提供（主に教育組織担当部分）」「学生の状況やニーズの把握及びそれらの活用推進」をテーマとし教学 IR 活動を実施している【資料6-2-8】。

また、令和2(2020)年度からは一般社団法人大学 IR コンソーシアムに加盟し、基準2-6-②に記載のとおり他大学と比較可能な学生調査を実施している。これによりアセスメント活動において他大学の調査結果との比較ができるようになり、教育改善の取り組みに寄与している【資料6-2-9】。

#### **(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）**

令和3(2021)年度に整理した内容を踏まえて、本学の内部質保証システムの構成要素の一つとして、引き続き効果的な形で自主的・自律的な自己点検・評価を実施していく。

学内での IR 活動としては、データに基づいた施策検討が行えるようシステム面の充実も含めて IR 機能を強化していく。特に学生から回収しているアンケート結果の活用を強化し、学生の声を適切に反映させた大学運営に取り組んでいく。

### **6-3. 内部質保証の機能性**

#### **6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

##### **(1) 6-3 の自己判定**

「基準項目6-3を満たしている。」

##### **(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

①3つのポリシーを起点とした内部質保証並びにその結果の反映

本学では「アセスメント・プラン」に基づいて3つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組んでいる。具体的には、学修成果の可視化と、アセスメント活動結果を踏まえた教育の質保証を推進している。

#### <学修成果の可視化>

ディプロマ・ポリシーを具体化した「帝塚山学院大学生の10のちから」【資料6-3-1】の設計、「帝塚山学院大学生の10のちから」のうち「教養力」「専門力」を学科ごとに具体化した内容及び体系性を示した「カリキュラム・ツリー」【資料6-3-2】、「帝塚山学院大学生の10のちから」と各科目の関係性をマトリクス表で可視化した「カリキュラム・マップ」【資料6-3-3】、それらで示した学修成果を蓄積・整理する独自の学修ポートフォリオ「テヅカポートフォリオ」【資料6-3-4】を用いて学修成果の可視化に取り組んでいる。また、これらの取り組みに加え、従前から取り組んでいる「授業アンケート」や「学習状況・大学生活満足度調査」などのデータも可視化・蓄積している。

#### <アセスメント活動結果を踏まえた教育の質保証>

上記で可視化した学修成果等を活用したアセスメント活動に取り組んでいる。各組織は「アセスメント・チェックリスト」に定められたアセスメント活動を実施し、アセスメント結果を「大学評議会」に報告している。報告を受けた「大学評議会」の議長である学長は各組織からの報告内容に対するフィードバック（評価・指示）を行っている。各組織・委員会は評価・指示を踏まえて教育活動の充実・改善に取り組んでいる【資料6-3-5】【資料6-3-6】。

「アセスメント・チェックリスト」では「授業アンケート」や「帝塚山学院大学生の10のちから」といった直接的にカリキュラムに係るアセスメント項目のほか、卒業生、卒業生の就職先、産業界、高等学校などの意見をヒアリングした上でアセスメントすることも定めており、学外からの視点も取り入れたアセスメントを行っている【資料6-3-7】。

加えて、令和5(2023)年度より、アセスメント活動結果の報告をもとに、学長が3つのポリシーの適切性及び各ポリシーに基づく活動全体の適切性についてループリックを用いて評価する取り組みをスタートさせており、ポリシーレベルでの改善にも踏み込んでいる。

## ②自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づいた、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みの機能

### 【学部】

#### <認証評価結果の活用>

本学では平成29(2017)年に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を受審した際に、定員未充足の学科があることについて「改善を要する点」として指摘がなされた。指摘の点について早急に対処すべく、大学執行部や「自己点検・評価委員会」の事務局でもある学長室企画課（現：教学センター企画課）を中心に検討を重ね、翌年に改善方策を取りまとめた「改善報告書」を作成・報告した【資料6-3-8】。その方策にのっとり、教育課程再編や定員削減を含む改善策を実行した結果として、令和元(2019)年度～令和6(2024)年度は指摘のあった学科について定員充足を達成している。また、優れた点として評価された大学直営食堂は、隣接する帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校の食堂運営も担うなど機能を強化しながら、引き続き順調に運営している。

また、受審結果の活用はもとより、認証評価で求められる内容は大学が社会より求められていることと同義であることを認識し、大学執行部や「自己点検・評価委員会」を中心に、次期の認証評価項目にもいち早く対応できるよう取り組んでいる。

#### ＜自己点検・評価結果の活用＞

自己点検・評価の結果は「自己点検・評価委員会」より学長に報告している。学長はその結果を中期計画・事業計画の策定に活用するとともに、必要に応じて各部に改善指示を行っている。

本学の内部質保証システムを整理し、令和3(2021)年度からは「自己点検・評価委員会」の役割を外部評価機関の点検項目・評価方法を活用した内部評価を中心とすることとした。それに伴い、認証評価の中間年度に自己点検評価書の作成・報告に加え、外部から見た場合に改善すべきと判断され得る点を指摘する「自己点検評価報告書」を独自で作成し、学長に報告を行った。これにより自己点検・評価結果が、これまで以上に長期的なスパンでの大学運営の改善に寄与する体制となっている。

### 【大学院】

#### ＜認証評価結果の活用＞

公益財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価の受審に加え、臨床心理学専攻は5年に1回、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審しており、直近では令和3(2021)年度に適格認定を受けている。受審の際に受けた指摘については研究科委員会及び専攻会議などで共有の上、改善に向けての提案及び検討に取り組んでいる。

令和3(2021)年度に受審した際に「改善事項」の指摘はなかったが、より一層のレベルアップを目指す目標として提示される「要望事項」に関しても積極的に取り組み、広い観点から評価結果を活用している。実例として、臨床心理学専攻で定めている「人材育成についての指針」を社会に広く公表することが望まれると指摘を受けたことに対し、大学ホームページや「大学院便覧」、新入生ガイダンス等での周知を行うようにした。

#### ＜自己点検・評価結果の活用＞

臨床心理学専攻においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める評価基準に沿って設定した項目に基づき、臨床心理学専攻の専任教員が中心となって自己点検・評価活動を実施しており、直近では令和6(2024)年1月に自己点検評価報告書を作成した【資料6-3-9】。

さらに、自己点検・評価結果を教育活動の改善に活用するよう、教育活動等を改善するための目標、それらを実現するための方法及び具体的な取り組みについて、「大学院FD・SD推進委員会」【資料6-3-10】において、検討及び共有を行っている。

### (3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

「アセスメント・プラン」「アセスメント・チェックリスト」に基づくアセスメント結果の報告や自己点検・評価の実施など、内部質保証体制は整理され、また学内にも根付き順調に運用されている。今後はそれらの活動がより実際の充実・改善に繋がっていくよう、実質化の観点で更なる改善を重ねていく。

**【基準 6 の自己評価】**

本学では、「アセスメント・プラン」を中心とした内部質保証システムを構築している。本学の内部質保証システムは「アセスメント・プラン」の実行体制のみならず、メタ評価の仕組み（「自己点検・評価委員会」）や、学長のリーダーシップの下、結果が中期計画や事業計画にも反映できる仕組みを内包している。加えて、3つのポリシーとそれに基づく活動の適切性に対する評価を実施するなど、システムの機能向上と改善の仕組みも構築されている。

また、内部質保証システムの運用にあたっては IR 機能も活用しており、エビデンスに基づく機能的な内部質保証を実践している。

以上のことから、基準 6 を満たしていると評価する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 地域社会との連携方針と情報共有

##### A-1-① 地域に根ざした社会貢献活動

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域に根ざした社会貢献活動

本学は、その教育の基本理念にある、「社会に貢献し得る品性高い人材を養成することを目的とする」に基づき、中期計画に掲げている「地域社会との連携」に取り組んでいる。

地域に開かれた大学としての役割を果たすために教育研究の成果を広く社会に還元し、本学卒業生及び地域住民の生涯学習に寄与することを目的として平成 14(2002)年に生涯学習センターを設置し、以来、生涯学習センターの事業をはじめ、大学図書館、比較文化研究所、心理教育相談センター等がその目的を推進し、地域との連携事業や地域貢献に取り組んできた。このような従来から展開されていた地域連携・地域貢献の取り組みを更に発展させるために平成 29(2017)年度に組織された社会連携機構【資料 A-1-1】は、シンクタンク機能、生涯学習に係る機能をより活性化することで地域社会の発展に貢献するべく活動を続けている。地域の市民、行政及び企業のニーズに応え、地域の活動に学生及び教職員が参加しており、企業の活動に対しては教員の知見、研究の成果を提供し、その活用を促進している。本学の社会連携・地域貢献活動は、継続的に事業への協力を求められることも多く、地域から評価を得ていると考えられる。

平成 30(2018)年には大阪狭山市及び堺市と包括連携協定を締結し、令和元(2019)年からは大阪狭山市と、令和 2(2020)年からは堺市南区と正課科目内で連携活動を行っている【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】。

学内に向けては、「社会連携機構だより」【資料 A-1-4】を随時発行し、本機構の活動を報告するとともに、教職員の参加募集及び協力依頼を行っている。

##### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後も地域に根ざした社会連携・地域貢献活動の推進を継続する。社会貢献・地域連携事業は、附属施設の利用や、物的資源の提供による連携事業だけではなく、人的交流による連携や、学生自身が地域への貢献事業に取り組むことができる体制を整えていく。

##### A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体的取組み

##### A-2-① 生涯学習への貢献

##### A-2-② 自治体・諸団体との連携

##### A-2-③ 教育現場との連携

## A-2-④ 附属施設・その他の物的資源の提供

### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 生涯学習への貢献

本学は、「公開講座」「コミュニティカレッジ講座」「公開講座フェスタ（大阪府）」、大阪狭山市と共催している「成人大学講座」などのさまざまな生涯学習のための場を設けて、社会の要求に応えるとともに地域社会に学びの機会を提供している【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】。令和 2(2020)年に新型コロナウイルスによる感染症が拡大し、構内施設の利用が制限される状況においても、大学ホームページ上でフレイル予防体操の動画を配信するなど的手段を講じて生涯学習の継続を支援した。令和 4(2022)年度からは各活動を再開している。

#### A-2-② 自治体・諸団体との連携

本学は、令和 2(2020)年度までキャンパスを置いていた大阪狭山市との連携を開学以来積極的に進めてきた。社会連携機構の設置以前より校地周辺の環境美化事業を市当局とともに進めていた。また、大阪狭山市内にある「日本最古のため池」とされる狭山池周辺で開催される「狭山池まつり」や「大阪狭山市産業まつり」に協力して、イベントへの学生ボランティア参加を支援している。教育面の連携については、市内の小中学生の学習支援の取り組みを学生ボランティアとともに長年行っている。平成 30(2018)年には同市との間に地域づくり・まちづくりに関する分野をはじめとするさまざまな分野にわたる包括連携協定を結んだ。

現在のキャンパス所在地である堺市とも平成 30(2018)年に地域活性化事業等を含む包括連携協定を結んだ。堺市との取り組みは、令和 2(2020)年度より正課科目「カレッジコミュニティ I・II」のプログラムとして実施している。堺市南区の魅力発信プロジェクトの一環として、同区の SNS をいかにして盛り上げるかという課題について、区の職員と学生のディスカッションや、学生間のリサーチによってプランの構築等を実施している。さらに、令和 5(2023)年度には、堺市南区の提案を受けて、当区の魅力発信するために、春菊、小松菜やレモンなどの特産品を使った弁当を考案し、大学祭や地域の NPO 法人が運営する「槇塚台レストラン」で販売した。

「カレッジコミュニティ I・II」では大阪狭山市とも連携して活動を行っており、令和 5(2023)年度は「狭山ニュータウンの未来を育むプロジェクト」の一環として、地域イベント「さやマルシェ」に参加し、大阪狭山市職員らと検討を重ね、会場の飾りつけ、来場の子どもに楽しんでもらうワークショップ、同日に催されたウォークラリーのポイントで行うミニイベントなどを担当した。

また、上記の自治体において設置されている各種委員会の委員を本学教員が務めている【資料 A-2-3】。

自治体以外との地域連携として、平成 28(2016)年より、大阪府住宅供給公社・社会医療法人生長会との包括連携協定を結び、泉北ニュータウン地域の再生と地域住民の健康増進



に繋がる取り組みとして「まちかど保健室」を開催している【資料 A-2-4】。また、大阪市に本社をおく株式会社福壽堂秀信と共同で開発した、同社の主力商品であるあんこを使った栄養補助食品を令和 4(2022)年より販売している(商品名「ANDO\_」)。この商品の開発にあたっては、本学学生による商品テストや本学教員の研究成果が根拠とされている【資料 A-2-5】。

そのほか諸団体との連携としては、双方の資源を活用して、教育研究の発展、教育内容の充実を図るための包括連携協定を、令和 3(2021)年 2 月に一般財団法人池坊華道会、令和 3(2021)年 5 月にパソナ・パナソニックビジネスサービス株式会社(以下 PBS 社)と締結した【資料 A-2-6】【資料 A-2-7】。池坊華道会との取り組みとしては、本学客員教授で華道家元池坊次期家元の池坊専好氏による特別講義を令和 3(2021)年度以降毎年実施している【資料 A-2-8】。PBS 社との取り組みとしては、グループ傘下のイタリア料理店でのインターンシップや共同で企画したメニューを学生食堂で販売するなどのコラボレーション企画が挙げられる【資料 A-2-9】【資料 A-2-10】。

### A-2-③ 教育現場との連携

子どもの生活習慣応援事業として、堺市中区宮園小学校地域の小学生を対象とした「はやおきして朝ごはんを食べる会」に継続して参画している。学童期の子どもたちの望ましい生活習慣形成に向け、朝食支援や歯磨き指導を地区組織が主体となり毎月 1 回行っている事業であり、希望する学生がボランティアとして参加している。

また、泉北地区並びにその周辺地域の小学校・中学校の教員を対象に、人間科学研究科臨床心理学専攻の教員が講師として、子どもの発達をテーマとした研修会を行っている【資料 A-2-11】。教育現場の課題となっている、発達に課題のある児童生徒の支援についての知見を共有することにより、地域の教育機関に貢献している。

そのほか、大阪狭山市との連携として、大阪狭山市教育委員会が主宰する適応指導教室「フリースクール・みらい」のボランティアとして、学生が不登校の小中学生への支援活動に参加している。

### A-2-④ 附属施設・その他物的資源の提供

臨床心理学専攻の大学院生の学内実習の場でもある心理教育相談センターでは、学外からの相談者を広く受け入れている。心理教育相談センターでは、成人のカウンセリング、子供の遊戯治療(親子並行面接も含む)、心理査定(各種心理検査・発達検査・知能検査の施行と心理判定)を行っている。相談者は、幼児・児童・生徒とその保護者、ほかに心理的な問題を抱える人、カウンセリングの指導を求めるスーパーヴァイジー、コンサルテーションを求める小中学校教員など多岐にわたっている。地域住民に加えて、遠方からも相談者が来室するなど、幅広く相談に応じており高い評価を得ている。

そのほか、夏季休暇中は大阪府下の高校生に図書館を開放するとともに、公開講座受講者にも貸出等の図書館利用サービスを提供している。

### (3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

社会連携・地域貢献への具体的な取り組みは多岐にわたっている。教育の場においても

重要視されている SDGs (Sustainable Development Goals) については、これまで積み重ねてきた教育研究活動を SDGs に繋がる活動として更に発展させ、地域や社会へより貢献できるよう取り組んでいく。

**【基準 A の自己評価】**

本学では平成 29(2017)年度に社会連携機構を組織し地域貢献や社会連携への取り組みを強化している。

平成 30(2018)年度以降、キャンパス所在地周辺の自治体と包括連携協定を締結し、それに基づく活動が正課内外で具体化するなど成果を挙げることができている。また、自治体との連携のみならず、公開講座による生涯学習への貢献や地域の学校との連携、心理教育相談センターでの学外からの相談の受け入れなどを通して、広く地域社会にも貢献することができている。

以上のことから、基準 A を満たしていると評価する。

## V. 特記事項

### 1. 各種ツールを用いた学修履歴・学修成果・活動成果の可視化の取り組み

本学では以下のツールを用いて学修履歴や学修・活動の成果を可視化するとともに、学生が活用できるよう取り組んでいる。

#### ①「オープンバッジ」

本学では学修や各種活動の成果を可視化し学生の意欲向上を図ることを目的に「オープンバッジ」を導入し、令和4(2022)年度より「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」、令和5(2023)年度よりリベラルアーツ学部における「メジャーコース・マイナーコース」の認定に用いている。

バッジのデザインは本学学生によるもので、認定対象に応じた専用デザインのほか汎用デザインも作成している。汎用デザインは認定対象の種別やレベルにおいて使い分けることとしており、今後さまざまな取り組みの成果の可視化に「オープンバッジ」を用いることができるよう仕組みを整えている。

リベラルアーツ学部 メジャーコース・マイナーコース バッジデザイン

数理・データサイエンス AI教育プログラム修了証 バッジデザイン


#### ②「ディプロマ・サプリメント」

令和2(2020)年度入学者より学修成果の可視化を目的とし、3年次以降及び卒業時に「ディプロマ・サプリメント」の発行を行っている。3年次より発行可能となる在学中の様式は学修ポートフォリオ「テツカポートフォリオ」を通じたデータによる配付、卒業時の様式は学長印を押印した証明書類として配付している。

「ディプロマ・サプリメント」は成績状況、ディプロマ・ポリシー及び「帝塚山学院大学生の10のちから」達成状況、カリキュラム目標達成状況からなり、それぞれについて図表を用いてわかりやすく可視化している。

「ディプロマ・サプリメント」は学修成果の可視化による自身の学びの振り返りのほかに、在学中の様式は就職活動、卒業時の様式は自身のスキルや強みの発見に活用されることを想定している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	帝塚山学院大学学則第 2 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	帝塚山学院大学学則第 4 条に教育組織を定めている。	1-2
第 87 条	○	帝塚山学院大学学則第 37 条第 1 項に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	帝塚山学院大学学則第 37 条第 3 項に、大学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合の修業年限を定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例を運用していないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	帝塚山学院大学学則第 13 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	帝塚山学院大学学則第 46 条に学長、副学長、学部長等の職務を定め、第 47 条に本学に置く教職員を定めている。管理職員・役職員の職務は、帝塚山学院大学管理職員・役職員の職務に関する規程に定めるほか、副学長の職務は帝塚山学院大学副学長選任規程第 4 条、学部長の職務は帝塚山学院大学学部長規程第 2 条においても定めている。教授、准教授、講師、助教及び助手の資質については帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程及び帝塚山学院大学専任教員の選考基準の運用に関する規程において定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	帝塚山学院大学学則第 53 条及び第 54 条に教授会の設置と教授会の意見聴取事項を定めている。帝塚山学院大学教授会規程第 6 条及び第 7 条においても教授会の意見聴取事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	帝塚山学院大学学則第 40 条及び帝塚山学院大学学位規程に授与する学位を定めている。	3-1
第 105 条	○	帝塚山学院大学学則第 28 条において特別課程の履修と履修証明について定めている。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	帝塚山学院大学学則第 3 条及び帝塚山学院大学自己点検・評価委員会規程に自己点検の実施を定めている。認証評価機関による第三者評価を 7 年以内ごとに受審し、結果を公表している。	6-2

帝塚山学院大学

第 113 条	○	大学ホームページ及び大学ポートレート（私学版）を通じて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	帝塚山学院大学学則第 47 条に事務職員を置くことを定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	帝塚山学院大学学則第 17 条第 1 項第 3 号に高等専門学校を卒業した者を編入学する資格のある者として定めている。	2-1
第 132 条	○	帝塚山学院大学学則第 17 条第 1 項第 4 号に専修学校専門課程を修了した者を編入学する資格のある者として定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則上で規定している。なお、寄宿舍に関する事項は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿及び成績通知書等を保管している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	帝塚山学院大学学則第 45 条において懲戒処分について定め、懲戒の種類、手続等に関しては帝塚山学院大学学生懲戒規程において定めている。	4-1
第 28 条	○	学校法人帝塚山学院文書取扱規程第 29 条に文書の保存期間及びその標準を定めている。その他規定されていないものは各部署において保管している。	3-2
第 143 条	—	教授会の下に代議員会及び専門委員会を置いていないため該当しない。	4-1
第 146 条	○	帝塚山学院大学学則第 37 条に基づき定めている。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の特例を運用していないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限 4 年を超える学部を設置していないため該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の特例を運用していないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格を帝塚山学院大学学則第 13 条に定めている。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規程を運用していないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規程を運用していないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規程を運用していないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規程を運用していないため該当しない。	2-1

帝塚山学院大学

		め該当しない。	
第 161 条	○	帝塚山学院大学学則第 17 条で編入のための入学資格を定めており、第 37 条で修業年限について定めている。	2-1
第 162 条	○	外国の課程を有する教育施設の学生については、出願があれば帝塚山学院大学学則第 17 条第 1 項第 5 号に基づき個別に判断する。	2-1
第 163 条	○	帝塚山学院大学学則第 7 条で学年の始期及び終期、第 8 条で学期の区分、第 12 条で入学時期を学年又は学期の始めとすること、第 38 条で卒業時期を学年又は学期の終わりとして定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学業成績証明書を交付している。記載する科目は帝塚山学院大学履修規程第 23 条第 2 項に定めている。	3-1
第 164 条	—	学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を開設していないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部・学科及び大学院各専攻・コースで定め、大学ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	帝塚山学院大学学則第 3 条第 2 項に自己点検・評価委員会を置くことを定めている。また、帝塚山学院大学自己点検・評価委員会規程において、構成員と実施方法を定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページにおいて第 172 条の 2 に関する情報公開を行っている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	帝塚山学院大学学則第 39 条及び第 40 条に卒業の認定及び学位授与を定めている。	3-1
第 178 条	○	帝塚山学院大学学則第 17 条に高等専門学校卒業者の編入のための入学資格を定めており、第 37 条において修業年限について定めている。	2-1
第 186 条	○	帝塚山学院大学学則第 17 条に専修学校の専門課程を修了した者の編入のための入学資格を定めており、第 37 条において修業年限について定めている。	2-1

帝塚山学院大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準を充足し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	帝塚山学院大学学則第5条に学部及び学科ごとの人材養成の目的その他教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程において入学者選考の実施体制について定め、アドミッション・ポリシーに基づき公正かつ妥当な方法で入学者の選抜を行っている。 帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程第18条に基づき合格者を決定している。	2-1
第3条	○	各学部は教育研究上、適切な規模内容であり、教員組織も適切である。	1-2
第4条	○	帝塚山学院大学学則第4条第1項に学科の設置を定めている。	1-2
第5条	—	課程を設置していないため該当しない。但し、食物栄養学科（令和6年度募集停止）には管理栄養士課程及び健康実践栄養士課程を有しているため、課程に所属する学生が在籍する。	1-2
第6条	—	その他の教育研究上の基本となる組織を設けていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究組織の規模や学位の種類及び分野に応じ基準数を満たす教員を置き、適正に配置している。また、学生に対する課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導、大学運営等に必要の業務を行うための事務組織について学校法人帝塚山学院事務組織規程に定めている。 教員及び事務職員による相互の協働を前提とした役割分担を行い、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働体制を整えている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	—	基幹教員制度について現時点で未導入のため該当しない。なお、各教育課程上主要と認める授業科目は原則として専任教員が担当し、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任教員が担当している。 各授業科目は、科目の特性などの必要に応じて、助手、TA、SAが授業の補助を行う。	3-2 4-2

帝塚山学院大学

第9条	○	帝塚山学院就業規則第20条に大学教育職員における必要な授業時間数を規定し、同条第3項に例外を定めている。学長などの役職者において授業を担当しない場合もある。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	—	基幹教員制度について現時点で未導入のため該当しない。	3-2 4-2
第11条	○	職員の資質向上については、帝塚山学院就業規則第42条において必要な研修事業を企画し、実施することを定めている。 教育内容等の改善のための組織的な研修等は帝塚山学院大学教学委員会規程第5条第5号において定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	帝塚山学院大学学長選考等規程第4条に学長候補者の資格を定めている。	4-1
第13条	○	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程第3条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第14条	○	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程第4条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程第5条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程第6条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第17条	○	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程第7条に助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第18条	○	帝塚山学院大学学則第6条に収容定員を定めている。	2-1
第19条	○	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき必要な科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。教育課程は帝塚山学院大学学則第29条に定めている。	3-2
第19条の2	—	他大学との連携開設科目を設置していないため該当しない。	3-2
第20条	○	帝塚山学院大学学則第29条に定めている。	3-2
第21条	○	帝塚山学院大学学則第30条で単位算定基準を定めている。	3-1
第22条	○	帝塚山学院大学学則第9条で授業期間を定めている。	3-2
第23条	○	帝塚山学院大学学則第10条で各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第24条	○	教育効果を考慮し、授業科目の区分ごとに授業を行う	2-5



帝塚山学院大学

		学生数を設定し、授業を行っている。	
第 25 条	○	帝塚山学院大学学則第 29 条第 1 項で授業科目の区分を定めている。 帝塚山学院大学学則第 32 条で教室等以外の場所での履修を定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	大学便覧及び各授業科目のシラバスにおいて明記している。	3-1
第 26 条	—	本学は昼夜開講制を行っていないため該当しない。	3-2
第 27 条	○	帝塚山学院大学学則第 36 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	帝塚山学院大学履修規程第 7 条で年間に履修できる単位数を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	他大学との連携開設科目を設置していないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	帝塚山学院大学学則第 33 条で他の大学又は短期大学における授業科目等の履修等を定めている。	3-1
第 29 条	○	帝塚山学院大学学則第 34 条で大学以外の教育に資する施設等における学修を定めている。	3-1
第 30 条	○	帝塚山学院大学学則第 35 条で入学前の既修得単位等の認定を定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度を設けていないため該当しない。	3-2
第 31 条	○	帝塚山学院大学学則第 24 条で科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	帝塚山学院大学学則 39 条で卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	大学設置基準第 32 条第 2 項に規定する学科を設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するための空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	大学の組織や規模に応じ教育研究に必要な教室、図書館、医務室、事務室、専用の実験・実習室、演習室等を備えている。 研究室は教員全員に対し備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館に学部別、その規模に応じた図書、学術雑誌などを備えている。	2-5
第 39 条	—	該当する学部・学科を設置していないため該当しない。	2-5

帝塚山学院大学

第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を有しないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	2 以上の校地を有しないため該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要経費の予算化を図り、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程を有しないため該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を有しないため該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を有しないため該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を有しないため該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を有しないため該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を有しないため該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を有しないため該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を有しないため該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を有しないため該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を有しないため該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を有しないため該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を有しないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を有しないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を有しないため該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため該当しない。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学を置いていないため該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等、又は薬学を履修する課程を設置していないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

帝塚山学院大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	帝塚山学院大学学位規程第 2 条第 2 項に学士の学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	帝塚山学院大学学則第 40 条及び帝塚山学院大学学位規程第 3 条に学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を有しないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	学部（学士）の卒業認定は帝塚山学院大学学則第 39 条、学位の授与は帝塚山学院大学学則第 40 条に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 3 条に法人の目的を定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令や学校法人帝塚山学院寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益を与えないように学校法人帝塚山学院経理規程、学校法人帝塚山学院決裁権限規程などの諸規程を遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	法令や学校法人帝塚山学院寄附行為、内部規程・手続き等に基づかない利益を与えないように学校法人帝塚山学院経理規程、学校法人帝塚山学院決裁権限規程などの諸規程をシステム上に保管し、誰もが閲覧できる環境を整えている。	5-1
第 35 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 6 条で理事 12 人以上 25 人以内、監事 2 人又は 3 人と定めており、理事数及び監事数ともに遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は委任として取り扱っており、遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 20 条で理事会の設置及び運営について定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条で、理事長、理事及び監事の職務を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 7 条、第 8 条で、理事及び監事の選任について定めている。	5-2

帝塚山学院大学

第 39 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 8 条で監事の選任について定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 10 条で役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 28 条で評議員会の設置及び運営について定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 30 条で評議員会の諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 31 条で評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 32 条で評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 23 条から第 27 条において、役員が損害賠償責任について定めている。 万が一事例が発生した場合は関連する諸法令及び学校法人帝塚山学院寄附行為に従う。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	文部科学省の説明に従い、学校法人帝塚山学院寄附行為に定めてはいないが、役員が第三者に対する損害賠償責任が生じた場合は法令にのっとる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	文部科学省の説明に従い、学校法人帝塚山学院寄附行為には定めてはいないが、役員が連帯責任が生じた場合は法令にのっとる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 23 条から第 27 条において役員が損害賠償責任について定めており、万が一事例が発生した場合は関連する諸法令及び寄附行為に従う。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 52 条で寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 41 条で予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 43 条で決算及び事業の実績の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 44 条において、財産目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 46 条、学校法人帝塚山学院役員等の報酬等に関する規程において、役員が報酬について定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 48 条で会計年度につ	5-1

帝塚山学院大学

		いて定めている。	
第 63 条の 2	○	学校法人帝塚山学院寄附行為第 45 条で情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 2 条に本学大学院の目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 6 条に研究科、専攻を定めている。	1-2
第 102 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 13 条に大学院の入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 13 条及び大学院入学試験要項で明記している。	2-1
第 156 条	—	博士課程を設置していないため該当しない。	2-1
第 157 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項の規定を運用していないため該当しない。	2-1
第 158 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項の規定を運用していないため該当しない。	2-1
第 159 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項の規定を運用していないため該当しない。	2-1
第 160 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項の規定を運用していないため該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を充足し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	帝塚山学院大学大学院学則第 6 条第 2 項に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程において入学者選考の実施体制について定め、アドミッション・ポリシーに基づき公正かつ妥当な方	2-1

帝塚山学院大学

		法で入学者の選抜を行っている。帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程第 18 条に基づき合格者を決定している。	
第 2 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 6 条第 1 項に研究科、専攻と課程を定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	本学は昼夜開講制を行っていないため該当しない。	1-2
第 3 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 2 条第 1 項に修士課程の目的を定め、第 5 条第 2 項に修士課程の標準修業年限を 2 年と定めている。	1-2
第 4 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	1-2
第 5 条	○	人間科学研究科は、その人材養成に関する目的に十分対応し得る規模の教員組織、教員数をもって構成している。	1-2
第 6 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 6 条第 1 項に専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	適切な連携が図れている。	1-2
第 7 条の 2	—	本学は、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を置いていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設けていないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 47 条及び第 48 条に基づき、規模に応じた専任教員（学部兼務を含む）及び事務職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	研究指導教員及び講義担当教員について、教育研究業績に係る審査の上、担当する専門分野に関して相応の指導能力があると認められる者を配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	職員の資質向上については、帝塚山学院就業規則第 42 条において必要な研修事業を企画し、実施することを定めている。 授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究は大学院 FD・SD 推進委員会において推進している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 7 条に収容定員を定めて	2-1

帝塚山学院大学

		いる。	
第 11 条	○	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき必要な科目を自ら開設している。教育課程・教育方法は帝塚山学院大学大学院学則第 27 条、第 28 条及び第 47 条、帝塚山学院大学大学院人間科学研究科履修規程第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定めている。	3-2
第 12 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 27 条及び第 47 条に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導について、帝塚山学院大学大学院学則第 27 条及び第 47 条に定めている。 他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることについては認めていないため該当しない。	2-2 3-2
第 14 条	—	夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等のことは行っていないため該当しない。	3-2
第 14 条の 2	○	全ての科目においてシラバスを作成し大学ホームページを通じて公開している。評価基準は帝塚山学院大学大学院学則第 33 条に定め、大学院便覧及び大学ホームページに明記している。	3-1
第 15 条	○	各授業科目の単位は帝塚山学院大学大学院学則第 28 条、授業日数及び授業期間は第 10 条、授業の方法は第 28 条、単位の授与は第 33 条、他の大学院における授業科目の履修等は第 30 条、入学前の既修得単位等の認定は第 31 条、長期にわたる教育課程の履修は第 5 条第 4 項及び長期履修生規程に定めている。 大学院の連携開設科目は設置していないため該当しない。 連携開設科目に係る単位の認定は実施していないため該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 34 条及び第 36 条に定めている。	3-1
第 17 条	—	本学は博士課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室（共有）、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の検査器具を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書館に研究科に応じた図書、学術雑誌などを備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない場合は学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	2 以上の校地を有しないため該当しない。	2-5

帝塚山学院大学

第 22 条の 3	○	経費の予算化を図り、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学に置く大学院（独立大学院）を置いていないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学に置く大学院（独立大学院）を置いていないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行い得る専攻分野を置いていないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行い得る専攻分野を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行い得る専攻分野を置いていないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行い得る専攻分野を置いていないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程実施基本組織を置いていないため該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程の編成をしていないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程の編成をしていないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程の編成をしていないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程の編成をしていないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を置いていないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を置いていないため該当しない。	4-2
第 42 条	—	博士課程を置いていないため該当しない。	2-3
第 43 条	○	大学ホームページにおいて明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	全ての研究科・専攻が完成年度を迎えているため該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------



帝塚山学院大学

第1条	○	専門職大学院設置基準を充足し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	帝塚山学院大学大学院学則第2条第2項に専門職学位課程の目的を定めている。	1-2
第3条	—	標準修業年限の特例を運用していないため該当しない。	3-1
第4条	○	帝塚山学院大学大学院学則第47条及び第48条に基づき、規模に応じた専任教員（学部兼務を含む）及び事務職員を配置している。	3-2 4-2
第5条	○	研究指導教員及び講義担当教員について、教育研究業績に係る審査の上、担当する専門分野に関して相応の指導能力があると認められる者を配置している。	3-2 4-2
第5条の2	○	FD研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第6条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき、帝塚山学院大学大学院学則第28条に定めた教育課程を編成している。 帝塚山学院大学大学院学則第6条第3項に基づき設置している教育課程連携協議会の意見を踏まえつつ、研究科委員会において、当該職業の動向に即した教育課程の編成見直しを行っている。	3-2
第6条の2	○	帝塚山学院大学大学院学則第6条第3項に基づき、教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、情報を共有している。 帝塚山学院大学大学院教育課程連携協議会規程において、委員の構成、審議事項を定めている。	3-2
第6条の3	—	連携開設科目を設置していないため該当しない。	3-2
第7条	○	学生定員に則した授業学生数とし、ケースカンファレンスにおいては日本臨床心理士資格認定協会基準に従い、複数教員による少人数制（20人以内）での指導を実施している。	2-5
第8条	○	カリキュラム・ポリシーに実践的な教育の実施を定め、本学大学院附属心理教育相談センターでの学内実習や多領域にまたがる学外実習を実施している。 また、実務家教員も積極的にかかわり、事例研究、スーパーヴァイズを通じた面接技能の向上を図っている。	2-2 3-2
第9条	—	多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育	2-2

帝塚山学院大学

		については行っていないため該当しない。	3-2
第 10 条	○	全ての科目においてシラバスを作成し大学ホームページを通じて公開している。 評価基準は帝塚山学院大学大学院学則第 33 条に定め、大学院便覧及び大学ホームページに明記している。	3-1
第 11 条	○	帝塚山学院大学大学院人間科学研究科履修規程第 13 条において、1 年間の履修上限単位数を 38 単位と定めている。	3-2
第 12 条	—	連携開設科目を設置していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 30 条に定めている。	3-1
第 14 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 31 条に定めている。	3-1
第 15 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 34 条において専門職学位課程の修了を定めている。	3-1
第 16 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 32 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室、研究室等を備えている。心理教育相談センターにおいて学内実習を実施している。必要な種類及び数の検査器具を備えている。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	2-1
第 20 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	2-1
第 21 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 22 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 23 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 24 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 25 条	—	法科大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 26 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 28 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 29 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 30 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 31 条	—	教職大学院の課程を置いていないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-2

帝塚山学院大学

第 33 条	—	共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 42 条	—	国際連携専攻を設けていないため該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	帝塚山学院大学大学院学則第 36 条、第 37 条及び帝塚山学院大学学位規程に定めている。	3-1
第 4 条	—	博士課程を置いていないため該当しない。	3-1
第 5 条	—	他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ていないため該当しない。	3-1
第 12 条	—	博士課程を置いていないため該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		3-2
第 3 条	—		2-2 3-2
第 4 条	—		3-2
第 5 条	—		3-1
第 6 条	—		3-1
第 7 条	—		3-1
第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		2-5
第 10 条	—		2-5
第 11 条	—		2-2 3-2
第 13 条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

**Ⅶ. エビデンス集一覧**

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人帝塚山学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	帝塚山学院大学大学案内 2025 帝塚山学院大学大学院案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	帝塚山学院大学学則 帝塚山学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度帝塚山学院大学入学試験要項 2025 年度帝塚山学院大学入学試験要項（一般編入学） 2025 年度帝塚山学院大学大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度帝塚山学院大学便覧 2024 年度帝塚山学院大学大学院便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度学校法人帝塚山学院事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度学校法人帝塚山学院事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ（大学案内抜粋） 学舎配置図（履修ガイド・時間割表抜粋）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人帝塚山学院・帝塚山学院大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人帝塚山学院役員名簿（理事・監事・評議員） 2023 年度理事会及び評議員会の開催状況、出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	令和元年度～令和 5 年度計算書類 令和元年度～令和 5 年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度履修ガイド・時間割表 2024 年度帝塚山学院大学大学院便覧（p36～p43） 2024 年度シラバス（学部） 2024 年度シラバス（大学院）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	帝塚山学院大学 3 つのポリシー（大学便覧抜粋） 帝塚山学院大学大学院 3 つのポリシー（大学院便覧抜粋）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	平成 30 年度設置計画履行状況報告書（抜粋）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書	

## 帝塚山学院大学

### 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	帝塚山学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	帝塚山学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	2024 年度帝塚山学院大学便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	2024 年度帝塚山学院大学大学院便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	帝塚山学院大学生の 10 のちから (大学便覧抜粋)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	帝塚山学院大学 3 つのポリシー (大学便覧抜粋)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-2】	帝塚山学院大学大学院 3 つのポリシー (大学院便覧抜粋)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-3】	2024 年度入学生カリキュラム・マップ (大学便覧抜粋)	
【資料 1-2-4】	2024 年度入学生カリキュラム・ツリー (大学便覧抜粋)	
【資料 1-2-5】	2024 年度大学運営方針説明資料	
【資料 1-2-6】	2024 年度ガイダンス資料(帝塚山学院大学の沿革、建学の精神、教育の理念を知ろう)	
【資料 1-2-7】	第 2 次中期計画全体図	
【資料 1-2-8】	2024 年度ディプロマ・ポリシー-10 のちから-アドミッション・ポリシー対応表	
【資料 1-2-9】	2024 年度帝塚山学院大学組織図 (大学便覧抜粋)	

### 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2025 年度帝塚山学院大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	帝塚山学院大学入試広報委員会規程	
【資料 2-1-3】	2024 年度 4 大委員会と WG メンバー一覧	
【資料 2-1-4】	帝塚山学院大学 2025 年度総合型選抜コンピテンシー	
【資料 2-1-5】	帝塚山学院大学及び帝塚山学院大学大学院入学試験実施規程	
【資料 2-1-6】	帝塚山学院大学大学院案内 2025	【資料 F-2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	帝塚山学院大学教学委員会規程	
【資料 2-2-2】	帝塚山学院大学アドバイザー教員による学生指導に関する規程	
【資料 2-2-3】	Web 学生カルテ画面イメージ	
【資料 2-2-4】	就職支援 NAVI 画面イメージ	
【資料 2-2-5】	帝塚山学院大学生の 10 のちから (大学便覧抜粋)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-2-6】	テヅカポートフォリオの活用方法 (大学便覧抜粋)	
【資料 2-2-7】	2024 年度春学期アドバイジング・デイ案内	
【資料 2-2-8】	人間科学専攻 研究指導教員 (大学院便覧抜粋)	
【資料 2-2-9】	臨床心理学専攻 主担当・副担当教員 (大学院便覧抜粋)	
【資料 2-2-10】	入学前学生生活面談案内 入学前面談アンケート様式	
【資料 2-2-11】	受験上の配慮等申請書	
【資料 2-2-12】	帝塚山学院大学ポータル案内 (大学便覧抜粋)	
【資料 2-2-13】	2024 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-14】	帝塚山学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程	

帝塚山学院大学

【資料 2-2-15】	ラーニングサポーター制度運用に関するガイドライン	
【資料 2-2-16】	GPA 値による学修指導面談実施通知	
【資料 2-2-17】	キャンパスライフアドバイザー(CLA)案内	
【資料 2-2-18】	2024 年 4 月入学者対象スクーリング記録	
【資料 2-2-19】	入学前教育課題レポート評価表 (様式)	
【資料 2-2-20】	2024 年度生入学前教育ガイドブック (全学部)	
【資料 2-2-21】	eラーニング教材について	
【資料 2-2-22】	大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	
【資料 2-2-23】	資格取得に対する単位認定制度 (大学便覧抜粋)	
【資料 2-2-24】	帝塚山学院大学留学実績(平成 25(2013)～令和 5(2023)年度)	
【資料 2-2-25】	帝塚山学院大学リベラルアーツ学部認定留学に関する規程	
【資料 2-2-26】	2023 年度 資格・検定試験による単位認定について (教授会資料)	
【資料 2-2-27】	2023 年度英語・韓国語勉強会実施報告	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	帝塚山学院大学キャリア委員会規程	
【資料 2-3-2】	キャリアデザイン科目の概要 (大学便覧抜粋)	
【資料 2-3-3】	キャリアセンターによる就職支援・キャリアセンターの活用 (大学便覧抜粋)	
【資料 2-3-4】	2023 年度「企業展」参加企業プロフィール集	
【資料 2-3-5】	就職支援 NAVI (大学便覧抜粋)	
【資料 2-3-6】	オンライン履歴書登録マニュアル	
【資料 2-3-7】	2024 年度バーチャル資格サポートセンター案内	
【資料 2-3-8】	2024 年度帝塚山学院大学サポーターズ企業参画のお願い	
【資料 2-3-9】	2023 年度就職先調査について	
【資料 2-3-10】	2023 年度卒業生就職状況表	
【資料 2-3-11】	学生向け文書「帝塚山学院大学大学院掲示板サイト閲覧について」	
【資料 2-3-12】	2023 年度大学院臨床心理学専攻就職ガイダンス資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	帝塚山学院大学学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	帝塚山学院大学大学院長期履修生規程	
【資料 2-4-3】	長期履修生制度概要	
【資料 2-4-4】	2023 年度クラブ補助状況一覧	
【資料 2-4-5】	2023 年度学生会執行委員会企画書	
【資料 2-4-6】	2023 年度学生相談室利用状況	
【資料 2-4-7】	令和 5(2023)年度保健室利用状況	
【資料 2-4-8】	父母等懇談会のご案内	
【資料 2-4-9】	父母等対象入学前説明会のご案内	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学校法人帝塚山学院固定資産管理規程	
【資料 2-5-2】	学舎配置図 (履修ガイド・時間割表抜粋)	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	中長期修繕計画	
【資料 2-5-4】	帝塚山学院大学図書館規程	
【資料 2-5-5】	2024 年度帝塚山学院大学図書館開館日カレンダー	
【資料 2-5-6】	LibraryGuide	
【資料 2-5-7】	ライブラリーガイド (利用者サービス)	
【資料 2-5-8】	帝塚山学院大学図書館運営会議規程	
【資料 2-5-9】	Maruzen eBook Library リモートアクセスのご案内	

帝塚山学院大学

【資料 2-5-10】	コモンズについて (大学便覧抜粋)	
【資料 2-5-11】	標準クラスサイズについて	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度授業アンケートの実施について (春学期・秋学期)	
【資料 2-6-2】	アセスメント・チェックリスト(20240401)	
【資料 2-6-3】	2023 年度授業アンケートアセスメント資料	
【資料 2-6-4】	2023 年度 TEZUKA OPEN DISCUSSION 実施報告	
【資料 2-6-5】	<TEZUKA OPEN DISCUSSION>で学生から出された意見・要望について (教員配付資料)	
【資料 2-6-6】	2023 年度 (大学院) 授業アンケート設問	
【資料 2-6-7】	大学院授業アンケート教員通知について (春学期・秋学期)	
【資料 2-6-8】	2024 年度保健室健康調査票	
【資料 2-6-9】	2023 年度学生インタビュー調査結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	帝塚山学院大学 3 つのポリシー (大学便覧抜粋)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	帝塚山学院大学生の 10 のちから (大学便覧抜粋)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-3】	帝塚山学院大学大学院 3 つのポリシー (大学院便覧抜粋)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-4】	帝塚山学院大学履修規程	
【資料 3-1-5】	アセスメント・プラン(20240401)	
【資料 3-1-6】	2023 年度シラバスチェックについて (報告)	
【資料 3-1-7】	年間に履修できる単位数の上限(CAP 制) (大学便覧抜粋)	
【資料 3-1-8】	帝塚山学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	2024 年度シラバス (大学院)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-10】	帝塚山学院大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	修士論文評価基準	
【資料 3-1-12】	事例研究総括レポート評価基準	
【資料 3-1-13】	2023 年度秋学期成績分布	
【資料 3-1-14】	基盤教育科目成績分布公表の検証資料 (2023 年度春学期)	
【資料 3-1-15】	各回生終了時点で必要になる単位数および 3 回生・4 回生配当の必修演習科目の履修条件について	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2024 年度入学生カリキュラム・ツリー (大学便覧抜粋)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 年度入学生カリキュラム・マップ (大学便覧抜粋)	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 3-2-3】	人間科学専攻、臨床心理学専攻教育課程表 (大学院便覧抜粋)	
【資料 3-2-4】	2024 年度シラバス (学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	2024 年度版シラバス作成の手引き	
【資料 3-2-6】	シラバス関連資料 (シラバス作成依頼時送付)	
【資料 3-2-7】	単位と学修時間 (大学便覧抜粋)	
【資料 3-2-8】	授業外学修時間増加のための施策について (23-04 教学委員会資料)	
【資料 3-2-9】	ナンバリングコードについて (大学便覧抜粋)	
【資料 3-2-10】	リベラルアーツ学科卒業に必要な総単位数 (大学便覧抜粋)	
【資料 3-2-11】	リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科メジャーコース・マイナーコースについて (大学便覧抜粋)	
【資料 3-2-12】	総合心理学科卒業に必要な総単位数 (大学便覧抜粋)	



帝塚山学院大学

【資料 3-2-13】	食イノベーション学科・管理栄養学科卒業に必要な総単位数 (大学便覧抜粋)	
【資料 3-2-14】	帝塚山学院大学基盤教育機構規程	
【資料 3-2-15】	多様なメディアを高度に利用して行う授業について (23-02 教 学委員会資料)	
【資料 3-2-16】	WebClass 主な機能のご紹介	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	テヅカポートフォリオ画面イメージ (学生用マニュアル抜粋)	
【資料 3-3-2】	卒業時ディプロマ・サプリメント様式	
【資料 3-3-3】	3年次ディプロマ・サプリメント様式	
【資料 3-3-4】	アセスメント・チェックリスト(20240401)	【資料 2-6-2】 と同じ
【資料 3-3-5】	アセスメント・チェック概念図 (全学共通項目)	
【資料 3-3-6】	2023 年度卒業研究論文ルーブリック達成度中間評価アセス メント結果報告書	
【資料 3-3-7】	2023 年度帝塚山学院大学心理学検定アセスメント結果報告書	
【資料 3-3-8】	2023 年度公認心理師志望者実力試験アセスメント結果報告書	
【資料 3-3-9】	2023 年度資格関連状況調査アセスメント結果報告書	
【資料 3-3-10】	2023 年度専門基礎科目評価アセスメント結果報告書	
【資料 3-3-11】	2023 年度「基礎演習」レポート・発表ルーブリック評価アセ スメント結果報告書	
【資料 3-3-12】	2023 年度教理・データサイエンス・AI 教育プログラム自己点 検・評価について	
【資料 3-3-13】	入学時・進級時・修了時 FD アンケート設問	
【資料 3-3-14】	2023 年度帝塚山学院大学大学院教育課程連携協議会記録	
【資料 3-3-15】	アセスメント結果報告書様式	
【資料 3-3-16】	大学院臨床心理学専攻 FD 研修会報告書(20240314)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	帝塚山学院大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-2】	帝塚山学院大学大学評議会規程	
【資料 4-1-3】	帝塚山学院大学教授会規程	
【資料 4-1-4】	帝塚山学院大学大学院評議会規程	
【資料 4-1-5】	帝塚山学院大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-6】	帝塚山学院大学学長会議規程	
【資料 4-1-7】	2024 年度帝塚山学院大学組織図 (大学便覧抜粋)	【資料 1-2-9】 と同じ
【資料 4-1-8】	帝塚山学院大学管理職員・役職員の職務に関する規程	
【資料 4-1-9】	帝塚山学院大学教学委員会規程	【資料 2-2-1】 と同じ
【資料 4-1-10】	帝塚山学院大学学生委員会規程	【資料 2-4-1】 と同じ
【資料 4-1-11】	帝塚山学院大学キャリア委員会規程	【資料 2-3-1】 と同じ
【資料 4-1-12】	帝塚山学院大学入試広報委員会規程	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 4-1-13】	帝塚山学院大学大学院学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-14】	学校法人帝塚山学院事務組織規程	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	管理栄養士・栄養士養成校基準と現状との対比	
【資料 4-2-2】	学校法人帝塚山学院大学専任教員採用に関する手続規程	
【資料 4-2-3】	帝塚山学院大学専任教員の昇任人事に関する手続規程	

帝塚山学院大学

【資料 4-2-4】	帝塚山学院大学専任教員の選考基準に関する規程	
【資料 4-2-5】	帝塚山学院大学特任教員採用規程	
【資料 4-2-6】	帝塚山学院大学教員評価実施規程	
【資料 4-2-7】	帝塚山学院大学教員評価実施要項	
【資料 4-2-8】	FD における人材育成の目標・方針(20240415)	
【資料 4-2-9】	FD 研修会 2023 年度実施記録	
【資料 4-2-10】	2024 年度授業公開ウィーク実施案内（専任・非常勤）	
【資料 4-2-11】	2023 年度 TEZUKA OPEN DISCUSSION 実施報告	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-12】	帝塚山学院大学ティーチング・ポートフォリオ様式	
【資料 4-2-13】	帝塚山学院大学大学院 FD・SD 推進委員会規程	
【資料 4-2-14】	FD 研修会 2023 年度実施記録（大学院）	
【資料 4-2-15】	2023 年度帝塚山学院大学大学院教育課程連携協議会記録	【資料 3-3-14】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD における人材育成の目標・方針(20240415)	
【資料 4-3-2】	SD 研修会 2023 年度実施記録	
【資料 4-3-3】	2024 年度人事部人事課主催研修（予定）一覧	
【資料 4-3-4】	SD 研修会 2023 年度実施記録（大学院）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針	
【資料 4-4-2】	帝塚山学院大学人間科学部「人を対象とする研究」倫理指針	
【資料 4-4-3】	帝塚山学院大学人間科学部「人を対象とする研究」計画等の審査に関する規程	
【資料 4-4-4】	帝塚山学院大学実験動物安全管理委員会規程	
【資料 4-4-5】	帝塚山学院大学動物実験等に関する規程	
【資料 4-4-6】	帝塚山学院大学放射線障害予防規程	
【資料 4-4-7】	研究倫理コンプライアンス研修実施報告(20220622)	
【資料 4-4-8】	帝塚山学院大学研究活動の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-9】	帝塚山学院大学における研究費の不正使用防止等に関する規程	
【資料 4-4-10】	帝塚山学院大学利益相反ポリシー	
【資料 4-4-11】	帝塚山学院大学利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-12】	帝塚山学院大学出版助成規程	
【資料 4-4-13】	帝塚山学院大学学長裁量経費に関する規程	
【資料 4-4-14】	2024 年度共同研究一覧	
【資料 4-4-15】	教員向け開催案内 2023 年度「科研費講演会」「科研費勉強会」開催について	
【資料 4-4-16】	2024 年度採択科研費一覧表	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人帝塚山学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人帝塚山学院事務組織規程	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人帝塚山学院帝塚山学院大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	令和 5 年度ガバナンス・コードに係る適合状況及び点検結果	
【資料 5-1-5】	学校法人帝塚山学院理事会常務委員会規程	
【資料 5-1-6】	第 1 次中期計画全体図	
【資料 5-1-7】	第 2 次中期計画全体図	【資料 1-2-7】と同じ

## 帝塚山学院大学

【資料 5-1-8】	令和 6 年度クールビズの実施について	
【資料 5-1-9】	帝塚山学院就業規則	
【資料 5-1-10】	帝塚山学院大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-11】	帝塚山学院大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 5-1-12】	ハラスメント防止（大学便覧抜粋）	
【資料 5-1-13】	帝塚山学院個人情報保護規程	
【資料 5-1-14】	学校法人帝塚山学院情報セキュリティポリシー	
【資料 5-1-15】	帝塚山学院大学情報セキュリティポリシー	
【資料 5-1-16】	学校法人帝塚山学院公益通報者保護規程	
【資料 5-1-17】	帝塚山学院大学危機管理規程	
【資料 5-1-18】	帝塚山学院大学防災管理規程	
【資料 5-1-19】	帝塚山学院大学緊急対応マニュアル	
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-1】	学校法人帝塚山学院寄附行為施行細則	
【資料 5-2-2】	令和 5(2023)年度理事会の審議事項一覧	
【資料 5-2-3】	学校法人帝塚山学院役員候補者選考委員会規程	
【資料 5-2-4】	2023 年度理事会委任状	
【資料 5-2-5】	学校法人帝塚山学院決裁権限規程	
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-1】	学院改革会議・大学部会規程	
【資料 5-3-2】	帝塚山学院大学大学評議会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-3】	帝塚山学院大学大学院評議会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-3-4】	帝塚山学院大学学長会議規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 5-3-5】	帝塚山学院大学事務職員管理職会議規程	
【資料 5-3-6】	2024 年度学校運営方針説明会の実施について	
【資料 5-3-7】	2023 年度理事会及び評議員会の開催状況、出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人帝塚山学院内部監査規程	
【資料 5-3-9】	2023 年度評議員会委任状	
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-1】	2024 年度当初予算編成について（依頼・方針）	
【資料 5-4-2】	学校法人帝塚山学院経理規程	
【資料 5-4-3】	学校法人帝塚山学院予算の編成及び統制に関する規程	
【資料 5-4-4】	学校法人帝塚山学院法人戦略予算規程細則	
【資料 5-4-5】	理事会議事録（平成 30 年 3 月 29 日）	
【資料 5-4-6】	学校法人帝塚山学院資金運用規程	
【資料 5-4-7】	まつかさ応援募金案内	
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-1】	学校法人帝塚山学院監事監査規程	
【資料 5-5-2】	令和 5 年度監査結果概要書	

### 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-1】	アセスメント・プラン(20240401)	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 6-1-2】	アセスメント・チェックリスト(20240401)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-1-3】	帝塚山学院大学大学評議会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 6-1-4】	帝塚山学院大学学長会議規程	【資料 4-1-6】と同じ

帝塚山学院大学

【資料 6-1-5】	3つのポリシーとそれに基づく活動の適切性に対する評価について	
【資料 6-1-6】	2023年度アセスメントに対する評価結果一覧	
【資料 6-1-7】	2023年度3つのポリシーとそれに基づく活動の適切性に対する評価結果	
【資料 6-1-8】	帝塚山学院大学自己点検・評価委員会規程	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	令和3年度自己点検評価書	
【資料 6-2-2】	令和3年度自己点検評価報告書	
【資料 6-2-3】	21-20 学長会議議事録	
【資料 6-2-4】	平成29年度日本高等教育評価機構認定証	
【資料 6-2-5】	臨床心理分野専門職大学院適格認定証	
【資料 6-2-6】	令和3年度臨床心理分野専門職大学院認証評価報告書	
【資料 6-2-7】	帝塚山学院大学教学委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 6-2-8】	2024年度教学 IR の取り組みについて	
【資料 6-2-9】	帝塚山学院大学における主な教学 IR の取り組みについて	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	帝塚山学院大学生の10のちから（大学便覧抜粋）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 6-3-2】	2024年度入学生カリキュラム・ツリー（大学便覧抜粋）	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	2024年度入学生カリキュラム・マップ（大学便覧抜粋）	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 6-3-4】	テヅカポートフォリオの活用方法（大学便覧抜粋）	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 6-3-5】	23-03、23-08、23-11 大学評議会記録（アセスメント関係）	
【資料 6-3-6】	2023年度全アセスメント報告書	
【資料 6-3-7】	アセスメント・チェック概念図（全学共通項目）	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-8】	平成29年度認証評価結果に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-9】	令和6(2024)年1月自己点検評価報告書（大学院人間科学部臨床心理学専攻）	
【資料 6-3-10】	帝塚山学院大学大学院 FD・SD 推進委員会規程	【資料 4-2-13】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 地域社会との連携方針と情報共有</b>		
【資料 A-1-1】	帝塚山学院大学社会連携機構規程	
【資料 A-1-2】	堺市と帝塚山学院大学の基本協定書	
【資料 A-1-3】	大阪狭山市と帝塚山学院大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	社会連携機構だより Vol.17	
<b>A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体的取組み</b>		
【資料 A-2-1】	帝塚山学院大学公開講座案内	
【資料 A-2-2】	大阪狭山市立公民館成人大学講座案内	
【資料 A-2-3】	地域の自治体における教員の委員活動一覧	
【資料 A-2-4】	大阪府住宅供給公社と社会医療法人生長会及び帝塚山学院大学による泉北ニュータウン地域の再生を目的とする包括連携に関する協定書	
【資料 A-2-5】	ANDO プレスリリース（株式会社福壽堂秀信）	
【資料 A-2-6】	一般財団法人池坊華道会との基本協定書	
【資料 A-2-7】	パナソニック・パナソニックビジネスサービス株式会社と帝塚山学院大学との包括的連携等に関する協定書	
【資料 A-2-8】	池坊専好氏による特別講義のご案内	

帝塚山学院大学

【資料 A-2-9】	パソナ・パナソニックビジネスサービス社×帝塚山学院大学カフェプロジェクト（大学ホームページより）	
【資料 A-2-10】	食堂イベント案内	
【資料 A-2-11】	令和5年度晴美台中学校区3校合同研修会実施要項	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。